

## 【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

### 8. 会議の経過

令和8年3月11日（水）午前10時00分開議

○委員長（椎名幸雄君） ただいまから環境都市常任委員会を開会いたします。

本日は、今定例会において付託されました議案9件、陳情1件について審査いたします。

これより、陳情について審査いたします。

陳情第9号の2、憲法第25条、住民の生存権保障が実施されるよう求める陳情書について。

本件につきましては、陳情者から意見陳述したい旨の申し出がありました。

お諮りいたします。陳情第9号の2を審査するに当たり、小泉三男さんを参考人として出席を求め、意見を聞きたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（椎名幸雄君） 御異議ないものと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

（参考人着席）

○委員長（椎名幸雄君） 小泉さんに申し上げます。意見陳述の時間は5分間となっております。

それでは、小泉さん、意見陳述をお願いいたします。

○参考人（小泉三男君） 皆さんよろしく申し上げます。

私は、憲法に定める生存権保障が実施されるよう求める陳情書について述べたいと思います。

上下水道料金について、次のように改善を図ることを求めます。

ア、上水道料金滞納を理由とする給水停止処分をなくすこと。

イ、上水道料金体系は、所得要件を加味したものとし、基本料金の全額・一部免除等を規定し、どれだけ貧窮であっても必ず給水されるようにすること。

ウ、下水道料金についても、上記に基づく措置がなされること。

エ、生活保護世帯については、当面の措置として、上水道料金の基本料分と下水道料金については近隣市と同様程度の給付を行うこと。

令和3年より毎月2,000を超えて滞納世帯宛て督促状が送られ続けております。水道局の資料では、給水停止とした件数が令和3年度130件、令和4年度266件、令和5年度476件、令和6年度402件だとしています。4月からの値上げで、こうした督促と停止が増えることとなります。

過去の事件でライフラインが止められて餓死した例がありました。厚労省が、平成13年に機械的な停止を慎むようにと通知を出しております。なお、千葉県では、自殺が令和元年から5年までは、99人の方が亡くなっています。毎年約20人ということです。

水道は命をつなぐ上で絶対欠かせないことですから陳情し、条例での減免明文化と申請書等の整

## 【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

備について検討していただけますようお願いしています。

イですが、どこの水道事業体でも一律方式で、減免規定がある千葉県でさえも口径と使用量によるもので所得要件は加味されていません。なので、今回の陳情では今後の議論をお願いしています。宮城県のように、全県統一の水道事業化へと進んでいる自治体があります。千葉県内でも、地域統合の動きが伝えられています。すると、各事業体の料金格差拡大、料金減免制度の違いが問題となり、国保と同じように水道料金、下水道料金の統一化もあり得る話です。先々を想定した検討が必要に思われたからです。千葉県営水道は、県民の約半数が利用していますから、統一となる際は大きな影響力を持ちます。

ウですが、下水道は停止できないので、条例での減免明文化と申請書等の整備について検討いただけることを願っています。

エですが、東葛5市と隣市の印西市との比較で唯一生活保護施策がないのが我孫子市です。少なくとも、近隣市並みの施策を実施することを望んでおります。

ちなみに、生活保護を東葛5市と印西市で比較しますと、次のようになりますので御覧ください。既に千葉県営水道には水道料金の減免規定があって、生活保護利用者が適用となっていて、給水範囲の各市、合計人数でいうと、全県7万世帯のうち5万世帯に及びます。こういうことから、可能な限り減免の施策を実施することを望んでいます。

以上です。

○委員長（椎名幸雄君） 以上で参考人の意見陳述は終わりました。

参考人に対する質疑はありませんか。

○委員（飯塚誠君） この陳情文の2の先ほどエの生活保護世帯について、上水道料金の基本料分と下水道料金は近隣市と同等程度の給付を行うこととなって、これ水道、お金が払わなくても使えるようにということだと思うんですが、近隣市にも差異があると思うんですね。もうちょっと具体的にどういうことでしょうか。

○参考人（小泉三男君） ありがとうございます。

これは県営水道の減免規定で皆さん既に御存じだったと思うんです。生活保護世帯とか障害者世帯等には減免の規定があるので、実施しているということです。ですので、この千葉県の水道は、県民の約半数は利用されているということで、むしろ東葛のように自治体独自の単体のというのは少ないことになります。

要するにこういった形で減免規定をこれから整備していくことを進めていく上で、取りあえずは我孫子市に関しては近隣市とあまりにも格差が大きいので、できるところから実施していただきたいという思いで、今回提案させていただいております。

○委員（飯塚誠君） 趣旨はよく理解しております。

## 【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

2のエの近隣市と同等程度の給付を行うことって、どこの市のどういう状況と合わせてくれというふうにおっしゃられているんでしょうか。この2のエの部分です。

○参考人（小泉三男君） 上水道については、まず流山市と同様に基本料金の免除が必要かと思えます。印西市は、大部分は県営水道で、一部が自治体の分になっていて、県が減免しちゃっているんで、自治体の分だけ何もしないってわけにいかないということもあって、同じように処遇しているということなんですね。

ですので、当面としてはまず上水道については、基本料金のほうの減免から進めていってほしいなと思いますし、下水道料金については、他市のほとんどは免除していますので、同じ水準でやってほしいというお願いです。

○委員（深井優也君） 御説明ありがとうございました。

私も今回の資料、頂いたのは昨日だったかなと思うんですけども、すごくまとまっていて分かりやすく、ありがとうございます。

正直、今の飯塚委員のおっしゃっていたところに関しても、水道というよりどちらかというと福祉の観点の話なのかなと。社会福祉のほうかなというふうに思っているんで、何かこの場で話すのがどうなのかなというところはちょっと思うんですけども。おっしゃるとおり、印西市のところは県水さんのほうで情報を申告してということなのかな、やっていて、その分下げているんだと思うんですけども、我孫子市においては、やっぱり個人情報、生活保護の方の情報というのなかなか仕入れることはできないのかなと。企業体なので。なので、ちょっと同じような形でできるということはなかなか難しいんじゃないかなというふうに思うんですけども、この辺のところって何か調べられていたりとかしますかね。

○参考人（小泉三男君） その部分で丁寧に調べてはいません。ですけども、今回確かに陳情書の全体像は、憲法で保障された住民生存権保障という形で、水道というのもそもそも命のものになるので、これは社会保障として定義されるべきだというふうな考えで話をさせてもらっているということです。

それで、厚労省の通知とかも見ますと、関係各所とちゃんと連携して、困窮したとしても機械的に停止してはいけないんですよという通達が出ているのは、これはもうずっと、ガス、電気と同じように、この趣旨は通じていることですので、同じように人の命に関わることという部分については大きな問題だということですので、そんなふうを受け止めてほしいなという思いです。

○委員（深井優也君） ありがとうございます。

私も今回この話が出たときに、水道局さんのほうに今実際どうなのというののヒアリングしに行ったんですね。今、機械的にやることはよくないということ、これは我孫子市のほうの水道局のほうも同じように考えているので、結構丁寧にやっているなということが結論としては分かったんで

## 【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

すけれども。順番としては、まず納付書を送って、それが駄目であれば督促をして、その後通告をして、最後現地説明をしてということ。現地説明においても、かなり丁寧に説明をしているようで、払っていないからもうすぐにばしとかではなく、お金払える見込みどうなんですかとか、そういうのは結構聞いているみたいなんです。

そもそも生活保護のところは、我孫子市でもパンフレットあるんですけれども、生活扶助の中に、食費、光熱水費、日用品等の購入で、年齢や世帯の人数構成等によって金額定められていますということで、光熱水費というところで含まれた上で入っているんですよ。

その使い方のところで、やっぱり水道というのは命に関わる場所なんで、まず優先して、生活保護を受給されている方が払う必要があるところなのかなというふうに思っておりますし、仮にそれがなかなかお金の管理ができないというときは、ちゃんと福祉のところで、そういったところのトレーニングじゃないですけども、その管理をちゃんと一緒に伴走してくれるというような仕組みのほうにも誘導をされているみたいなので、決して何か機械的にばしとやっているわけではないなというのが分かったんですね。

なので、この辺どうかなと思うんですけれども。

○参考人（小泉三男君） おっしゃるとおり、水道局のほうも多大な苦勞されていることは容易に受け止めております。それは当然そのようなことだと思います。

今回言っているのは、もし同じ理由で生活保護だったら援助必要ないというのであれば、なぜ県営水道は援助があるのかということと、そごが発生するというふうに思うんですね。既に同じ税金払っている県民のうち、県営水道を利用する世帯は半数なんです。人口の多いところが県営水道を布設しているためなんです。

ところが、そうでないところが何もなくいいというふうなことにはならないというふうなことがあって、東葛近隣市で言うと、流山市と印西市は既にやっているということがあって、これは縮小することはないだろうな。もう一つは、水道料金はこれからもどんどん引き上がっていくだろうなというふうなことなんです。

ですので、ある程度社会保障的な歯止めというのをつくっておかないと、困窮する人がどんどん増えてって、滞納が増えていって、停止にどんどん追い詰められていくという事態が広がっていくということは、社会不安じゃないですか。自殺の数とか見ても、この我孫子で毎年20人自殺するんです。それはそもそも全部が経済的状況だということではないにしろ。だけれども、これはあってはならないことでもあって、特に困窮で自殺するというようなことは防いでいかなければならないということが、社会的な問題としてはあるというふうに考えていますので、やはり福祉に優しい我孫子というのを実現する中に、こういった問題もあるんだというふうに皆さんにお伝えできればなということなんです。

**【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。**

○委員長（椎名幸雄君） 暫時休憩します。

午前10時15分休憩

---

午前10時19分開議

○委員長（椎名幸雄君） 再開いたします。

ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（椎名幸雄君） ないものと認めます。

参考人に対する質疑を打ち切ります。

陳情第9号の2、憲法第25条、住民の生存権保障が実施されるよう求める陳情書について、発言があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（椎名幸雄君） ないものと認めます。

陳情第9号の2に対する発言を打ち切ります。

暫時休憩いたします。

午前10時20分休憩

---

午前10時27分開議

○委員長（椎名幸雄君） 再開いたします。

陳情に対する討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（椎名幸雄君） ないものと認めます。

これより採決いたします。

陳情第9号の2、憲法第25条、住民の生存権保障が実施されるよう求める陳情書について、願意妥当と認め、採択するに賛成の委員は起立願います。

（ 賛 成 者 起 立 ）

○委員長（椎名幸雄君） 起立少数と認めます。

よって陳情第9号の2は不採択すべきものと決定いたしました。

暫時休憩いたします。

午前10時28分休憩

---

午前10時35分開議

## 【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

○委員長（椎名幸雄君） 再開いたします。

これより議案について審査いたします。

議案第10号、我孫子市中小企業資金融資条例の一部を改正する条例の制定について、当局の説明を求めます。

○企業立地推進課長補佐（吉岡泰生君） 議案第10号、我孫子市中小企業資金融資条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

議案書の67ページを御覧ください。

我孫子市中小企業資金融資条例第6条に基づき、金融機関との間で定める貸付利率が同条例第7条に規定する年3%の上限を超えることから、利子補給上限を年4%に改正するため、条例の一部を改正するものです。

続いて、改正内容について御説明いたします。

68ページを御覧ください。

第7条中、年3%以内としているものを年4%以内に増加し、改正を行います。

改正する理由としては、令和8年2月27日に開催した我孫子市中小企業資金融資制度説明会において、市内金融機関との協議により、上限となる貸付金利が3.6%となり、現条例に規定する3%を上回ることとなりました。現在のところ貸付実績はありませんが、本市が施策的に全額を補給することとしている大型店進出対策資金及び小児科支援資金に対して、今後申込みがあった際に全額利子補給を行うため、利子補給上限を引上げさせていただきたいと考えています。

本改正につきましては、令和8年4月1日から施行します。

以上で説明を終わります。十分な御審議の上、御可決いただきますようお願いいたします。

○委員長（椎名幸雄君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑を許します。

○委員（木村得道君） 確認だけちょっとさせていただきますけど、うちの会派からもちょっと実態を聞いてほしいと言われた、貸付けの実態がないというお話なんですけれども。せっかくある制度なので、この新年度も含めて、事業貸付けについての御案内というか、今までどうやってきたのかと、これからどういうふうにしていくのか、ちょっと教えてください。

○企業立地推進課長補佐（吉岡泰生君） 小児科資金のほうが中心になるんですが、市内金融機関含め、こういった制度があるといったところについては強く周知をさせていただいているところで。実際問合せ等はあるんですけれども、実際の貸付けまでに至らないというような状況が数件ありましたので、大変有利な制度となりますので、引き続き金融機関さんに周知は強化していきたいと思っております。

○委員（木村得道君） 分かりました。

## 【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

1つ、なかなか実態がないというのは、今の御答弁あったとおりにいろいろしなきゃいけないと思うんですけど、せっかくこういった制度があるのに活用されないというのは非常に、逆に言ったらもったいないというか、予算計上も含めてちょっと残念なことになるので、もう少しちょっと活発に何かアプローチできるような手法というのはないんでしょうかね。

○企業立地推進課長補佐（吉岡泰生君） 制度開始においては、我孫子医師会等にも周知を御協力させていただいたんですけども、今後に関しては、小児科資金のほうが中心になるんですが、市内の小児科さん等に周知活動というか、パンフレット等をして実際金融機関に相談に行きやすいような体制は構築していきたいと考えております。

○委員（木村得道君） ごめんなさい。これ、小児科の皆さんが貸付けられるような仕組みなの。そこが限定じゃないですね。だから、もう少し小児科に特化するわけじゃなくて。今多分、小児科さんを少しでも増やすというか、協力していただくためにやっていると思うんですけど、ターゲットとしては小児科だけじゃないですよ。医療機関だけじゃないですよ。医師会だけじゃないと思うんですけど、そこら辺はどう考えていますか。

○企業立地推進課長補佐（吉岡泰生君） 全額補給が可能なものが小児科さんと大店法の設置で影響を受ける商店さんという形を取っているんですが、それ以外の融資制度に関しても、大変創業支援資金であったりとか有利なものがありますので、こちらに関して創業される方のセミナーであったり、我々ビジネス交流会であったり、女性起業支援フォーラムなど様々なイベントをやっておりますので、こちらのほうでこういった制度を活用して、事業の拡大であったり、発展をしていけるようなことが可能だといったところを強く周知を図って行って、金融機関さんにも引き続き御協力をいただいきたいなというふうに思っております。

○委員（木村得道君） 分かりました。

うまくちょっと工夫をして、またそれ今御答弁いただいたこともちょっと工夫をしながら、あとはしっかりとPRとか告知もしてもらいながら、この事業、この資金の融資の仕組みをしっかりと使っていただけるように、また問合せが多分、告知の仕方とかPRの仕方でも問合せ変わってくると思うので、そこら辺もちょっと工夫していただきたいと思います。

もう1点だけ。これ、金利がまた銀行のそれによってまた変わってくるときに、当然ここら辺の上限なんかも今後も変わっていくことになっていくのか、考え方だけ最後に確認させてください。

○企業立地推進課長補佐（吉岡泰生君） こちら金利に関しては、国際金利、指標となる長期プライムレート等も上昇が続いておりますので、次年度以降も多分利率は上がっていくだろうというような予測をしております。

ただ、こちらのほうの利子補給率の上限というようなところを変えていくと、予算の支出といったところも増えていくような形になっておりますので、こちらに関しては、財政部局とどこまで支

## 【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

援を市が行っていくかといったところは相談してやっていきたいと思うんですが、やはり小児科支援資金であったり、大店法の影響を受ける商店さん等に関しては、全額補給ができるような方式というようなところを引き続き検討していければなというふうに考えております。

○委員（飯塚誠君） これ多分なんだけど、貸付実績がないというところは、僕いろんなところで機会でやることは重要なんだけど、まず金融機関にこの内容を周知して配ってくれと。こういうものがあるよというのを金融機関に徹底しないと、僕はこれ実績出ないと思うんですよ。

私もメニュー見させていただいたんだけど、僕が中小企業経営者だったらやりたいなって思うものいっぱいあるのね。だけどね、例えば自分が創業者だとしてアイデアがあると、商品もあると。じゃ、それ銀行に創業者貸付けに行こうって言った場合には、多分なんだけど、銀行は貸してくれるって言ったら、もう担保があるような内容なんですよ。あるいは、例えばそこがこけたとしても、この商品やサービスだったら買収企業が絶対出るといったら金融機関貸し付けるから、この自治体間で模索する必要性がないから。

一番多いのはね、例えばなんだけど、担保もないと。自分が創業ベンチャーだとしたらね。そうしたら、例えばなんだけど、申し訳ないんだけど飯塚さん、いわゆる預金担保だけ出してくれないと。3,000万円預金で入れといてくれれば、これは担保とみなして、本当は担保じゃないんだけど貸し付けるよみたいなものが多いんですよ、実務としてね。

だけどそれもないって言ったときに、金融機関はそれじゃ厳しいですねじゃなくて、こういう貸付けがありますよというのを紹介していただくというのが。だって、大体ね、それは中小企業の運営が厳しくてもよ、それはランニングコストが欲しい場合でも、イニシャルコストが欲しい場合でも、金融機関に行くに決まってるから、相談にさ。そこでこういうのがあるよというのをちゃんと本当に正確に伝えられていただけているかどうかというのが多いわけですよ。

だから、結構地銀もそうだし、あるいは信用金庫だとか、信用組合なんかもそう。意外に零細がメインバンクとしているようなところに、ここも説明してねと。自分のところでちょっと、自分のところで融資できるものはしてくださいと、営利なんだから。だけど、そこからはちょっと厳しい、漏れちゃいそうなものについては、融資部の審査が厳しそうだなというのには、こういうのあるよというのをどんどん言ってくないと、そこで貸し付けるかどうかは、今度こっち側の問題だから判断すればいいんで。だけど、公的な機関は、それは金融機関よりも緩いに決まっているわけだからさ。将来のサービスだとか、成否を見るわけだから、我々としてはさ。だからその金融機関にやっぱり丁寧にこういう制度もあるよって、自分のところで駄目そうだったら、断らないでこういうのも紹介してねって言っていく、この努力がないと。大体ね、金融機関の協力というところが。

これを私も実績を調べましたら、自治体ね、そういうところの協力を特に求めて。そうするとそこに支店がある、いわゆる零細企業をメインバンクとしている金融機関が丁寧に説明してくれてい

## 【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

るところは大体実績が出ています。

だから、やっぱり金融機関に理解をしてもらって、ともに同じところに支店があって、うちも我孫子なんだから、自治体なんだから、これ育てていこうよという、その趣旨に同調してもらって、それでその説明を丁寧にしてもらえるかどうかは僕は鍵だと思うので、そこをもうちょっと密にしっかり丁寧にやっていただきたいと思いますが、いかがですか。

○企業立地推進課長補佐（吉岡泰生君） 資金のメニューに関しては、我々の市の制度融資であったり、千葉県の融資、政策金融公庫が商工会を通じて貸し出すメニューであったり、銀行の独自の融資等いろいろあるんですけれども、今回、融資の関係の会議の中でも、幹事銀行様から、この我孫子市の制度というものが、利子補給を合わせると最も中小企業さんであったり、零細企業さんについては有利なメニューになっているというような話を伺っております。

なので、銀行さんのところではいろいろな営業形態があって、ルートの顧客さん回ったり、新規のところを訪ねたりといったところがあるんですけれども、やはりこういったところの我々の融資制度が最も事業者さんに対して支援になるといったところを強くもう一度説明しながら、制度の普及に努めていきたいと思っております。

それについては銀行さんにも、いろいろ会議というか、いろいろ綿密に協議であったりとか情報交換をしながら進めていければと考えております。

○委員（飯塚誠君） そうだと思う。

それでね、大体自治体でこういうのがうまく稼働しているところを見ると、金融機関に例えば文面でA4のを持って行って、こういう融資制度があるからお願いしますって持っていただけじゃ駄目で、ビジュアルでどう説明するかというところを、金融機関に負担がないように、うちらで作って、こういう制度ですよという、その図解みたいなのもちゃんと提示しているところは結構やっぱり強いですよ。

だって金融機関だって自分の融資じゃなければさ、手間暇かけて我孫子市のそれずっとやってくれるわけがないんだからさ。例えばパワーポイントでずっとやってくれているってわけじゃないんだから。それはこちら側から準備をして、こういうのをできれば見せてもらいたいだとか、紙面でもいいですよ、配ってもらいたいと。そういうところをね、資料の提供についても丁寧に金融機関に。

とにかく金融機関です、ポイントは。何でかという、金融機関に頼みに行くんだから。自分が中小企業のおやじさんだとして、例えば運転資金だって相談に行くのは金融機関だし、創業だって新たな分野への進出だって、まず金融機関だから、メインバンクだから。そのところのやっぱり資料も含めて丁寧にやっていただいて。もう答弁結構ですけど、やっていただけるということなので、よろしくをお願いします。

## 【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

以上です。

○委員（内田美恵子君） 私からは何点かですけれども、最近金利が上昇していますけれども、先ほど長期プライムレートなどを参考にして金利を決めているということなのですが、今後貸付利率はどのぐらいになると市は見込んで、今回の3%から4%にするという設定をしたのか、その辺お聞かせください。

○企業立地推進課長補佐（吉岡泰生君） 次年度に関しては、最も高い7年で返済をするものについてが3.6%というような設定になりまして、昨年が2.8%でしたので0.8%ぐらい上がっているような形になっております。

こちら国債金利に関しても、令和6年に関しては5年で0.31%ぐらいになっていたものが、現状1.644%と直近になっておりまして、5倍近い形になっております。バブル期においては、やはり7%、8%というような金利もあったので、そういったところというのは今後の景気次第になるんですけれども、なっていく可能性はあるのではないかなというふうに思っています。

ただ先ほど申し上げたとおり、こちらをどこまで市のほうが補給を行っていきけるかというようなところは財政面もありますので、そういったところについては熟慮していきたいなというふうに思っているところです。

○委員（内田美恵子君） 今御答弁にもありましたけれども、金利が上がれば、それだけ利子補給に対する市の持ち出しも増えるということなので、まさに厳しい財政状況の中で、どれだけ出せるかというのは、今後の課題となると思います。

本当にこの頃急激に上昇していますので、この金利に関しては、借りる方がぜひ借りたいというふうな気持ちもあると思いますので、動向をしっかりと見て、それにできるだけ合わせていただきたいなと思います。

それで、これ今までも御意見出ましたけれども、中小企業事業者に、この制度をできるだけ活用していただきたいということで今回改正するということだと思いますが、これまでのこの制度の利用状況というようなのが分かれば教えてください。いろいろな種類の運転資金だとか、設備資金だとか、いろいろな資金の種類があるわけですが、その辺、主なものが分かればお聞かせください。

○企業立地推進課長補佐（吉岡泰生君） 過去からのところで、ちょっと実行件数といったところになってしまいうんですけれども、令和3年からの実行件数でいくと、令和3年が27件、令和4年が29件、令和5年が22件、令和6年が13件、現在、令和7年の1月末までのものになりますけれども12件というような形での実行件数というような形になっております。

総じて利用としては運転資金というような形で、事業を営む上の運転資金というものが多くの割合を占めているような状況となっております。

## 【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

○委員（内田美恵子君） 最近の物価高騰で、市内の中小企業事業者の経営が悪化しているというようにあると思うんですが、市内の中小企業者の状況というのを市はどのように把握されているのか、どういう状況なのかということが分かればお聞かせください。

○企業立地推進課長補佐（吉岡泰生君） 個別には把握はちょっとさせていただいていないんですけども、こちらのほうの融資を申し込む際に、銀行さん等から書いてくる与信判断等から判断をしているんですが、直近では、そこまで経営的に厳しいというような方からの申込みはないような形になっております。

○委員（内田美恵子君） 以前、私も事業者の方から資金融資の話をちょっと聞いたときに、この市の制度を御紹介して、とても助かったという声を聞いているんですけども、ぜひ市も先ほどから質問にあるように、金融機関と連携をして、市内の事業者の状況というのをしっかりと把握していただくということがすごく重要なことだと思います。

それからもう一点、先ほどから出ているように、この制度自体を知らない事業者が結構多いと思いますので、その辺の周知徹底というのが必要かなと思いますので、その辺よろしくお願ひしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○企業立地推進課長補佐（吉岡泰生君） 先ほど木村委員、飯塚委員からも強化してほしいというようなのをいただきましたので、周知のほうは強化していきたいと思っております。

あとは、こちらのほう商業者の集まる商工会さん等にもいろいろ御協力をいただきながら、こういう制度があって安心して資金調達ができるというような方式があるよというようなところを、やっぱりいま一度強化して周知していきたいと思っております。

○委員（岩井康君） 今の答弁との関連なんですけれども、令和7年に12件の内容があったということですが、この12件については運転資金ということでよろしいんですね。それで、実際に額的にはどのぐらいになっていったのかということと、あくまでこの予算との関係がありますから、予算を組む上で実際には何%、この4%にした場合にどのぐらいになるのかというのが非常に気になる場所なんです。その辺はいかがでしょうか。

○企業立地推進課長補佐（吉岡泰生君） 令和7年度、運転資金が中心になるんですが、実績としては運転のほう11件、設備のほう1件というような形が今現在での実行件数となっております。貸付けの融資額に関しては、運転のほう1億500万円、設備のほう430万円というのが現状での実績というような形になっております。

こちら我々のほうの利子補給というものが、貸付実行時点での利率に対しての補給というような形を取っていきますので、本年の3月31日までに借りた方に関しては、本年の利率というのが適用されて、4月1日この利率が新しく変わりましたら、そちらに対しての補給利率という形になっております。なので、年間15件から20件程度が発生するような形になりまして、仮に1,000

## 【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

万円借りた場合については、約4万円ぐらいの年間の利子が発生して、そこに対して半額補給するとしたら2万円程度になるのかなと思っております。

なので、我々としては予算としては昨年から約40万円程度増額して、この後予算の計上させていただくような予定をしております。

○委員（岩井康君） ありがとうございます。

40万円増額をすると総額で幾らなんでしたっけ、実際には、1億9,300万円ですよ、全体がね、令和7年では。このあたりですと、具体的には幾らになりましたかね、これ。

○企業立地推進課長補佐（吉岡泰生君） 新年度に見込むものというような形での御説明が不足していて申し訳ないですけど、40万円のところに関しては、新年度に関して新しく貸付けを実行したのに対して利子が増額するというような予定しているものになりますので、こちら金額的にはちょっと詳細が予算のところになるのであれなんです、例えば80万円の利用者が利子を支払った場合について、40万円補給するような形になりますので、そこでちょっと計算をさせていただいているというような状況になります。

○委員（深井優也君） 御説明ありがとうございました。

先ほど内田委員がおっしゃったとおりに、利子補給というのは結局持ち出しが増えるところなんです、この辺のバランスはちゃんと考えないといけないのかなというふうには思っているところではあるんですけども、飯塚委員の回答のところ、幹事銀行さんから最も零細企業に有利というふうなお言葉をいただいているということは、これはもう、やっぱり一番というところは本当にアピール材料になると思うんですね。なので、皆さんおっしゃっていたとおりに、このPRというのが本当に大事なところになるのかなというふうに僕も思っています。

紙を頂いた我孫子市中小企業資金融資制度の御案内というところで、皆さんこれで判断するのかなというふうに思うんですけども。すみません、ちょっと基本的なことなんですけれども、利子補給率というのが、今回、令和7年度って融資利率と同じということで、括弧年利3%以内というふうになっています。そのほかのところは、貸付利率の100分の50とか100分の60とか、この辺の裁量というのはどういうふうに決めているものなんでしょうか。

○企業立地推進課長補佐（吉岡泰生君） 小児科資金であったり、大型店進出対策資金に関しては、我々としても施策的に支援をしなければいけないというような部分になりますので、100%補給をさせていただくというような設定をさせていただいておまして、あと運転・設備資金というところに関しては、通常の一般的にならずと我孫子でやられている方については、運転資金については2分の1になる50%の補給、設備資金に関しては設備を強化してこれから増やしていくというような発展につながるものでありますので、60%の補給というような形の設定をさせていただきます。

## 【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

さらに創業支援というような形で、創業者の方については、資金等がなかなか最初からないというような形が見受けられますので、こちらについては運転資金のほうで70%、設備資金のほうで80%というような形での強化をさせていただくような形で補給をさせていただいております。

○委員（深井優也君） 御説明ありがとうございます。

さっきのと逆になっちゃうかもしれないんですけども、この貸付利率の利子補給率というのを上げれば、例えば変な話、ほかの運転資金とかそういったところも100分の100とかにして、それがむしろPRとかになるんだったら、やってもいいのかなというふうには思うんですね。

ただ今、現状で小児科支援金と大型店がマックスの4%というところは、政策的に絡むところということでマックスにしているというのは分かったんですけども、これの件数自体はないというところになると思うんで。実質今、稼働している部分というところ。この辺にどうPRしていくか、新たに我孫子市に事業者さんをいかに呼び込むかというところのPRに、これは使えることだと思うんですけども、この辺はいかがでしょうか。

○企業立地推進課長補佐（吉岡泰生君） こちらの中小企業の資金制度の融資に関しては、近隣市もほとんどの自治体がやっているような状況になっておりまして、資金メニューに関しては市の独自性を持って設定できるようなものがあるような形になっております。

なので、ちょっと我々としても企業を呼び込むに当たって、こういった新しい資金メニュー等というところについては、改めて検討させていただければなというふうに思っております。

○委員（深井優也君） ありがとうございます。

選択と集中みたいな感じにはなるかもしれないんですけども、特にこういう、まさに小児科を呼ぶとかみたいな感じで、一つの部分に特化して変えるというのも、すごく政策的に効果のあることだと思うんですね。なので、この辺のところは今後も研究を進めていただいて、我孫子市に事業者をどういうふう呼び込むかというところで、こういう業種にはこうとか、他市のこういうエリアの人にはこうとか、何かそういうのをちょっとずつ考えていけばいいのかなというふうにも思いますけど、現状でどうでしょうか。

○企業立地推進課長補佐（吉岡泰生君） こちら、先ほど来から金融機関さんの協力を得ながら進めていかなきゃいけない部分もありまして、金融機関さんに関しては県内移動しながら、いろいろな情報であったり、どういった資金が必要なのかといったところも、ノウハウ、知識を持っておりますので、市単独ではなく外部の知識も得ながら、いろいろ検討を進めていきたいと思っております。

○委員（深井優也君） ありがとうございます。

ぜひ本当に研究を進めていただいて、せっかく評価のところでも最も有利って言われているんですから、本当に持ち出しが増えるというところのバランスは見ないといけないかなというふう

## 【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

には思うんですけども、この辺のところは今後も研究を進めてください。よろしく申し上げます。

○委員長（椎名幸雄君） 暫時休憩します。

午前11時02分休憩

---

午前11時03分開議

○委員長（椎名幸雄君） 再開いたします。

ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（椎名幸雄君） ないものと認めます。

議案第10号に対する質疑を打ち切ります。

議案第11号、我孫子市下水道条例及び我孫子市公共下水道事業審議会条例の一部を改正する条例の制定について、当局の説明を求めます。

○下水道課長補佐（藤田雅史君） 議案第11号、我孫子市下水道条例及び我孫子市公共下水道事業審議会条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。

議案書は69ページ、議案資料も69ページになります。

初めに提案理由です。

地域下水道の区域に接続する下水道管工事が完了することから、当該区域を公共下水道の区域とするとともに、地域下水道及びし尿処理施設を廃止するため提案するものです。

条文の説明に入ります前に、久寺家1丁目及び久寺家2丁目地区の汚水処理の状況について説明いたします。

議案資料の69ページを御覧ください。

久寺家1丁目及び久寺家2丁目地区の汚水は、地区南側のあすなろ公園横のポンプ場から、図面中、破線で示すルートで久寺家処理場にポンプで圧送し、汚水処理をしています。久寺家処理場が老朽化していることを踏まえ、令和2年度より公共下水道への接続に向けた工事に着手しました。

図面中、実線で示すあすなろ公園前から我孫子二階堂高校及び中央学院大学北側を經由する污水管工事は、令和8年3月5日に完了し、同年4月に供用開始し、公共下水道へ接続いたします。

次に、改正の内容について説明いたします。

議案書70ページの新旧対照表を御覧ください。

初めに我孫子市下水道条例の一部改正についてです。

第1条及び第2条については、地域下水道とする区域を公共下水道区域とすること及びし尿処理施設を廃止することから、関連する条文中の地域下水道及びし尿処理施設の文言を削除するものです。

## 【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

次に、71ページを御覧ください。

第3条は、地域下水道として設置した区域を削除するとともに、久寺家処理場の名称及び位置について削除するものです。

第5条は、地域下水道への準用規定について削除するものです。

続きまして、次の72ページを御覧ください。

我孫子市公共下水道事業審議会条例の一部改正についてです。

第1条については、地域下水道とする区域を公共下水道の区域とすることから、地域下水道の文言について削除するものです。

最後に附則です。

この条例は、令和8年4月1日から施行するものとします。

なお、パブリックコメントは、パブリックコメント手続実施要綱第3条第1項のいずれにも該当しないことから実施しておりません。

以上で説明を終わります。十分な御審議の上、御可決いただきますようお願いいたします。

○委員長（椎名幸雄君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑を許します。

○委員（内田美恵子君） 確認だけなんですけれども、地域下水道というのは特定の地域を単位として設置された下水道だということなんですけれども、今回は久寺家1丁目及び2丁目の区域ということですのでよろしいですね。

○下水道課長補佐（藤田雅史君） 委員のおっしゃるとおりです。

○委員（内田美恵子君） 市内には久寺家以外の地域下水道というのはないという理解でよろしいんでしょうか。

○下水道課長補佐（藤田雅史君） 委員のおっしゃるとおりで、今回の改正で全てなくなります。

○委員（内田美恵子君） 今回、下水道管路工事が完了することから、当該区域を公共下水道の区域にするということなんですけど、久寺家地域の下水道管路工事が一番遅くなったという理由は何かあるんでしょうか、その辺分かればお聞かせください。

○下水道課長補佐（藤田雅史君） 我孫子市内には今まで地域下水道のエリアがありましたが、それを順次公共下水道に替えてきたという歴史があります。

久寺家に関しましては、久寺家処理場があったことから、恐らく最後になったかと思いますが、今回久寺家処理場の老朽化がありましたので、最後になってしまったという流れと考えております。

○委員（内田美恵子君） 分かりました。

それで、今回、これまでの地域下水道の規定というのが、公共下水道の規定を準用していたというふうに書かれているので、今回、地域下水道から公共下水道に変わったとしても、あまり変化は

## 【会議録（暫定版）】校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

ないのかなと思いますが、その辺の何か変わる点があるのかどうか。

それから、これ公共下水道にしたということで、何かメリットというか、よい点があるのであれば、その辺をお聞かせください。

○下水道課長補佐（藤田雅史君） 今回の改正で、久寺家1丁目及び久寺家2丁目の皆様の4月からの下水道料金の今回の改正に関する料金変更はございません。

メリットとしましては、今までは久寺家処理場に万が一の事態があったときは、汚水の処理ができなくなってしまう可能性があったんですけれども、今回の改正によりまして久寺家1丁目及び2丁目地区の汚水は公共下水道に流すこととなりますので、久寺家処理場の運営の有無にかかわらず排水ができるという状況になります。

○委員（内田美恵子君） 分かりました。いいです。

○委員（岩井康君） 今の説明に加えまして、特定地域の基準について。例えば今回が最後ということになりますけれども、この基準はどういう基準に基づいて特定地域というふうに設定しているのでしょうか。

○下水道課長（西澤卓君） 恐らくですけれども、当時久寺家1丁目、2丁目地区が開発で造成されていると思うんですけれども、恐らくその開発の区域のエリアを1単位として地域下水道の区域を設定していたというふうに思われます。

○委員（岩井康君） 今の説明ですと、開発エリアというふうに言われましたが、我孫子市内にはまだ開発されているところはありますよね、実際ね。その辺りは特定区域にならないわけですね。

○下水道課長（西澤卓君） 当時、流域の下水道管も手賀沼沿いのほうの流域下水道管しかなくて、いわゆる利根川のほうの北部第2幹線というのは、当時はまだ布設もされていなかった状況です。

ですので、下水がなければ浄化槽で処理をするという、そういう指導といいますか、そういう排水もあったかと思うんですけれども、ここの久寺家1、2丁目地区については、久寺家処理場を建設して、そこで汚水処理をしていたという形だと思います。

○委員（岩井康君） 最後の72ページのところでの適正化というふうに書かれていますね。使用料等の適正化と。この適正化については、これももうちょっと説明をしていただきたいんですけれども。例えばこれはどこか特定の地域がそういった対象になっているというふうに言えるのかどうか、このあたりについてはどのように捉えているのか、お知らせください。

○下水道課長（西澤卓君） 議案書の72ページのほうに記載されておりますのは、我孫子市公共下水道事業審議会条例の内容でございまして、いわゆる審議会を開催して、いろいろ議論をさせていただく内容で、その中にいわゆる公共下水道の使用料の適正化、要は前回の12月議会で使用料改定させていただきましたが、その前段でいろいろ審議会の中で御意見等、いろいろ議論等をしていただくということで、公共下水道における使用料等の適正化を図るため、公共下水道事業審議会

## 【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

を設置するということが条文のほうが記載されています。

○委員（岩井康君） 今回の説明、もうちょっと詳しくやってくれませんか。この適正化というそのあたりも含めてね。

○下水道課長（西澤卓君） 今回の久寺家1丁目、2丁目地区が地域下水道から外れるということと、今の岩井委員の御質問のところと直接的には関わらない部分なんですけど、いわゆる審議会の中では、下水道使用料の適正化について審議をするということで、ここに条文として整理されているということがございます。

○委員長（椎名幸雄君） 暫時休憩します。

午前11時15分休憩

---

午前11時17分開議

○委員長（椎名幸雄君） 再開いたします。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（椎名幸雄君） ないものと認めます。

議案第11号に対する質疑を打ち切ります。

議案第12号、我孫子市における建築、開発行為等に係る紛争の予防と調整に関する条例の一部を改正する条例の制定について、当局の説明を求めます。

○都市計画課長（林宏規君） 議案第12号、我孫子市における建築、開発行為等に係る紛争の予防と調整に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

恐れ入りますが、議案書73ページをお開きください。

初めに提案理由です。

建築、開発行為等に係る事業主の義務を、より近隣住民へ及ぼす影響の大きさに応じたものとするため、近隣住民への説明の義務の例外を定め、及び集合住宅等に係る標識の設置及び近隣住民への説明の義務について、4戸以上の集合住宅等の全てを対象とするとともに、条文を整備するため提案するものです。

次の74ページを御覧ください。

改正する部分を太字と下線で示しています。

条例第2条第2項第7号イから次の75ページのカまでは、文言の整理を行ったものです。

第6条は、近隣住民への説明について、ただし書で例外を定めるものです。

議案資料の70ページを御覧ください。

1、改正に至った経緯の前半部分ですが、現状では、条例が適用される建築、開発行為等におい

## 【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

て、その敷地または開発区域に接する近隣住民に対し、計画内容の説明を義務づけています。しかし、既設の学校法人、社会福祉法人等が大規模な敷地または開発区域の中で行う一部の増築等であって、その行為が日照、電波障害、工事騒音等の周辺の生活環境に及ぼす影響がない範囲においても義務を負うことになっております。

このため、2、主な改正内容の（1）のとおり、行為による周辺の生活環境に及ぼす影響がない範囲を、計画内容の説明義務の対象から除外することができるよう、「相当な理由があると認めるときは、この限りでない」とする規定を追加で定めるものです。

右図はそのイメージになります。

なお、説明範囲から除外できる具体的な例示は、様々な状況が想定されるため逐条解説に示していきます。

議案書76ページにお戻りください。

別表第1は、現在指定のない用途地域を削除する文言修正です。

別表第2は、特定規模建設建築物のうち居住の用に供する建築物、いわゆる集合住宅などについては、現状では条例第5条及び第6条に規定している標識の設置及び近隣住民への説明を、いわゆるワンルームについては4戸以上、それ以外、いわゆるファミリータイプは10戸以上としていますが、日照、電波障害、工事騒音等の周辺の生活環境に及ぼす影響は、このような間取りや住戸の床面積の違いによるものではなく、むしろファミリータイプのほうが建物規模は大きい傾向にあります。

しかしながら、集合住宅でも9戸以下のファミリータイプの場合は、現状の条例上は標識の設置や近隣説明の機会がありません。このことから、紛争を予防する目的と実態を照らし合わせると、括弧書きの規定を廃止することが妥当と考え、4戸以上全てのものを対象とするものです。

附則として、この条例は、市議会で御可決いただいた後、令和8年4月1日から施行するものとなります。

以上で説明を終わります。十分な御審議の上、御可決いただきますようお願いいたします。

○委員長（椎名幸雄君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑を許します。

○委員（内田美恵子君） ちょっと分かりにくいので教えていただきたいと思うんですけども、「建築、開発行為等に係る事業主の義務を、より近隣住民へ及ぼす影響の大きさに応じたものとする」としてはありますが、これまでは近隣住民へ及ぼす影響の大きさに応じたものではなかったということだと思いますが、先ほど少し説明がありましたけれども、具体的にどのような場合に近隣住民へ及ぼす影響の大きさに応じたものではなかったのかというところを、ちょっと御説明ください。

○都市計画課長（林宏規君） 例えば、令和6年の事例なんですけれども、市街化調整区域にある

## 【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

高等学校、こちらにおいて既存の校舎が大きな建物がある中で、敷地面積も1万4,000平米ほどある中で、たった430平米の附属建築物の増築がありました。この場合、今の規定ですと、この1万4,000平米の敷地全体の周囲の全部の地権者に説明しなきゃいけないという義務があります。しかし、あくまでも申請敷地は、すみません、訂正します。申請敷地は全体4万9,000平米、約5ヘクタールあります。この周囲全てに説明義務があるところ、たった430平米の附属建築物を建築するという事ですので、こちらについては工事車両が搬出入する道路も限られていますので、全部の敷地じゃなくて、そこの例えば沿道の住民に対しての説明ですとか、建築する部分の周囲の地権者に説明とか、そういったものが必要じゃないかということで、こういう事例がありました。

こういうことを考えると、事業者の負担、または近隣住民への適切な説明というこのバランスを考えて、今回の改正ということを考えています。

○委員（内田美恵子君） 今、近隣住民への説明の義務を、こういうときは説明しなくてもいいよというようなことにした例を挙げていただいたわけですが、それで、近隣住民への説明の義務の例外をまた定めるというふうに今回ありますけど、これは例外とはどのような場合なのか、お聞かせください。

○都市計画課長（林宏規君） 議案の資料の70ページ、こちらの2の主な改正内容ということで、先ほど御説明したとおりなんですけど、例えば、この改正後のイメージという、この図を掲載しております。こちらについては、条例の中ではこういう図面には表示はできないんですけども、逐条解説ということで公開しているものがあるんですけども。例えばこういう絵のとおり、道路が2方向にあったりして、既存の建物では大きな建物があったりして、増築部分がハッチのかかっている小さな部分があって、こういったものに増改築する部分についても、例外規定という言い方はするんですけども、こういったものについては、全ての敷地の周囲の地権者には説明しなくても影響はないんじゃないかということで考えております。

○委員（内田美恵子君） その影響があるかどうかというのは、これまでのいろいろな実績を踏まえた上で、ここの図にあるような区域は外すということにしたということですか。

○都市計画課長（林宏規君） そのとおりです。

日々運用している中で、こういった、これはちょっと過大に説明するという事にならないのかというようなお話もあります。こういった過去の事例も踏まえて、今回考えているものです。

○委員（内田美恵子君） これ、事業者の煩わしさを少なくするために今回の改正ということなんですけど、この改正によって、近隣住民さんのまたこういう説明を受ける機会がなくなってしまって、不利益をこうむったということにならないように、ぜひその辺は改正をした後の状況もしっかりと確認をしていただきたいと思います。

## 【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

これ要望です。よろしくをお願いします。

○委員（芝田真代君） 今の内田委員の発言に準ずるんですけども、やはり今の時代って電波障害ですとか、ほかの建造物ではなくても影響を受けるものというのが、多分昔より増えてきていると思う中で、説明責任を増やすのではなく減らすという判断にした根拠は何ですか。

○都市計画課長（林宏規君） ちょっと重ねての御答弁なるかも分からないですけども、既存の建物が物すごく大きくて、電波障害もそれに包含されるような小さな建物の附属物置とか、そういう附属物置だけを建築とか改築する場合においても、これまでは開発区域またはこの敷地全体について、この紛争予防条例の対象に適用されてきました。

ところが、やはり紛争予防条例の目的ですけども、例えば工事車両の通行に対しての近隣住民への迷惑ですとか、ほこりが出るとか、音が出るとか、そういったものについては、その道路の、例えば学校ですとグラウンドの反対側の全く音も聞こえないようなところまで説明に行かなきゃいけないというルールになっていたんですね。そこについても、回らなきゃいけないというルールだったんですが、その回らなきゃいけないということも、やはり行政からの過大な条例ですから、指示という形になっていることが、なかなかその運用を行っていく中で、我々もこの部分は修正すべきじゃないかということ。

これ1件だけじゃなくて、例えば、湖北小の体育館もそうなんですね。あれも校舎の陰に隠れる形で体育館の改築が行われたんですけど、グラウンドの反対側の近隣住民までも説明を求めるということになってしまいますので、こういうことが1件とか2件じゃなくて、毎年やっぱりこういうことがあって、我々も悩ましい運用をしていました。こちらについては、今回、修正かけたいなということ。

○委員（芝田真代君） 問題なのは、建ててから何かが起きたときのことを考えたら、やはり初めから声をかけておくべきだったという、我孫子市で様々な場面で問題になっている周知徹底という部分だと思うんですが。どんなささいなことでも、やはり今、一番私が気になっているのは、例えばサッカー・ラグビー場を建設した際に、何時からオープンするかという議論もされていますよね、ほかの委員会のほうで。そうやってきたときに、やはり私、湖北台のほうに住んでいたんで、テニスの朝のスタートの時間帯が早いと、ボールの音がうるさいと近隣住民から苦情が出るですとか、あと横断歩道の危険予知の音を朝早くから鳴らされると困るといったような、そういった苦情って、やはり建ててから何年たっても消えるものではなかったりする中で、やはり建設当時からしっかりと説明をしていましたという根拠があれば、市民が納得する可能性もあるのを、どうしてそいでしまうのかというところが私の懸念点です。

○都市計画課長（林宏規君） 例えば既存建築物の建て替えとか、例えば校舎の主な部分の建て替えというときには、当然、全周にわたって近隣住民に説明が必要だと思います。

## 【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

ただ、やっぱり程度があって、防災倉庫の建築とか、1階建てで、たった3メートルの高さの建築物とか、そういったものについても、例えば1日とか2日で施工が終わるようなもの、そういったものを今これ想定しているのです。例えば母屋の、学校ですと校舎ですね。校舎の1棟2棟ある大きな校舎のうち1棟でも、それは解体すれば大きな音が出て、周囲100メートルぐらいはこれ響くよねということであれば、グラウンドをまたいで、そちらの近隣住民にも説明しなきゃいけない。そういった運用をこれから図りたいなというふうに考えています。

○委員（芝田真代君） 小規模なものだけに限定されたということ。分かりました。

○委員（岩井康君） 提案理由の中で、「建築、開発行為等」となっていますけれども、今の答弁の中にも改築という言葉が出されましたよね。改築というのは、一定の年限たっている構築物、建物を解体するわけですから、かなりのいろんな問題があると思うんですね。

例えばアスベストの問題等々ありますから、これらについて事業主の義務のところ、説明の義務を例外を定めというふうに先ほどもちょっと出ましたけれども、この例外の中には、このアスベストを含むこういった危険な、そういった問題について何らここに書かれていないんですけれども、このあたりについてはどのように受け止めていらっしゃるでしょうか。

○都市計画課長（林宏規君） こちら紛争予防条例ですので、紛争という定義をしています。

紛争の定義は、建築、開発行為に伴って生じる工事騒音・振動等、こういったもので生活環境へ及ぼす影響。高い建物、中高層建築物においては、それに伴って生じる日照の障害、風害、テレビ受信です。もう一つあるのは、特定用途建築ということで、葬儀場をやる場合のものです。

これを紛争という定義をしていますので、これ以外も事業者が近隣住民に説明したほうがいいというものは、我々別に説明をしなくていいよというわけではなくて、どうぞしてくださいというような形です。アスベストなんかが生じるようなものであれば、当然していただくという形になるかなと思います。

○委員（岩井康君） アスベストがあるかないかも含めて、調査なりをちゃんとやった上で、そして実際に建築、開発行為に入っていないかと、後からあそここうだとなっても、この紛争というのは、紛争を事前に防ぐというのがまず大事なんであって、紛争が起きてからではやっぱりよくないわけですね。だから起きる前にそういった手を、最大限の対策をしていく、このことが必要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○都市計画課長（林宏規君） そのとおりだと思います。

ここで規定しているのは、あくまでも工事騒音とか振動とか日照、風害、テレビ受信になっていますけれども、アスベストを使っているものを解体するということであれば、そういったものも生じるでしょうし、またほかにも建物の種類によっては、建てるときに何か近隣住民に説明しておかなきゃいけないというものはたくさんあると思います。それについても、やはり事業者、そ

## 【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

ういったものを市としても必要なものを求めていきたいなというふうに考えています。

○委員（岩井康君） 今の答弁にもありましたように、私のほうの要望も含めてお答えいただいたので、事業主の義務の中に、やっぱり調査なりを加筆する必要があるんじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

○委員長（椎名幸雄君） 暫時休憩いたします。

午前11時37分休憩

---

午前11時37分開議

○委員長（椎名幸雄君） 再開いたします。

○都市計画課長（林宏規君） 今の御質問は、解体のときのお話だと思うんですね。こちらは解体ではなくて、建築と開発行為と、新しく造る場合のことを基本的に考えている条例ですので、また解体のことについてはまた別の部分かなというふうに考えています。

○委員（岩井康君） ちょっと違うんじゃないですか。先ほどの答弁の中にも、改築というふうにお答えされていますよね。

改築ということは、実際どういうことを言っているのか。このあたりについてもちゃんとしとかなないとまずいと思うんですよ。改築というのは、新しく前のものと変わってつくるわけですから、この前のものはどうするのかというふうになるわけですね。このあたりについても、別項でそれを定めるといことのようにですけども、この12号の中にもやっぱりちゃんとうたう必要があるんじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

○都市計画課長（林宏規君） こちらの紛争予防条例の目的は、近隣住民にまず説明をするということですね。それは建築するときの建築物の内容ですとか、そういったものを説明する、開発行為の内容を説明する。その説明内容の基本的なものは、工事中の騒音とか振動とか、日照、風害、テレビ受信とか、そういう建物を建てることで弊害が生じるようなものをあらかじめ説明を義務づけるわけなので、アスベストが発生するというのを調査を義務づけるということとはちょっと違うかというふうに考えています。

○委員（岩井康君） 私とちょっと違うんですけども。紛争を起こす前に説明するということですけれども、要するに問題は紛争が起きないようにするために、事前の策を取るというのがやっぱり必要なんだろうということなんですね。

やっぱり文言の問題をいろいろ気づかれているようですけれども、やはりこれらについても加えるものを加えて、近隣住民の皆さんが安心できるようにしていく必要があると思います。

○都市計画課長（林宏規君） ちょっと答弁重なってしまうと思うんですけども、この紛争の予防のまず定義を定めさせていただいています。この中でも、これに限らずそういった問題が個別に

## 【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

発生するようであれば、事業者に聞き取りをした上で、我々のほうでお願いになるのかも分からないですけれども、事業者のほうには近隣住民に説明をするようにというふうに指示していきたいなというふうに考えています。

○委員長（椎名幸雄君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（椎名幸雄君） ないものと認めます。

議案第12号に対する質疑を打ち切ります。

議案第13号、我孫子市手数料条例の一部を改正する条例の制定について、当局の説明を求めます。

○建築住宅課長補佐（三山純子君） 議案第13号、我孫子市手数料条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。

議案書の77ページを御覧ください。

提案理由は、マンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部改正に伴い、手数料を徴収する事務に新たな事務を加えるとともに、同法及び建築基準法施行令の一部改正に伴い、条文を整理するために提案するものです。

改正内容について説明します。

議案書の78ページを御覧ください。

別表（6）建築関係手数料、ク、建築基準法施行令関係手数料は、建築基準法施行令の一部改正により、施行令の項が繰り下げられたことから、第137条の12第11項及び第137条の12第12項に改正をするものです。

次に、議案書の79ページ中段を御覧ください。

改正前の、シ、マンションの建て替え等の円滑化に関する法律関係手数料は、令和8年4月1日から法律名がマンションの再生等の円滑化に関する法律に変更されることから、手数料の名称を改正するものです。

同じページの下段を御覧ください。

改正前の表のマンションの建て替え等の円滑化に関する法律第105条第1項では、耐震性不足等のマンションを建て替える場合、特定行政庁の許可による容積率の特例が設けられていますが、容積率の緩和に当たり、高さ制限が障害になる場合があるため、改正後の表のマンションの再生等の円滑化に関する法律第163条の59第1項では、耐震性不足等のマンションを建て替え、または更新をする場合、現行の容積率の特例に加え、高さの特例が追加されることから、手数料を徴収する事務に高さの特例を加えるとともに、条文を整理するものです。

なお、手数料の金額は現行どおりの16万円とし、改正はありません。

## 【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

議案書の80ページを御覧ください。

この条例の改正は、令和8年4月1日からの施行とします。

ただし、別表の（6）クの建築基準法施行令関係手数料の表の改正規定は、公布の日からの施行とします。

なお、パブリックコメントは、法令等に基づく場合に該当するため、実施していません。

以上で説明を終わります。十分な御審議の上、御可決いただきますようお願いいたします。

○委員長（椎名幸雄君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（椎名幸雄君） ないものと認めます。

議案第13号に対する質疑を打ち切ります。

暫時休憩します。

午前11時45分休憩

---

午前11時45分開議

○委員長（椎名幸雄君） 再開いたします。

議案第14号、我孫子市開発行為に関する条例の一部を改正する条例の制定について、当局の説明を求めます。

○市街地整備課長（古泉信明君） 議案第14号、我孫子市開発行為に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明させていただきます。

議案書81ページを御覧ください。

提案理由は、開発区域内において予定される戸建て住宅の敷地面積の最低限度に関する制限について、条例第16条第1項第3号に規定する区域における制限を適用することができないことから、当該区域を制限の対象となる区域から除くため提案するものです。

改正理由の説明の前に、改正に至りました経緯について御説明いたします。

条例第16条第1項第3号の区域において、戸建て住宅の開発行為の相談があり、土地所有者及び相談者から、条例及び条例施行規則により当該区域が詳細に示されていないことについて指摘を受けたことによるものとなります。

それでは改正内容について議案資料で説明させていただきますので、議案資料71ページを御覧ください。

1、条例の抜粋を御覧ください。

第16条の敷地面積の最低限度は、都市計画法第33条第4項に基づく開発許可の基準で、良好

## 【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

な住環境の形成を図るため、市街化区域135平方メートル、市街化調整区域165平方メートル、第3号の規則で定める区域200平方メートルと定めています。

第3号は、市街化区域のうち手賀沼沿い斜面林の保全を図るため定めたものです。

次に、2、条例施行規則の抜粋を御覧ください。

手賀沼沿い斜面林の区域は、別表第4により、地名、町名の各区域の一部とのみ定めており、区域を明確に示す地番や詳細な区域図は公表していません。また、市街化区域の敷地面積の最低限度を大幅に上回る規定であり、財産権に対する制限になるにもかかわらず、土地所有者等に周知説明がされていないことから適用できない状態となっています。

条例に規定する区域については、地名地番や詳細な区域図で当該区域を交付することにより、明らかにしなければならないこと。さらに、法令の趣旨では、良好な住居等の形成、周辺の環境との調和を念頭に置いた規制であることから、条例第16条第1項第3号を削除する改正を行うものです。

施行日につきましては、市議会御可決後、公布の日からといたします。

説明は以上となります。十分な御審議の上、御可決いただきますようお願いいたします。

○委員長（椎名幸雄君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑を許します。

○委員（飯塚誠君） 先ほどのこれをこうしたいというこの改正の経緯の中で、ある地権者から戸建ての住宅開発行為の相談があったと。そこで、この条例該当エリアの区分が明確に示されていないことが指摘されたということですが、ということは戸建ての開発をするために土地を売りたいと。だけれども、この条例が明確に定める200平方メートル以上というところのエリアが、例えば何丁目何番地、どこのエリアか地図で示されていなかったから、自分のところの地権者たる権利が侵害されたという抗議を受けたということではよろしいですか。

○市街地整備課長（古泉信明君） 委員のおっしゃるとおりです。

○委員（飯塚誠君） 私もこれ結構調べたんですね。そしたらやっぱり、例えば河川エリアの多摩エリアとか、鬼怒川のほうに行くところのいわゆる上流に行くに従って風光明媚な崖というかな、傾斜地ですよ。

ところで、僕何でそれを調べ出したかという、200平方メートルで、多分これ樹林とか景色を守るために我孫子市ではね。要は135平方メートル、何で広げたんだろうなというふうに思って単純に調べ始めました。

そしたら結構有効でね、これ不動産屋さんにも聞いたんだけど。要は、例えばなんだけど200坪とか300坪の土地を購入したり自分で持っているときに、いわゆる例えばミカン畑だとか、柿畑みたいな段斜面みたいところに、135平方メートルだと、いわゆる建て売りの戸建てみたい

## 【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

のが段ごとにいっぱいできると、風光明媚なところが、そういう戸建て建て売り住宅みたいなのが開発されちゃうと、これを200平方メートルにすると、なかなかそんだけかいところは開発行為として売却できないから、開発を諦めるか、あるいは大型の有料老人ホームとかの開発はあるかもしれないけれども、そういう特異なもの以外にはなくなって、斜面林を守るだとか、あるいは住居と市街化の中で守るという意味では、絶大なる効力があつたと。うちだけじゃなくて、そういう川の支流だとかに行くところです。というふうに聞いているんだけど、これは斜面林を守るために、いわゆる横出しというのか、上乘せというのか分かりません。そういう条例だという認識でよろしいですか。

○市街地整備課長（古泉信明君） 先ほどの御説明でも述べさせていただきましたとおり、斜面林の保全を図るものというふうに考えております。

○委員（飯塚誠君） そうすると条例が不適切な状況で施行されていたということだと思ふんだよね、そういう地図が明確にされていない。だから私は、今その役割を終えたかどうかという議論は別に精査しなきゃいけないんだけど、まずこの200平米のままでいて、要はエリアを適切にそこを示せば、条例としては上乘せなんだか横出しなんか知らない、適切じゃない条例でまだいっぱい施行してある自治体があるので、私はそうすればいいと思っていたんだけど、どうやらヒアリングをしていくと、いわゆる土砂災害特別警戒区域というふうに県が指定しているところが、要は、一団のもう緑があるところって、もうこの土砂災害特別警戒区域にもう指定されちゃっていて、そこは開発行為ができないので、200平方メートルだろうが135平方メートルであろうが、あまり変わらないんだということの説明を、僕はヒアリングで受けた気がするんだけど、そういう理解でよろしいですか。

○市街地整備課長（古泉信明君） 委員おっしゃられましたとおり、昨年千葉県において、手賀沼沿い斜面林以外のところもなんですけれども、手賀沼沿いにある斜面林の多くの場所が土砂災害特別警戒区域に指定されて、この区域では開発行為を行うことが困難というふうになります。

○委員（飯塚誠君） そうすると、僕、国交省にも聞いたんだけど、基本的には市街化区域なので、個人の地権者たるその権益を侵害するような条例はなるべくやめたほうがいいということなんですけど、一方で、我孫子市みたいに、これを例えば元の135平米に戻してね、それはいろんなエリアがあるんだけど、戻して、この横出しだか上乘せだかは別にして、こういう条例をつくってある自治体においては、意外に廃止するところ少ないんですよ。

それは一定の緑を守るとか、あるいは景色を守るという効果があつたということと、それで守られているのであれば、わざわざ横出しとか縦出しの理念が変わったっていえば別ですよ。例えば市長が替わったりして、開発をするんだという市長に替わったとかだったら別だけど、そうでなければわざわざこれを訂正・廃止する意味がないんだというところ。だからやっているんだというところ

## 【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

るところがほとんどなんですよ。

だからね、そうなってくると我孫子市も不適切な条例施行はいけないから、この相談があった人のように、地域をきちっと明示して、ここが横出しだか上乘せの条例エリアですというのを提示して施行すれば何も問題がないわけですよ。そうするという発想はなかったですか。

○市街地整備課長（古泉信明君） 私どもも今、委員のほうが御指摘されたとおりに、区域を改めることができないかというようなことを少し検討のほうさせていただきました。

そうすると、敷地面積の最低限度というのは、都市計画法第33条第4項で、良好な住居等の環境の形成または保持のため必要と認める場合に、条例で区域、目的または予定される建築物の用途を限り、開発区域内において予定される建築物の最低限度に関する制限を定めることができると規定しています。

市街化区域では、敷地面積の最低限度が135平方メートルであれば、建物配置、日照、通風、採光などが十分確保でき、良好な住環境を形成できることから、条例第16条第1項第1号で定められているにもかかわらず、法令の趣旨に基づく等、市街化区域の一部である斜面林において、その敷地面積の最低限度が市街化区域の約1.5倍となる200平方メートルでなければ、なぜ良好な住環境の形成が図ることができないのかを、土地所有者など皆様に御理解、御納得がいただけるような理由を説明することができないというふうに結論いたしました。

また国の技術的助言では、財産権に対する制約となることから、その範囲を明確化させるため、区域、目的、予定建築物の用途を限って定めているということと、周辺的环境との調和も念頭に置いた規制であることから、開発区域周辺の敷地に比べ、過大な敷地規制としてはならないということとされています。このような検討状況から、改めて区域を指定することはできないというふうに結論をいたしました。

○委員（飯塚誠君） 僕はね、改めて条例で指定できないって言って、じゃ、今やっている自治体じゃ、我孫子と同じような状況だったら、それは違法な状態での条例設定だということですか。

○市街地整備課長（古泉信明君） 大変申し訳ございません。委員がおっしゃっているところの条例の中身を詳しく私存じておりませんので、ちょっとどういう中身なのかが分からないんですけども、私どもの敷地の最低限度を定めているものについては、都市計画法33条の第4項の先ほど申し上げましたその理由ですとか、または国の技術的助言を検討してみると、市街化区域内で市街化ができるにもかかわらず、要は開発することは許されているにもかかわらず、その一部の地域だけを厳しい最低限度の敷地規制をかけることについては望ましくないというふうに私は考えているところです。

○委員（飯塚誠君） もうさっき言った土砂災害特別警戒区域に定められていることから開発できないわけだから、そうすると実質上としては、この役割は終えたと見ることもできると思うんです。

## 【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

ど、今残しているところのね、大半のエリアもそうなんですよ、実は。

それは何で残すかという、いやこれは飯塚議員、我々の自治体としては理念条例みたいなものを具体的にどうやって制約するかで、わざわざ横出しとか上乘せをした条例だから、ここには理念がこもっているんだと言うところがほとんどでした。

我孫子と同じ。やっぱりね、この土砂災害特別警戒区域か土砂災害警戒区域、いわゆる赤線か黄色線に、うちだけじゃないですよ、今条例があるところでもそういう設定してとかほとんどだから、僕は確かに、でも理念を大事にし続けたいという意味で、理念を具現化した条例だから残すんだというところがほとんどでした、僕がヒアリングをしたところでは。

そうするかどうかという話だと思うから、私はもう実質は、それは一団の斜面林がもう開発行為に脅かされるという事態はもうほぼほぼないと言ってもいいから、この200平米、私もいわゆるちょっと変な感触なんだけど、開発エリアを広げることで逆に斜面林を守るというね、そういう役割は終えたのかもしれないけれども、ただ、僕は言う、経緯を聞いて、ヒアリングをしてもそうだけど、その地権者を侵害すると言うけど、それは告知義務をちゃんと負って、それをちゃんと告知をした上でエリアを指定してあげればよかったんだけど、今回、エリアを指定しなかったっていと間抜けな状況が存在したということだと思うんですよ。

だから僕はそれは戻せば十分だという理解。ただ、これは考え方の違いなので、理事者の方々がこれは理念を具現化した上乘せ条例だから大事と見るか、もうこれ役割を終えたからいいんだと思うか。ただ見解の相違なんだけど、私は各自治体が別に国が右と言えば右、左と言えば左じゃないよと。うちはうちの条例の制定の経緯があるよという、そこの理念条例も含めた具体化策だから残しているという自治体の考え方は、僕は正しいと思うんです、一方でね。

だから僕は、両論ある中で、こういう考え方なんだろうけど、僕は残してほしかったなど。我孫子は緑を守るとかね、共生社会という意味では、自然との共生社会っていう意味では、僕は残してもらいたかった条例だなということ、もうこれは答弁結構です。考え方違うので。ということ、申し述べさせていただきました。以上です。

○委員長（椎名幸雄君） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（椎名幸雄君） ないものと認めます。

議案第14号に対する質疑を打ち切ります。

暫時休憩いたします。

午後0時00分休憩

---

午後1時00分開議

## 【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

○委員長（椎名幸雄君） 再開いたします。

議案第23号、令和7年度我孫子市下水道事業会計補正予算（第4号）について、当局の説明を求めます。

○下水道課長補佐（藤縄哲志君） 議案第23号、令和7年度我孫子市下水道事業会計補正予算（第4号）について御説明いたします。

補正予算書1ページを御覧ください。

初めに、第2条業務の予定量についてです。

これは、汚水事業における建設改良事業の事業費の増加により増額する一方、雨水事業における建設改良事業の事業費の一部が確定したことにより減額するものです。

続いて第3条、収益的収入及び支出予算の補正です。

収入及び支出ともに、既定の予定額からそれぞれ6,430万1,000円を減額するものです。これは主に千葉県が運営する手賀沼流域下水道に係る維持管理負担金が確定したことのほか、事業費の一部確定により営業費用及び営業外費用を減額する一方、その財源の一部として一般会計から受け入れた雨水処理負担金及び他会計補助金を繰り戻すため、営業収益及び営業外収益を減額するものです。

第3項の特別利益は、令和6年度分の手賀沼流域下水道維持管理負担金の精算に伴い、千葉県から3,467万9,000円が返還されたことにより増額するもので、当該財源調整として、営業外収益を減額しています。

次に、第4条資本的収入及び支出予算の補正です。

資本的収入については、既定の予定額に8,305万7,000円を増額し、資本的支出については、既定の予定額に8,209万6,000円を増額するものです。これは主に国の第1次補正予算が可決され、防災・安全交付金が追加されたことに伴い、資本的支出において事業費を増額するものです。

このほか事業費や千葉県の手賀沼流域下水道建設負担金が確定したことから減額するものです。

一方、資本的収入では、支出の補正に伴い、事業の財源となる国庫補助金及び企業債を増額するほか、他会計出資金及び他会計補助金については、既に確定した事業分を減額するものです。

なお、今回の補正において、事業費を増額する事業の詳細につきましては、25ページ以降の主要下水道事業を御参照ください。

次に、第5条継続費についてです。

柴崎排水区の整備、雨水幹線整備工事4工区については、令和7年度から9年度の3か年で継続費を設定していましたが、3工区の工事の遅れにより4工区の継続費設定年度を3か年から4か年に変更するとともに、令和7年10月末に完了した4工区修正設計による工法の変更や資材価格及

## 【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

び人件費の高騰により工事費が増額となるため、継続費の総額及び年割額を変更するものです。

以降の第6条及び第7条は、今般の補正に伴い条文を整合させたものです。

具体的な科目別の内訳については、5ページからの補正予算に関する説明書及び17ページからの補正予算に関する説明資料に記載のとおりとなります。

以上で説明は終わります。十分な御審議の上、御可決いただきますようお願いいたします。

○委員長（椎名幸雄君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑を許します。

○委員（内田美恵子君） 説明資料の26ページの総合地震対策事業1億7,731万円についてお尋ねします。

この事業は、能登半島地震を受けての総合地震対策事業だと思いますが、この緊急輸送路や避難所からの排水を受ける重要路線についてマンホール耐震工事を実施するということですが、緊急輸送路に係る重要路線についての耐震工事というのは、市内のどこの場所なのかお聞かせください。

○下水道課長（西澤卓君） 緊急輸送路と、あと避難所から流下する管路ですけれども、まず避難所から流下する管路でいきますと、地域防災計画で第一次優先避難所は各小学校となっていますが、各小学校から流れてくる管路がまず1つ対象になります。

あと緊急輸送路ですけれども、緊急輸送路ですと国道あるいは県道、あと主要な市道ですね、がいわゆる緊急輸送路として設置されていますので、その下に埋設されている管路が対象となるということになります。

○委員（内田美恵子君） これ補正予算に計上されているので、私は具体的に、例えば今おっしゃった避難所からの排水を受ける重要路線に関する耐震工事はどこの小学校から事業を始めるとか、具体的に決まっていると思ったんですが、それはないんですか。全ての小学校からの重要路線についての耐震工事をするという理解でよろしいんですか。

○下水道課長（西澤卓君） まず小学校から流下するところにつきましては、まず、この工事の中でマンホールトイレの設置工事が入ってございますが、こちらについては避難所の第一優先の避難所である小学校のほうでマンホールトイレの整備を進めていまして、今回のこの補正で要求させていただいている箇所としては並木小学校になります。

○委員（内田美恵子君） 今マンホールの耐震工事というところで、各小学校からの、避難所からの排水を受ける重要路線の場所をとということですから。

○委員長（椎名幸雄君） 暫時休憩します。

午後1時10分休憩

---

午後1時11分開議

## 【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

○委員長（椎名幸雄君） 再開いたします。

○下水道課長（西澤卓君） 大変失礼いたしました。

耐震化工事を行う箇所、市内結構点在しておりますが、ちょっと大まかな地名でお答えさせていただきます。

まず、根戸地先、あと久寺家1、2丁目、高野山新田地先、天王台地先、少し東のほうに行きまして、中峠地先、あと南新木地先、管路地下工事では布佐地先になります。

○委員（内田美恵子君） 今の御答弁が、避難所からの排水を受ける重要路線の市内の地域ということですね。

○下水道課長（西澤卓君） 避難所から受ける管路もございますが、あとは単純に緊急輸送路下に埋設されている管路ということになります。

○委員（内田美恵子君） 個々にお尋ねしようと思って分けたんですけれども、じゃ、今の御答弁の中には緊急輸送路に係る重要路線についてのマンホール耐震工事も入っているということですね。分かりました。

それで、これ説明資料にも書かれているんですけれども、マンホール耐震工事費が補助事業として7,300万円、起債事業として2,800万円計上されているんですが、これは補助事業として事業を行う事業費と、その補助裏として起債をしている事業を行う事業費に分けたものなのか、それとも、マンホール耐震工事のうちで補助事業になっているものと起債事業になっているものがあるという解釈なのか、どちらなのでしょう。これなぜ分けているのか、その辺説明してください。

○下水道課長（西澤卓君） こちらについては、補助事業については当然補助対象路線の箇所で行うところになります。下の起債事業なんですが、これ補助裏のものではなく、いわゆる起債路線、補助対象路線にならない路線の部分ということになります。補助裏ではございません。

○委員（内田美恵子君） 分かりました。

そうするとこの重要緊急輸送路に係る重要路線についても、2種類、補助が出る補助事業と、それから出なくて起債をする事業とに分かれているということですか。

○下水道課長（西澤卓君） はい、そのとおりでございます。

○委員（内田美恵子君） これは重要幹線の程度によって分けているんですか。

○下水道課長（西澤卓君） これは重要路線の程度ではなく、例えばその管路が受け持つ処理面積、それによって補助路線あるいは起債路線ということで決められています。

ですので、いわゆる最上流の末端管路なんかですと、しょっている区域が大きいので起債路線になって、中流から下流に行けば当然しょっている区域が大きいので補助路線になると、そういう考え方になります。

## 【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

○委員（内田美恵子君） そうするといわゆる小学校とか中学校とか、避難所からの排水を受ける重要路線についても、今おっしゃったような排水量とかそういうことで補助事業になっているとか、起債事業になっているとか、分かれているという理解なんですか。

○下水道課長（西澤卓君） 避難所から流下している管路、その管が末端であっても、例えば学校とか、かなり広域の面積をしょっていれば補助になる可能性もございますし、先ほど私が答弁しましたように、しょっている区域が狭ければ起債対象路線というふうになることもございますので、それは先ほど箇所を御説明させていただきましたが、それで補助路線と起債路線というふうに分けて発注をし、ただ工事としては1つで発注して、対象マンホールの工事部分を、起債を充てる側ということで、中で区分けするという形で予定しています。

○委員（内田美恵子君） 先ほどだから御答弁いただいた根戸とか久寺家とか高野山とか、そういうところのマンホールには2種類あるという理解でよろしいんですね。

○下水道課長（西澤卓君） 先ほど申し上げました箇所において、補助対象路線と起債対象路線が入っているところもございますし、補助路線だけが対象になっているエリアもございますので。そこは先ほど申し上げたような区分で予定しているというところでございます。

○委員（内田美恵子君） 今回のこの事業ですけれども、やはり国のほうでも能登半島地震の教訓を受けて、避難所からの重要路線だとか、それから緊急輸送路ですか、その関係の重要路線をしっかり耐震化しておかないと大変だということで、緊急的にこういう国からの施策が出てきたと思うんですけれども、ぜひ、その辺はしっかりとこの機会に対応していただきたいと思います。

次に行きますね。それで、マンホールトイレについても、同じように補助事業、起債事業という分け方がされていますが、これも今御答弁の区分けでよろしいということですか。これマンホールトイレについても起債とか補助事業だとか、そういうふうに分けているんですか。

○下水道課長（西澤卓君） マンホールトイレにつきましても、いわゆる貯留の部分ですとか、あるいは実際に学校の敷地内にセットしたマンホールの上物といいますか、そういったところで、いわゆる下の本体部分を例えば補助ですとか、上のほうに機材を設置するもの、いわゆる便座ですとか、テントですとか、そういったものですよね。そういったものを起債で見るとか、そのような形で区分けているというふうに捉えています。

○委員（内田美恵子君） そうすると、このマンホールトイレについても補助事業と起債事業があるということですが、これマンホールトイレは今回、何か所、どんなところに設置する予定なんですか。この補正予算において。

○下水道課長（西澤卓君） マンホールトイレの設置場所ですけれども、学校は並木小学校を予定しています。並木小学校の敷地内において、マンホールトイレを設置できる数が8基予定しています。

## 【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

○委員（内田美恵子君） そうすると、マンホールトイレについては並木小学校だけということですよ、今おっしゃった。そうすると、それこそ先ほどのマンホールトイレの設置工事の補助事業、起債事業という分け方というのはどうなんですか。同じ小学校で、先やっているのに、この一部だから補助がついて、その補助裏が起債ということになるということじゃないんですか、この場合。

○下水道課長（西澤卓君） こちらのほうにつきましても先ほどの管路の耐震化と同じで、補助裏ではございません。なので、本体部分、地中に埋まっている排せつ物を一旦ためておく貯留管みたいなものがあるんですけど、そちらのほうと、道路上に接続する管渠のほうを補助事業でやって、いわゆる上物のほうについて起債事業として充当するというイメージでございます。

○委員（内田美恵子君） 分かりました。

それじゃ、この事業そのものも、マンホールトイレにしても、先ほどの重要路線の耐震工事にしても、同じ事業なんだけれども、その中に一部補助事業があり、一部起債事業となっているということですね。それで、一部起債事業に関しては市が起債してやるということですね。

○下水道課長（西澤卓君） 起債事業については市のほうで起債を借りてやるということです。

○委員（内田美恵子君） その市がやる起債の交付税措置はあるんですか。

○下水道課長補佐（藤縄哲志君） 通常の公共下水道事業債と同様の交付税措置がございます。

○委員（内田美恵子君） 交付税措置、どのぐらいですか。

○下水道課長補佐（藤縄哲志君） おおむね28%程度だったと記憶しております。

○委員（内田美恵子君） 分かりました。

それで、次に起債事業として、附帯工事1、500万円が計上されていますが、この附帯事業というのはどんな工事をするのでしょうか。

○下水道課長補佐（藤田雅史君） こちらの1、500万円なんですけれども、例えばマンホールトイレの設置工事の際に支障物等がありましたら、その際にこちらの附帯工事にて削除するのですとか、もしくはマンホールの耐震工事において、やはり同じような障害物等あった際にこちらの附帯工事の予算を使用しまして対処するための予算でございます。

○委員（内田美恵子君） 分かりました。

それで、実施設計委託料についても、補助事業と起債事業という額が分けて計上されているんですが、この実施設計についても、一部は補助がつくけれども、一部はつかないので、市が起債して事業を行うということなんですか。

○下水道課長（西澤卓君） こちらのつきましても先ほどと同じような考え方で、いわゆる補助対象路線における設計業務については補助対象事業、いわゆる起債路線については起債事業ということで、先ほどと同じように補助裏ではございません。

○委員（内田美恵子君） それでもう一点、資材価格等調査業務委託料295万円が計上されてい

## 【会議録（暫定版）】校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

るんですが、この委託料というのはどういう委託料なんですか。

○下水道課長（西澤卓君） 補助事業を実施するに当たりまして、国の交付金を活用して行います。そうしますと、当然、その後に国の会計検査が実施されます。国のほうから補助事業を実施するに当たり、特定の資材を用いる場合においては、単純にメーカーに見積りを取るのではなく、第三者機関みたいなところに委託して資材の価格を決めなさいという通知等が来ておりまして、それののっとして設計価格を算出することになっています。その価格を、特定の資材の価格を調査するための業務委託でございます。

○委員（内田美恵子君） 昨今、物価高騰していますので、資材等も高騰していると思いますので、その辺をきっちり積算しなさいということの一環だと思いますが、分かりました。

それから、財源内訳を見てもみますと、国の補助金が5,702万円、それから他会計出資金が199万円というふうに書いてあるんですが、この他会計出資金というのは何なんですか。

○下水道課長補佐（藤縄哲志君） こちらは一般会計からの繰入金ということになります。

○委員（内田美恵子君） 分かりました。

いわゆるこれ企業会計になっているんで、普通だったら、一般会計のものであったら一般会計という感じでこの財源内訳のところがあるんですけども、これは一応、一般会計からの繰出しは他会計出資金という欄に書くということですね。分かりました。

それでこの事業については、本来は令和8年度事業として計画されていたものが、国の令和7年度補正が出たので、前倒して一応令和7年度の補正で事業を計上して、それから令和8年度に繰越明許をして、事業を実施するというような理解でよろしいんですか。

○下水道課長（西澤卓君） そのとおりでございます。

○委員（内田美恵子君） ぜひこの機会に下水道に限らず、管路の改修というのが大きな課題になっていたわけですから、能登半島地震を受けてのこの国のこういう政策を活用していただいて、早期に改修ができるように努めていただきたいなと思います。要望です。

○委員（飯塚誠君） それでは、10ページ、令和7年度我孫子市下水道事業会計予定キャッシュフロー計算書のうちの減価償却費13億8,394万9,000円について、具体的に何で幾らを計上しているのかお答えください。

○下水道課長補佐（藤縄哲志君） こちらの減価償却費につきましては、汚水事業あるいは雨水事業で有する各種下水道関連施設の減価償却費について、総額として計上させていただいています。

○委員（飯塚誠君） 具体的にどこで幾らなんですか。

○下水道課長補佐（藤縄哲志君） こちらは、汚水事業あるいは雨水事業の全てということでございますので、まさに全施設というような形になります。

固定資産の数で、台帳の数で申しますと、およそ1,800前後くらいの資産として登録してご

## 【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

ございます。ですので、それを全て、全域にわたっての管網、あるいはポンプ場等の施設といったようなところでございます。

具体的には、管渠施設あるいはポンプ場の建物施設ですとか、あるいはポンプ場内の機械設備、電気設備、そういったようなものについて減価償却費を計上しているものでございます。

○委員（飯塚誠君） 事前に頒布された資料データを見ますと確かに幹線ですよね。久寺家幹線、関東幹線、各幹線の更新なのか補修なのかはちょっと分かりません。それとあと建物とか、あるいは用地取得費、この減価償却だということなんですけれども。

そうすると、いずれにしろ13億8,394万9,000円。そして、別途減価償却の項目別、建物幾らなのかと、何%減価償却終わっているのかと、あと車両の場合幾らなのか、一覧で出していただきました。これを見ると例えばなんだけど、建造物でいうと構築物150億2,331万1,724円が減価償却費で、これは全てもの、立てられた。これは令和7年度もそうなんだけど、しからば13億円の減価償却を立てたということは、ヒアリングでも申し上げましたが、民間企業でいうと、減価償却費って現金なんですよ。経費計上が認められて、しかも現金でフローで残るといふね。だから歴史ある企業にとっては減価償却費が大きければ大きいほど、潤沢で安定的な資本構造ということになります。

これは通常は、一般の普通預金とかには入れずに、主民間企業でいうでしょ、資本準備金もしくは利益準備金に積み立てます。多分、公営企業会計でいうところの内部留保に該当するんだろうと思う。この令和7年度で13億円で、合計だと建物だけで150億円とか、幹線が50億円とかって積み増していると、我孫子市水道事業会計でしょう、これは下水道であっても、めちゃくちゃ潤沢な豊富な現金が残っているかのように、これを見ると見えるんですけれども、でも、話を聞いてみるとそうじゃないと。更新工事もあって。

僕ちょっとこれ疑問なのは、確かに公営企業法を見ると、減価償却費は、もちろん例えば現金になり得る、普通はですよ、現預金から企業債だとか、あるいは分かんない、中には企業の証券だとか、あるいは株なんかで持っているわけなんですけれども。これ、上下水道、特に下水道だと、これ更新、いわゆるさっき言った建物もそうだけど、管路の修繕じゃなくて更新にはこの減価償却費を充てていいということに法律上なっているわけですよ。しからば、例えば、あまり膨大なくても分らないから、令和7年度でいうと13億8,394万9,000円のうち、どれだけが例えば管路の更新なんかで充てられて、今現預金で、この令和7年度の13億円で見ると、持っているのは幾らなんですか。

○下水道課長補佐（藤縄哲志君） まずこちらの減価償却費、キャッシュフロー計算書で申しますと13億円強というところでございますが、こちらについては、今お話ございましたとおり、基本的には現金収入等をもって賄うものでございますが、こちらは資産の構築にかかった取得費という

## 【会議録（暫定版）】校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

ものを、耐用年数に応じて償却をしていくものではございますが、資産の取得に当たって、受け入れた例えば国からの補助金あるいは一般会計からの繰入金等については、長期前受金という負債の勘定をもって経理する形になっておりますけれども、いずれにしましても財源として、自己財源以外のもので賄ったものについては、長期前受金というものから減価償却費が積み上がると同時に、長期前受金戻入という言い方いたしますけれども、収益化を順次して、その差引きをもって実際の減価償却費として、現金系の収入を充てて、その財源として賄っていくというところがございますので、具体的に当年度におきまして留保される部分の額と申しますのは、その差額、つまりおおむね3億円から4億円程度の額というのが、今お話のあった内部留保される可能性のある額ということになります。

そちらの額をどの程度充てているかということで申しますと、予算資料の1ページのほうを御覧いただきまして、第4条のほうで、今回資本的収支の不足に充てる額について、かくかくしかじかの財源でもって補填するというような形で記載させていただいてございますが、ここにあります、上から5行目でございます過年度分損益勘定留保資金1億3,400万円程度の金額記載でございますが、こちらが今申し上げましたこれまでと申しますか、この令和7年度補正予算において利用可能な部分のところから、この財源として充てたものでございます。

ただ、こちらのほうは、資本的収支の不足額全体に充てるものでございますので、必ずしも構築物と申しますか、取得資産に当たるものだけではなく、例えば過年度から借り入れた部分の元金償還金等を返済するためにも当たるものでございますので、総じて不足する部分について補う形で、過年度から積み上げた部分の留保資金というのは使わせていただいています。

○委員（飯塚誠君） 全然理解できないんですけど、私の頭が悪いのかもしれないですけど。要は減価償却費のうちの現金及びそれに類する額が幾ら、この例です。だからこれ令和7年度を挙げたのね、あんまり広げちゃうと分かんない。この令和7年度は、13億円のうちの、幾ら現金及び例えば債券だとか株式に充てられて、現金に類するものに充てられて、設備の更新に幾ら充てていて、今の令和7年の補正段階では、この減価償却って現金で、いや、繰延べ、繰入れをした償還もあるでしょう。幾らこれが民間企業でいうところの資本準備金や利益準備金、ここでいうところの内部留保に幾らたまっているのかという質問です。

○下水道課長補佐（藤縄哲志君） こちら補正ですので、あくまで予定ということではございますが、先ほど申し上げました差引きで生じるであろういわゆる損益勘定留保資金3億円から4億円部分につきましては、今回当年度分の部分については補填予定をしておりませんので、基本的には年度末に資金として残る形になります。現金預金として残る形になるイメージでございます。

○委員（飯塚誠君） 今回は補填財源がないからそれが残るということですよ。

僕ね、これは理事者側に求めるんだけど、企業って、普通はこの減価償却を充てたら、それは全

## 【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

部フローで残るんですよ。例えば減価償却費が本社建物代、減価償却費、今年度は10億円償還しました。10億円が現金で残るの。役員の人たち、何に使おうか、今年は潤沢だねって大喜びなんですよ。

ところがどうやら聞いてくると、だってさっき言った、ほら、一般会計からの繰入金があるという事は、なかなかかすかすの状況で、償還にも充てている。それから、何て言うのかな、管の布設替にも充てているということだからね。これね徹底的に、これたまたま補正では分かりやすかったから、私、言っているんだけど、民間企業だとね、このキャッシュフロー累計計算書みたいなのを月次とか年次で出すんですよ。要は今言った、今年はこの3億円残るっていうわけでしょう。要はこれあれだよ、減価償却から長期前受金、さっき説明した繰入金を引いた額って言ってね、そのとおりなんだろうと思うのね。ところが残らない場合もあると。そして一般会計からの繰入れもあるというときは、ほとんど使っちゃっていないということですよ。減価償却は会計上立てられたけど、現金がないと。

だとするとね、このフロー累計計算書みたいなのをね、これは理事者側に求める、作らないと、この企業が潰れそうでぎりぎりの運営なのか、もう潤沢で水道局長の特別賞与が毎回2億円ぐらい出せる状況なのか分かんない。これ金融機関だったら怒られますよ。

僕もね、倒産した企業だとか、倒産したNPOとかに在籍したことあるんだけど、そのときはすごいんですよ。銀行に対してね、メインバンクに対して、まず月次のキャッシュフロー累計計算書出せって言われるの。それがいよいよやばくなると、週次で出ささい、1週間ごとに。それが日次になるの。毎日出してくれと。これはもう倒産寸前の。だけど、そうしないと、銀行だって損益計算書と貸借対照を見るだけじゃ分かんないわけよ。この企業に果たして幾らの預金残高があって、経費として認められているから利益を出すために計上はしたんだけど、それが潤沢なフローなのか、かすかすの運営なのか分かんないわけ。

だから、これ少なくとも、我々それでもすごい人工が要ってね、月次だったらまだしも、週次とか日次決算書、キャッシュフロー累計計算書を出せたら、そこに専属の職員を1人絶対充てなきゃ駄目ぐらい。そんなくだらないことしなくていいですよ。ただね、少なくとも年次は出さないと、これ今言ったこれ市民だって見てさ、幾ら会計に詳しい人でも減価償却費、これだったら13億円残ると思うよ、これ見たら。すげえ潤沢な、何で上下水道料金値上げなの。単年度で13億円も減価償却できていてねというふうに僕は思うと思うんだよ。

だからこれはさ、市長、副市長ね、少なくとも年次キャッシュフローは、それは利益が何ぼ出て、それに対して減価償却で使ったものは何ぼでね、設備更新に充てたものは何ぼで、そして長期借入金とかの返済したものは何ぼで、今その内部留保に幾らたまっているのかというのは、少なくとも年次では出さないと駄目だと思いますが、いかがですか。

## 【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

○委員長（椎名幸雄君） 暫時休憩します。

午後 1 時 4 2 分休憩

---

午後 1 時 4 4 分開議

○委員長（椎名幸雄君） 再開いたします。

○副市長（渡辺健成君） 下水道とか水道事業会計につきましては、決算のときに決算関係の書類のほうでお出しはしているんですけども、やはり専門的な内容になっておりますので、市民の方とか、より分かりやすいような資料としてどういったものが出せるかというのは、ちょっと検討させていただいて、そういうのをお示していくような形で考えたいと思います。

○委員（飯塚誠君） 副市長答弁されたけど、これはね、出していかなきゃいけないもの。何でかという、例えば民間企業の役員だったら、私の立場でいうと株主に対する説明責任がある。皆さんの理事者側の立場だと、市民に対して説明責任があつて、少なくともこれ、この 1 ページ取っても理解できない。13 億円が現金で積み置かれているのか、更新で。

確かに公営企業法を見ると、更新できるってなっているから更新していいんですよ。減価償却費だったら別に現金で持っていて。だけど、潤沢かどうかというのはね、それはこれだけ上下水道も、水道料金値上げて言っているわけだから、それは株主たる市民に対して、この企業は永続的に安定企業なのか。少なくともでも、いやあ我々こんだけ騒いでいるわけだから、厳しい状況は私も分かっていますよ、それは。それで、決算上、年度末に議会に出しているのは、それは会計処理としては適切。それは読み込めば分かります。

でも、これだって説明を受けないと今分かんないんだ、13 億円。これなんか分かんないよ。500 億円、これ。累計だって、何が 500 億円なんだろうと。それは減価償却、じゃ俺なんか思うわけ。累計がね 695 億 5,000 万円あるんだな、現金がと。何だあるのに苦しい苦しいって、だまされてんじゃない。だまされてないですよ、これ使っていいってなっているんだから、更新。でもこれじゃわかんないわけ。

それはでもキャッシュフロー、現金あり高書みたいなのは、何て言うのかは別よ。だけどそういうものを作っていないと、もういよいよ分かんなくなっているんですよ。それがトヨタだったら別にいいよ。資本準備金、いやいや見てください、資本準備金のところ。5,000 億円積んであるじゃないですか。何か文句ありますかって言われりゃ、ありませんって話になる。だけど、これだけさっきから、ほら、一般会計から繰り出しがどうだとか、公営企業法だとしてもそれは芳しくないとか、こういう議論がなされているときには、低空飛行は低空飛行なりの数値を出していないと、理事者だって分からないよ、これ聞いたら、みんな。いや 13 億円何ですかって。

原課のヒアリングで出てくるんだって、この 13 億円は分かりますよ、我々だって。でも、何な

## 【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

のかなんて分かんないじゃん。現金あり高なんてもっと分かんないよ。ひよっとすると古谷さんのデスクの下には150億円分の金塊があるかもしれないわけよ。

いやだから、そんなことはあり得ないんだけど、でも、いやいや、それは示していかないと、苦しいというところの何が苦しいのか分かんない。僕らなんか減価償却って現金あり高だと思うからね。すげえ金持ちだと思ったわけ、これ。そしたら、いや、公営企業法を見ると更新に充てていいということになっているから、これを例えば9割充てちゃったらさ、もう現金あり高はほんの少ししかない上に、さっき言った長期前受金の精算があつたらさ、ちょっと5億円、6億円あつたらもう債務超過ですよ。

だけどね、いや、何だってそうですよ。今、例えば、いや今もうほとんど債務超過ですよ、企業で言うと、というとき、それを説明するには、この資料は、いや違いますよって、逆の数値が出ちゃっている。それはあり高をちゃんと示す。その工夫は十分してください。それは我々勉強していたって分かんないんだから、一般市民がそれを見て理解できるかということ。

でもね、どの企業も、かすかすの低空飛行の企業は、それは株主総会の資料で工夫していますよ。それでも分かんなくて質問は出るんだけど、図解したりしてさ、何とかここが分かるようにならないだろうかと。だから、そういう努力をいよいよ我々もしていかなないと、市民の皆さんが、こういう議会とか理事者じゃないんだから、分かんないよ、こんな。苦しくないのに値上げしてのって言う人いっぱいいるわけ。俺の生活のが苦しいよとかさ。

だけど、こうやって議論しているとき、本当にもうどうしようもないなっていうところまで来ているわけですよ。だったら、そういう資料を提示できなきゃ駄目だということなので。やると言っているから、検討を十分してさ、分かりやすいキャッシュフローを、少なくとも年次とかさ、半期でね、四半期のうちの上半期、下半期の計算書みたいなキャッシュフロー。現金あり高がこんなに少ないんだと、実はね。内部留保がないから、それは一般会計からの繰入れが必要なんだということね、我々が今度、説明する仕方についても知恵を絞らないと、これね、もう、市長だって議員だってもう土俵際だよ。我々の生活が苦しいのにね、こんなに上げるのか。

でも、それがいわゆる市民感情じゃないですか。株主たる市民感情だ、それは。だったらそれを覆すだけのこちらが準備が、全く僕は整っていないと思う。もうそれ整えていかないと、市民もそうですね、値上げですかって、もう納得できる水準じゃなくなっているから、そういうのをやってくださいねということなので。もう検討するという事なので、これで結構です。ありがとうございました。

○委員長（椎名幸雄君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（椎名幸雄君） ないものと認めます。

## 【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

議案第23号に対する質疑を打ち切ります。

議案第24号、令和7年度我孫子市水道事業会計補正予算（第3号）について、当局の説明を求めます。

○経営課長補佐（綱川泰章君） 議案第24号、令和7年度我孫子市水道事業会計補正予算（第3号）について御説明いたします。

補正予算書の1ページを御覧ください。

初めに、第2条資本的収入及び支出予算の補正です。

資本的収入については、既決予定額に573万4,000円を増額し、9億3,998万3,000円とするものです。これは、国の令和7年度補正予算第1号の成立を受け、令和8年度に予定していた事業を前倒しすることで、より確実に国庫補助金を活用するため増額するものです。

次に、資本的支出については、既決予定額に3,157万円を増額し、18億6,386万9,000円とするものです。これは、国庫補助事業に該当する改良事業、水道管路老朽度診断業務委託料のほか、管路の耐震化工事を行う実施設計業務委託料を増額するものです。

なお、詳細につきましては、3ページから9ページまでの補正予算に関する説明書及び、11ページから18ページまでの補正予算に関する説明資料に記載したとおりとなりますので、説明は省略いたします。

以上で説明を終わります。十分な御審議の上、御可決いただきますようお願いいたします。

○委員長（椎名幸雄君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑を許します。

○委員（飯塚誠君） まずこれ一言申し上げておくのは、ここにもありますよね、減価償却費ね。これも同じ理由なんで質問はしません。だけど、これは今度は水道局のほうで工夫をしてください。

今度は別のものなんですけど、ごめんなさいね、我孫子市水道事業会計補正予算のうちの支払利息及び企業債取扱諸費というのが2,529万3,000円計上されていますよね。これって、支払利息ってどういう借入れですか。民間金融機関からどれぐらいとか、政府系金融機関からどれぐらい。

○経営課長補佐（綱川泰章君） 現在、我孫子市水道局で借入れを行っている起債残高につきましては、全て政府系資金のものでございます。ほぼほぼが、今までですと水道管路の更新工事に充てておりまして、借入期間は30年で借りております。

○委員（飯塚誠君） ヒアリングのときもほぼ政府系機関であると。そのうちの30年のうち、金利の設定ってどうなっていますか。

○経営課長補佐（綱川泰章君） 古いもので残っておりますのが、平成8年3月14日に600万円借りているものと3.15%の利率でございましたが、令和2年3月30日に3億7,040

## 【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

万円借りたときですと、利率は0.3%でございました。直近ですと、令和7年3月27日ですと4億4,420万円を2.1%の利率で借りております。

○委員（飯塚誠君） これは何か仕組みが30年のうちの20年をタームにでしたっけ。何か入替えができるとか、借換えができるとか、何かルールがあったように聞いて。御答弁ください。

○経営課長補佐（綱川泰章君） 我孫子市で現在借りていますのは30年の期間で償還、こちら固定金利のほうで借りているんですが。これは初めには、元金のほうを返済しないで、5年間の据置きで、残りの25年を元金と利息を償還しております。

委員おっしゃるとおり、40年の最長の借入れをすることもできますが、40年を借入れする手法を取りますと、30年後に、そのときの利率で償還残額をもう一度計算し直して、利率を再計算して借りることもできますので、最長では一応40年までの借入れをすることができることになります。

○委員（飯塚誠君） 水道局長とヒアリングさせていただいたときに、雑談で、いわゆる平成の後半だとか令和の初めだったら金利は低かったと。そうするとね、いやいや、30年後に見直すと言っても、ほとんどもういわゆる金利の部分からどんどん払って行って、ほぼほぼもう終わりの頃です。そうするとね、いや、予測するのは不可能ですよ。不可能だが、平成後半か令和元年か知らないけど、いわゆるもう1%を割るか割らないかみたいなときに借りてた場合だとすると、金利がもうほぼないみたいな話ですよ。そうするとちょっと借りちゃったもん勝ちよね、分かればですよ。

分かんない。それはばくちじゃないから、株式投資じゃないから、そんなの誰も分かんないんだけど、でも、株価よりは少なくとも金利のほうを読み込みやすいとなるとね、僕はそれ専門の職員を1人仮に置いたとしても、いや分かんないですよ、そのときだって1,000億円借りてね、0.5%のときですよ。それ2.3%で一瞬で、給与分なんか出ちゃうよね、それね。もっと何十億円ってなっているわけだから。

だからこの金利の設定に関しては、いや予測は不可能にしろ、借入れがいつになるのか。30年後になると適正金利に戻るわけだから、仮にちょっと見誤ったとしてもですよ、数%の誤差だったら、現にそれは戻るわけですから、影響も最小限度に食い止め。そういう趣旨でそうなっているでしょう。でも長期借入金については、これ相当ね、分かんない。副市長にいつ借りたほうが得なんだよって、分かんないですよ。副市長に聞いたほうが得意分野かもしれないんだけど。でもね、それはリスクヘッジだから、それは最小限で予測は分かんない。分かんないけど、分かり得る範囲で、金利だったらね、ある程度ばくちではないから読めると思うんですよ。

そういう意味では、借入れのタイミングというのが、ヒアリングしててもえらい違うなど。もう給与何十人分の話じゃないなという感じを得たわけ。その金利が低いときにこの固定を選ぶとね。だから、この金利政策というのはね、専任の部署は必要ないと思うけど、相当研究が必要だと思

## 【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

ますが、いかがですか。

○副市長（渡辺健成君） 私、財政担当していましたので、そういう形でお答えさせていただきますと、市が発行する地方債については、好きなときに借りられるわけじゃなくて、事業が完了した後に、その後に借入れの形を取ります。ですので、どうしても、本来であればもっと早く借りれば金利が低かったかなということも確かにあるかもしれないんですが、臨時財政対策債を除いては、事業が完了した後でないと借りられないものですから、そういった部分が一つございます。

あと、ちょっと現状のところまでは確認していませんけれども、私が担当したときは、財政融資資金とか、地方公共団体金融機構資金については、1年に1回、金利の選択という形で照会が来ます。その中で、今後借りるものについてはどういう金利を選択しますかと。そういう中で、例えば償還期間全部固定金利のもの、10年後に利率見直しのもの、20年後に利率見直し、そういった選択ができますので、やはり財政担当としては、今金利が上昇局面なのか下降局面なのか、その辺の情報をしっかりつかんだ中で、この金利であれば固定金利を選んだほうがいいだろう、やっぱり10年、20年後どうしても不透明ですので、やはり1%とか2%程度であれば、これも何とも言えないんですけど、固定金利を選んでおいたほうが、そんなに大きな財政負担にはならないなと。

以前私が担当したときは、要はバブルの頃ですよ。平成の5、6年に借りたものは、金利が7%、8%のような地方債もございました。ですから、そういったものになりますと、やっぱり財政負担がかなり重くなりますので、やっぱり借りる上では、きちんと将来の負担がどれぐらいになるかというのは、細心の注意を払ってやっていく必要があると思いますし、財政担当としては、証券会社とかいろんなところから情報来ているので、そういったものを見て、金利が上昇局面なのか下降局面なのか、そういったのを判断して、今どういう金利を選択するかということは、慎重に、かつできる限りのいろんな部分の情報を得て、判断はしていると思いますし、今後も、さらにもっといろんな情報を集めて、適正な判断をしていくように努めていきたいと思います。

○委員（飯塚誠君） もちろん債権もそうなんだけど、例えば民間金融機関から我孫子市が借り入れる場合だってそうじゃない。あ、それはごめんなさい。休憩をお願いします。

○委員長（椎名幸雄君） 暫時休憩します。

午後2時01分休憩

---

午後2時01分開議

○委員長（椎名幸雄君） 再開いたします。

○委員（飯塚誠君） 失礼いたしました。

地方債ということに限定してただけけれども、私も何市か聞いたところね、やっぱり金利という

## 【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

のは、ほら、株じゃないから、例えば今回みたいにアメリカとねイランが戦ったからぐんと落ちるといことはほぼほぼないと、長期プライムレートを読んでおけば。だから中途採用でね、飯塚議員おっしゃるように、金融機関のOBだとか、そういう証券会社のOBもちゃんと採用していますみたいところもありました。それは戦略的にということなんだけど。だから誰がやるかとか、担当かどうかは別にして、これも金利政策も大事だなと思ったわけ、やっぱりね。

だから、そのところはね、やっぱりこれも戦略的にこういうところはどこがやるのか。場当たり的に、じゃ財政だと言うけど、それやっていたら仕事にならなくなっちゃうから。分かんないですよ、どこが適切かというのは。でも、そういうのは企画政策課なのか分からないけれども、そういうのを研究する部署も、分かんないですよ、兼務でももちろん担当を決めておかないと、今になってからさ、どうなのって言ったって、いや、分かんないです、すぐにはってなっちゃうじゃないですか。

だから、専用の職員が必要か、そういうキャリアアップが必要かどうかは別に置いて、どこでそういうのを研究していくのかっていうのは、長期的に見てですよ、僕は必要なんだろうと思いますので、もう一度答弁。

○副市長（渡辺健成君） 地方債の借入れにつきましては、財政課のほうの地方債の担当がおりますので、そちらのほうで専任というか、財政課の分担の中でも地方債のところを専門でやっておりますので、そういった担当、財政課全体で、その辺のところはきちんとやっていきたいと思っております。

○委員（飯塚誠君） それでもう御答弁結構ですので、最後にまとめると、要は何が言いたいかというと、地方債、例えば、政策が整ったろうが何だろうが、これからだと急激な多分上昇局面でいくと、1年の中だって借入れのところで、もう下手したらもうその人の生涯賃金分ぐらいが出てくる可能性が出ちゃうので、そのところはやっぱり情報の取り方、あるいは研究の仕方、当然先進自治体もあるでしょう。そういうところにも聞いてさ、成功例、失敗例聞いて、それはやっぱり英知として、財産として蓄積して行ってこそ、その準備ができていくという状況なので。さっきのキャッシュフロー残高計算書もそうなんだけど、そういう準備の部分で申し上げました。

やるって言うてくれるので、研究していただければと思います。答弁結構です。

○委員長（椎名幸雄君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（椎名幸雄君） ないものと認めます。

議案第24号に対する質疑を打ち切ります。

議案第29号、令和8年度我孫子市下水道事業会計予算について、当局の説明を求めます。

○下水道課長（西澤卓君） 議案第29号、令和8年度我孫子市下水道事業会計予算について御説明いたします。

## 【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

下水道事業会計予算書の1ページを御覧ください。

第2条業務の予定量です。

(1) 排水区域内人口は、下水道が使用できる区域内の予定人口となります。11万2,688人は、人口増減率及び予定整備面積を考慮した推計値としています。

(2) 年間有収水量は、年間の調定汚水量となり、実績推移等から推計を行い、予定水量として1,017万2,422立方メートルを見込みました。

なおこれに伴い、(3)の1日平均有収水量は2万7,870立方メートルとなる見込みです。続きまして、(4)主要な建設改良事業です。

予定額16億3,457万4,000円は、汚水及び雨水事業における建設改良事業に関わる工事請負費を計上しています。

第3条、収益的収入及び支出です。

第3条で定める予算は、企業の経営活動に伴い発生する収支予定額となります。

収入の第1款下水道事業収益は32億2,616万4,000円、対する支出の第1款下水道事業費用は28億8,718万8,000円をそれぞれの予定額としています。

また、これらの収入と支出の差引額3億3,897万6,000円は、当年度利益剰余金となる見込みです。

それでは、主な内容について説明資料により説明させていただきます。

30ページを御覧ください。

まず、収入です。

初めに上段の表、款1下水道事業収益、項1営業収益です。

目1下水道使用料は、汚水事業収益の中心となる下水道使用料収入です。予算額は16億6,124万3,000円を見込みました。これは、業務量で見込んだ年間予定有収水量に基づく算出額であり、使用料改定を考慮した金額になります。

目2雨水処理負担金は、雨水処理経費に係る一般会計からの負担金として1億3,326万2,000円を予定しています。

目3その他営業収益は、排水設備指定工事店の登録申請などに伴う手数料収入42万7,000円を見込みました。

続いて、下段の表、項2営業外収益です。

目1他会計補助金は、下水道事業運営に要する一般会計からの補助金として3億9,520万1,000円を予定しています。

目2長期前受金戻入は、下水道事業資産のうち補助金などの財源で構築された固定資産の減価償却費相当分を収益化するものであり、非現金収入となります。予算額は10億3,581万5,000

## 【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

円となり、財源別の内訳は31ページの節に区分するとおりでございます。

続いて、32、33ページの支出です。

款1下水道事業費用、項1営業費用です。

目1から目4の管渠費及びポンプ場費は下水道施設の維持管理経費となり、汚水事業と雨水事業にそれぞれ区分して計上しています。主な内容については、33ページの説明欄記載のとおりです。

目5流域下水道費は、千葉県が運営する流域下水道の維持管理費について、本市分の維持管理負担金として9億4,672万6,000円を見込むものです。

目6普及指導費は、水質調査委託料などの経費を計上しています。

目7業務費は、主に水道局に委託する下水道使用料徴収等業務委託料となります。

目8及び、34ページ35ページにまいりまして、目9に記載の総係費は、人件費などの事務管理経費となります。内容については説明欄記載のとおりです。

目10減価償却費は、下水道事業として将来の更新需要に対応していくため、企業会計原則に基づき固定資産を費用配分していくものとなり、非現金支出として計上するものです。予算額は、総額13億8,151万円の償却を予定しています。

続いて下段の表、項2営業外費用です。

目1支払利息は、主に企業債利息となり、汚水事業分及び雨水事業分を合わせ1億8,105万4,000円を予定しています。

目2及び目3、さらに36ページ37ページの項3特別損失から項4予備費までは記載のとおりとさせていただきます。

それでは再び予算書の1ページを御覧ください。

中段以降の第4条、資本的収入及び支出についてです。

第4条で定める予算は、建設改良事業等に係る収支予定額となります。

初めに収入です。

第1款資本的収入は、建設改良事業の主要な財源となる企業債や補助金などで、予定額を23億3,936万9,000円としています。なお、第2項の他会計補助金は、一般会計からの繰入金となります。

次に支出です。

第1款資本的支出の予定額は29億5,885万1,000円としています。

このうち第1項建設改良費は、建設改良に係る事務経費及び工事請負費等で合わせて21億1,668万5,000円を計上しました。当該予算についての主要な事業の内容につきましては、予算書45ページ以降の主要下水道事業を御参照ください。

続きまして、資本的支出の第2項固定資産購入費は事業用地の取得等に要する費用で、第3項企

## 【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

業債償還金は企業債元金の予定償還額を計上するものです。

なお、第4条の予算については、本文に記載のとおり、収入が支出に対して不足する額が6億1,948万2,000円生じますが、この不足額については記載する補填財源によって補填することとなります。

続きまして2ページを御覧ください。

第5条継続費です。

下水道官民連携事業（官民連携導入アドバイザー業務委託分）は、老朽化する下水道施設の維持管理及び更新を的確に実施するとともに、さらなる事業の効率化を図ること等を目的として、令和10年度からウォーターPPP、管理・更新一体マネジメント方式を導入するため、実施方針、公募資料の作成や入札・公募の条件設定の調整などを行うアドバイザー業務を委託するもので、令和8年度から9年度の2か年の継続事業として総額7,139万円を計上します。業務の内容につきましては、47ページの主要下水道事業にも記載してございます。

第6条企業債については、表に記載の発行要件とさせていただきます。

第7条一時借入金です。

期中における一時的な資金不足を補うための短期的な借入れを想定し、その限度額を6億円と定めるものです。

続く第8条から第10条については、それぞれ本文に記載のとおりとさせていただきます。

以上で説明を終わります。十分な御審議の上、御可決いただきますようお願いいたします。

○委員長（椎名幸雄君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑を許します。

○委員（内田美恵子君） 説明資料の46ページ、下水道官民連携事業3,586万円についてお尋ねします。

今御説明の中にもありましたけれども、令和10年度からウォーターPPPを導入するための官民連携導入アドバイザー業務委託料が、令和8年度分ということで3,586万円計上されています。この事業は、令和8年から9年までの2か年の総額7,139万円の継続事業ですから、令和8年度予算が3,586万円だとすると、令和9年度予算が残りの3,553万円という認識でよろしいですね。まず確認させてください。

○下水道課長補佐（藤田雅史君） 委員のおっしゃるとおりでございます。

○委員（内田美恵子君） それで、今年度予算の官民連携導入アドバイザー業務委託料の概要の資料を見ますと、1、実施方針の作成、2、要求水準書の作成、3、事業者選定における入札契約方式の設定、4、入札説明書類の作成というふうに書いてあるんですけども、これ各業務委託の内容をもう少し御説明ください。

## 【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

○下水道課長補佐（藤田雅史君） まずこちら、令和8年度の実施方針の作成についてですが、令和7年度、今年度におきましては導入可能性調査という業務を実施いたしました。そちらで我孫子市のウォーターPPPの大枠がほぼ固まってまいりましたので、それに応じて、次に実施方針案を作成して、そちらの案を公表することで、業者の皆様方とさらに我孫子市のウォーターPPPの概要を詰めていくという業務になります。

その次、（2）の要求水準書の中では、次にプロポーザル方式の選定を行いますので、それに向けた要求水準書の作成を行って、さらに公募に備えられる資料を作成してまいります。

その後、3番、4番に関しましては、その公募に向けた準備という形で業務を委託する予定でございます。

○委員（内田美恵子君） 今御説明にありましたが、市では令和7年度にウォーターPPP、これからどういう方針でいくかというような概要については検討されて、説明会の資料として結構分厚い資料を出していただいて、私もこれ読ませていただきました。

その次の段階として、令和8年度に方針をつくって、今後進めていくためのいろいろな業務を推進するためのアドバイザー業務委託というふうに理解しているんですが。それで、今回導入するウォーターPPPということなんですが、このウォーターPPPには段階がありますよね。それで、今回導入のレベルは、管理・更新一体マネジメント方式だというふうに書かれていますけれども、今回新設されたレベル3.5のウォーターPPPの導入という理解でよろしいでしょうか。

○下水道課長補佐（藤田雅史君） 委員おっしゃるとおり、レベル3.5の業務を委託する予定でございます。

○委員（内田美恵子君） 国のほうからもウォーターPPPの概要という資料が出ていますけれども、このレベル3.5というのは、皆さんこのウォーターPPPというのがどういうものなのかというのがなかなか分かりづらいと思いますので、あえて説明を求めますけれども、これまでのいわゆるレベル1から3の官民連携の形と、今回のレベル3.5のウォーターPPPとは、発注方法とか期間などいろいろ違いがあると思うんですけれども、その辺を御説明ください。

○下水道課長補佐（藤田雅史君） ウォーターPPPに関しまして、まずこちら令和5年度に国のほうに新たに位置づけられたものでございます。

目的としましては、老朽化した下水道施設の維持管理ですとか、更新を効率的に進めるためにつくられた新しい官民連携の仕組みとなります。この仕組みは、事業の効率化ですとか持続可能な運営を目指しております。

今までの官民連携と大きく違うところだと、4つの要件が求められております。

1つは、長期契約、原則10年となっております。2つ目は性能発注、3つ目が維持管理と更新の一体マネジメント方式であること、4つ目としましてプロフィットシェアを契約に入れること、

## 【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

こちらの4点を入れることで、今までの官民連携とは違うものであることということを求められているものでございます。

○委員（内田美恵子君） 長期契約、おおむね10年、性能発注に徹底する、それから維持管理と更新の一体マネジメント、そしてプロフィットシェア、これが特徴ということだと思わなければならない、このプロフィットシェアというの、このレベル3.5において出てきた考え方というか、ちょっと耳新しい言葉だと思いますので、このプロフィットシェアとは何か御説明ください。

○下水道課長補佐（藤田雅史君） プロフィットシェアとは、民間業者が新しい技術を導入したり、維持管理の工夫をしたりすることで、生まれたコストの削減分を官民で分け合う仕組みのことです。

こちらの仕組みを導入することで、事業が始まった後もライフサイクルコストを削減するための提案を民間事業者から積極的に引き出すことを目的としております。またこちらのシェアというのは、削減された費用を官民で分配することを指しております。こちらの割合、比率は、事前に契約で定めるものになっておりまして、5対5でも構いませんし、1対9でも構わないという形で契約で決めるものとなります。

こちらのプロフィットシェアは、仕組みとして導入すれば要件を満たすものでありますので、実際にその10年間で発動するかどうかということは問われておりません。

○委員（内田美恵子君） これまでは、例えば指定管理者なんかにしたら、その管理を工夫をして利益が出れば、それは指定管理者が受け取るということだったと思うんですが、これからのこのプロフィットシェア、これは利益を、今おっしゃったように折半の割合は決めるわけですが、市としても得られるという利点は確かにあるかなというふうに思っています。

それで、国の出された資料の説明のところ、レベル3.5は原則10年間の管理・更新一体マネジメント方式の後で、公共施設等運営事業に委託することとするというような注釈があるんですが、これはどういう意味なのか、説明してください。

○下水道課長補佐（藤田雅史君） 国の説明では、当初レベル3.5で10年間行った後、その後のレベル4.0、コンセッション方式に行くことを目標、目的とするようにという記載があったんですが、途中ガイドラインの1.0から2.0にいく際に、そのことを求めないという形に変更になりましたので、仮に我孫子市がレベル3.5のウォーターPPPを導入した後に、その後は必ず4.0のコンセッション方式にいかなければいけないというわけではございません。

○委員（内田美恵子君） このコンセッション方式については、ちょっと後からお尋ねしたいと思いますが。その前に、レベル3.5は、民間事業者の対象業務の執行方法は、民間事業者自らが決定し業務執行に対する責任を負うという、本来の性能発注を徹底するものだというふうにならざるを得ない。市でこれから導入するレベル3.5というのもの、本来の性能発注を徹底していくというお考えなのかどうか、その点お聞かせください。

## 【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

○下水道課長補佐（藤田雅史君） ウォーターPPPの要件の1つに、性能発注というのがございます。こちらの性能発注に関しまして、当初は処理場の運営ですとか管路の保全に関しましては性能発注という話があったんですが、やはりガイドラインの途中で、管路の維持に関しましては、当初は仕様発注から始めて、10年間の間に性能発注に移行すればよいというふうに記載が変わりましたので、我孫子市においては、まず最初は仕様発注から始めて、10年間の途中で性能発注することを検討しております。

○委員（内田美恵子君） 分かりました。

すぐに性能発注ということも難しいところがあると思われましたのでお尋ねしました。

それで、この下水道管路等の維持更新をするためには、このウォーターPPPを導入せざるを得ないというところがあると思いますが、国の交付金の関係で。その辺をちょっと御説明してください。

○下水道課長補佐（藤田雅史君） 国のほうから、ウォーターPPPの導入をすることが令和9年度以降の交付金の交付要綱になっております。言い換えますと、ウォーターPPPを導入しないと、令和9年度以降、改築工事に関する交付金が受け取れないとなってしまいますので、我孫子市においてもウォーターPPPの導入は必須であると考えております。

○委員（内田美恵子君） 国のこういうやり方というのは、とてもひどいやり方だと思うんですけども。ですから、こういう交付金を出す要件としてウォーターPPPを使わなきゃいけないということになってしまったので、ある程度やらなきゃいけないわけですけども。本当に下水道とか水道の管路の更新とか施設整備というのは、もう本当に喫緊の課題ですからやらなきゃいけないんですが、資金不足の中で、どこの自治体も本当に大変な思いしているんですが、そういうときに国がこういう施策で、交付金という形で自治体のやり方まで縛ってしまうというのは、とてもちょっとどうなのかなというところは私すごく感じているんですが。

それでこの先、懸念されることとして、先ほども少し御説明がありましたけれども、レベル3.5の先には、当初の計画ではレベル4、公共施設等運営事業、いわゆるコンセッション方式というところにはいかなければならないという筋書きが当初はあったわけですけども、それは多少、現段階で少し見直されたということなのかなと思うんですが、ただ、国のやることとして、この先、コンセッション方式まで導入しろと、交付金か何かでつって、そういうことになったときは、私は自治体として本当に慎重に考えていただかないと、大切な水の事業に関して、本当にいわゆる事業の運営権あるいは利用料の直接収受の権利というようなものが、民間事業者に渡ることになりますので、その辺本当に心配をしているんです。

これ、コンセッションが一概に全て悪いということではないと思いますが、これからの本当に水道事業もそうですけれども、下水道事業、どうやって厳しい財政状況の中でやっていくかというこ

## 【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

とを本当にこの機会に真剣に考えていただいて、国からはこのようなウォーターPPP導入というふうな方針が出て、それをやらざるを得ない状況の中で、最終的にどういう形でやっていくかということを実際にいろいろなところから検討していただきたいと思います。

先日、国会のほうで、水道事業とか下水道事業の協会の専門家の方が来て勉強会があったもんですから、ちょっと聞かせていただいたんですけども、これ本当に難しいことで、表面的な会計を見ますとどこでも、例えば先ほども出ていましたけど、留保資金が底をついたからこの経営が危機に瀕しているというような、表面的な捉え方もされることが多いということなんですけど、水道にしても下水道にしても、資産を持った企業体ということで、その辺で財務状況とか、まずはそういうことを徹底的に検証して、その先どうやってこれから維持していくかというのを考えていくことが大変重要なことだという指摘を受けましたので、その辺を市というか、下水道企業会計にしても、水道企業会計にしても、その辺のことをしっかりと今の時点でやっていただいて、この先のウォーターPPPに備えていただきたいなと思います。

その辺、最後に部長さん御答弁をお願いします。

○建設部長（海老原正君） 下水道事業については、令和2年度に公営企業法の一部適用ということで、公営企業会計を導入させていただきました。

来年度下水道料金のほう上げさせていただきまして、一般会計からの法定外の繰入れのほうもなくなるという状況になってきましたので、今後いろいろ新しいところの下水道整備も進めていく必要もありますし、またこれまで整備してきた下水道管路の改修というところも必要になってきますので、その辺は、これまでやってきたと同様に、財務状況を常に確認しながら、持続可能な下水道事業となるように努力していきたいと思います。

○委員（飯塚誠君） 市民の皆さんからね、やっぱり来るのは、年をまたいで上水道で31.8%、下水で6%というのは、これは勘弁してよと。我々ヒアリングすると——これ下水道だから6%です——しょうがないなって思う部分もあるんだけど、ただ市民の皆さんはとにかく納得していないという前提で、しからばよく聞かれるのはね、6%の値上げの根拠って何ですかという、どういう計算式ですかってよく聞かれますので、お答えください。

○下水道課長補佐（藤縄哲志君） 下水道事業の下水道使用料改定ということで、12月議会において御説明させていただいておりますが、下水道事業の特に汚水分の事業に関する、汚水処理費という言い方しますけれども、その汚水のほうを受け入れて、うちのものと言いますと、東側のほうにある終末処理場のほうに汚水を流すというような形で、管路の整備ですとか、その維持管理をやっていっているわけですが、それらにかかる将来的な負担も含めた金額ですね、汚水処理費というものを総額でもって算定いたしまして、これに対して皆様から頂ける使用料というので賄おうとしたときに、どれだけ不足するのかということで検証したときに、現在の使用料水準からおお

## 【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

むね6%を上げることで、このかかってくる費用というのを賄うことができるという計算になったことから、6%の改定ということでお諮りさせていただいたところでございます。

○委員（飯塚誠君） そうすると、まず6%の上げの理屈はいわゆる売上げというのかな、頂くところから、それから今の処理費を鑑みたときに不足する部分ということですね。そうすると、それをどういふふうに加算平均すると、こういう立米当たりの単価の価格改定になるのかしら。

○下水道課長補佐（藤縄哲志君） こちらは、全体総額でもって計算をしているような形になりますので、平均改定率というような言い方でさせていただいていますが、全体として6%の増分を確保できるように改定をしたという形になります。

その総額で見たときに、6%程度の上昇分を確保することができるように、いわゆる基本使用料部分については据置きをさせていただきましたが、これまで基本料金的な部分、基本水量という言い方しますけれども、10立方メートルのところまでについては、基本使用料のところを含めていたところについては切り出すような形で、今後は従量料金、1立米からもう金額を頂くような形で御負担をいただいた上で、それ以上の部分につきましても、おおむね6%の改定となるように料金設定を区分ごとにさせていただいたところでございます。

○委員（飯塚誠君） そうすると、総額として6%不足する。ここを上げれば、とんとんになるというところを、押しなべて今の使用料、流水料って言ったらいいのかな、使用料に押しなべて平たくなると、この立米の人はこれぐらい上げればいだろうというところで設定したということなんだろうと思うんだけど。そうするとね、多分皆さんが分かんないのは、こういう何立米の人が幾らになるかというのはよく分かりますよ、自分の使用料を見れば。ただ今言った総額って言うところからいって、だって、汚水処理って何十億円だか知らないけど、何億円だから知らないけど、あると。それで今の流水使用料でいくと幾ら補填できていると。不足分をこれぐらいにすると6%値上げになるということだから。

それをさ、僕も昨日ヒアリングしていて思ったんだけど、聞いたときに何か棒グラフというかな、縦線グラフみたいなのでやって、この部分を押しなべたのでって分かりやすいんだけど、数字だけ言っても分かんないから、そういうのを告知しなきゃ駄目だと思うんだよね。全体の棒グラフでいくと汚水処理量はこれだと。そうすると、ここに対して収入で、不足するところが6%だよという。その差額を今回埋める値上げだよというふうの説明をしないと駄目だと思うんですが、いかがですか。

○下水道課長補佐（藤縄哲志君） いわゆる投資・財政計画なんて言い方もしますが、パブリックコメントのほうで公表させていただいた資料の中で、そういった使用料の部分であるとか、今後これだけの費用がかかりますというような形で、お知らせをさせていただいたところでございます。

○委員（飯塚誠君） 多分パブコメは見えていないと思うんだよね。我々は見ているけどね、今回1

## 【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

件だなとかね。

だから、やっぱり広報か何かで、そののところは何億円であっても分かりやすく説明をしないと。さっき言った株主である市民に対する説明責任が果たせているとは言えない状況なんだろうと思う。逆に理事者の方、どこでもいいですよ。それはやっぱりちゃんとさ、6%というのはここだよ。別にため込んでいるわけじゃないよというのはさ。だって処理費も出ているしね、そういう収用量も出ているわけ。不足分の6%だよというところを、棒グラフか何かで分かりやすく。分かんないよ、こういう折れ線でも、円グラフでもいい。何か説明する機会を設けて。これやっぱりさ、そうじゃないと払拭できないですよ、これ一生懸命。いかがですか。

下水道ね、今6%って言っているのね、今ね。

○委員長（椎名幸雄君） 暫時休憩します。

午後2時40分休憩

---

午後2時40分開議

○委員長（椎名幸雄君） 再開いたします。

○下水道課長補佐（藤縄哲志君） 今後、そういった広報ですとかホームページといったようなところで、分かりやすくお知らせさせていただくように努めてまいります。

○委員（飯塚誠君） そもそも論としてね、やっぱり上水道、結構出ていますよね。下水道はもっと分かんない、市民でいくと。下水道が、例えば終末処理場がどこにあつてとかね、そんなことさえも分かんない状況だから、今言った総額の処理費に対して、収入料と不足額というのは、もうより丁寧に。いや僕のイメージだと、結構、上水道はいっぱい出ているなど、この頃ね。だけど、下水はもっともっと丁寧にやらないと、多分この6%のところに分かんないと。怒りは31.8%のほうが高いと思うんだけど。でも、理屈はさ、何%であっても説明しなきゃいけないと、多分クレームの、まずそれを見てくださるところから僕らも始めないと、説明のしようが。自分でこんな書いたってさ、飯塚さん適当に書いてるんじゃないのなんて言われちゃうといけなから。

これからじゃないですか。新年度、値上げが響いてくるまでにしつこいぐらい丁寧にちょっと説明して、下水道は特に僕は足りないと思いますが、いかがでしょう。

○下水道課長（西澤卓君） 確かに少し周知が足りないかなというところありますので、今委員からいただいた御意見十分にいただいて、市民の皆様にお知らせ等を分かりやすい形でお知らせ等してまいりたいと思います。

○委員（飯塚誠君） 多分やったとしても、私のところに来るのは、市民感情としてあり得ないっていったことだから、多分それは政治的な判断でちょっとずらしてくれたほうがいい。でもね、それができるとかできないの前に、まず根拠が分かんなかったら、もう僕らなんか話のしようがない

## 【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

よ。飯塚さんヒアリングしてとても無理だって言うけど、何が無理なのというところから始まっちゃうじゃない、それは。31.8%だろうが、6%だろうが、その根拠ね。

だからもうやってくたさるということなのでいいので。あらゆる機会を通じて、まだまだデジタル化社会といっても、やっぱり紙面、特に年金生活者の高齢者の方々が多いから、御不満はね。そのところやっぱり何度でもね。そこから始めないと始まらないというのは、政治的な判断だとかね、この値上げが年末から年明け両方かよってというところまでいくまでのイロハのイだから、その6%って何なのというところがさ。

それはだから、逆に言うと皆さんにも責任あるし、僕にも責任あるし、理事者はもっと責任があると思うのね。それでやっても分かんない。だってそれはね、市民感情として許せないというんだから、値上げが。それは無理なことは重々承知で。でもだからって、企業の決算書だって、だからって説明しなくていいということにはならないから。分かりやすくね、本当に。やると言っているもので、もうこれで結構、終わりますけれども。ちゃんと工夫して何度でもやってください。何度でも、何度でも。高市総理じゃないですけど、何度でも何度でもやっていただければ。もう御答弁結構です。

○委員長（椎名幸雄君） 暫時休憩します。

午後2時44分休憩

---

午後2時46分開議

○委員長（椎名幸雄君） 再開いたします。

本日は、平成23年3月11日に発生いたしました東日本大震災から15年を迎えます。

東日本大震災により犠牲となられた方々とその御遺族に対し、心から哀悼の意を表します。

これより犠牲者の方々の御冥福をお祈りし、黙禱をささげたいと思います。

皆さん御起立をお願いいたします。黙禱。

[黙禱]

○委員長（椎名幸雄君） 黙禱を終わります。

御着席ください。

引き続き議案第29号に対する質疑を許します。

○委員（岩井康君） 私からは、今、飯塚委員からも出されたのに関連しますけれども、実際に各家庭には上水道、下水道セットで請求書が回りますね、実際に。そういう中で、実際に上水道のほうについては、広報であるとか、それから水道の便りであるとか、そういったところでそれなりに上水道の使用量が減少していると、こういったことなどが知らされてきています。そういう点では、人口との関係も含めて、市民の皆さんが、ある程度状況についてはつかんできているというのが実

## 【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

態だと思えます。

そういう点で、上水道と下水道との関連についても、それなりに理解も少しずつしているんだろうと思うんですけども、実際に6%の意義といいますか、内容について、やっぱり市民の皆さんに分かるような解説なり、それから汚水処理料というふうに説明がありましたけど、その処理費についても上がっているんだろうと思うんですが、この歴年で見て実際どうなってるのかとか、実際具体的にどういう状況になった結果、6%にせざるを得ないというふうなことについて、分かるようなやっぱりツールを出してもらって、作ってもらった必要があるんだと思うんですね。

なかなか話しても、下水道料金がどうしてこうなのと。上水道と料金違いますよね、全然ね。そういう点では、そこら辺も理解ができていないんですよ、なかなか。そういう点を含めて分かるような、この際ですからしっかりとしたものを示していただければと思います。

よろしくお願ひします。

○下水道課長補佐（藤縄哲志君） 御指摘いただいた点につきまして、使用料改定の周知、広報活動というところにつきましては、これまでもホームページのほうに、先ほど申し上げたパブリックコメントで公表させていただいたような資料を掲載したりですとか、水道局のほうと連携いたしまして2月16日の「あびこの水道」に掲載したり、下水道単体としても1月16日号で広報には掲載するような形で取り組んできたところではございますが、ただ、そういったところで、まだまだ市民の皆様にご認識もしいただけていないとすれば、やり方のほうをちょっと工夫させていただく必要があると痛感しておりますので、もうちょっと分かりやすいものを御用意するような形で、今後取り組んでまいりたいと思います。

○委員長（椎名幸雄君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（椎名幸雄君） ないものと認めます。

議案第29号に対する質疑を打ち切ります。

議案第30号、令和8年度我孫子市水道事業会計予算について、当局の説明を求めます。

○経営課長補佐（綱川泰章君） 議案第30号、令和8年度我孫子市水道事業会計予算について御説明いたします。

水道事業会計予算書の1ページをお開きください。

まず第2条業務の予定量から御説明いたします。

（1）給水戸数は6万800戸を見込みました。

（2）年間総給水量は1,233万638立方メートルを見込みました。

これに伴い、（3）1日平均給水量は3万3,783立方メートルとなります。給水量につきましては、令和7年度に完成した基本計画及び経営戦略の見直しにより導き出された計画値を基に計

## 【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

上しました。

続いて（４）主要な建設改良工事は２１億１，８２８万８，０００円を計上しました。

主要な建設改良工事につきましては、後ほど御説明いたします。

続きまして、第３条、収益的収入及び支出です。

収入、第１款水道事業収益は、３５億８，０５５万円を計上しました。前年度の当初予算に比べ、８億３，５０４万９，０００円の増となりました。

予算金額の内訳は、営業収益が２７億１，９８０万２，０００円、営業外収益が５億７，６１３万８，０００円などです。

次に、支出、第１款水道事業費用は２９億７，１９４万９，０００円を計上しました。前年度の当初予算に比べ２億７，６０６万９，０００円の増となりました。

予算金額の内訳は、水道水の供給に係る営業費用が２８億７，８５０万８，０００円、企業債の支払利息などの営業外費用が８，３４４万１，０００円などです。

続きまして、収益的収入と支出の主な項目について御説明いたします。

予算書３２ページ、予算に関する説明資料をお開きください。

初めに、上段の表、項１営業収益です。

目１給水収益のうち一般用給水収益は、水道事業収益の根幹となる水道料金収入であり、２７億１８９万５，０００円を計上しました。

次に中段の表、項２営業外収益です。

目１給水申込納付金は、近年の新規給水契約数の実績を踏まえ１億５，３１２万円を計上しました。このほか、目５長期前受金戻入益として２億９，５８４万２，０００円を計上しました。これは民間開発事業者からの譲受けによって取得した固定資産や、補助金を財源として取得した固定資産などの減価償却費相当分を収益するものであり、非現金収入となります。

次に下段の表、項３特別利益です。

その他特別利益の２億８，４６１万円は、国の会計基準の見直しにより平成２６年度の予算・決算から全面適用された新会計基準において、旧会計基準で積み立てていた修繕引当金については、当時全額を取崩しを行わず、修繕の都度取崩しを行うものとして毎年計上してきましたが、この１０年間において大きな修繕事業がなかったことから、一度収益化して戻し入れることで修繕費以外にも使える資金に組替えを行うことにしました。

続きまして、予算書３４ページからの支出です。

初めに、上段の表、項１営業費用です。

目１原水及び浄水費の委託料では、我孫子市水道局浄水場設備運転及び維持管理業務等包括委託、続いて３６ページの目４業務費の委託料では、我孫子市水道局料金給水会計業務等包括委託の２件

## 【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

になりますが、ともに令和7年度から令和11年度までの5か年契約の2年目に該当します。

また38ページ、目6減価償却費では、令和7年度に竣工する工事分を計上したことで、前年度より増額となります。

続きまして、資本的収支について御説明いたします。

予算書の1ページにお戻りください。

第4条資本的収入及び支出の資本的収入について御説明いたします。

第1款資本的収入は、11億8,436万円を計上しました。

予算金額の内訳は、企業債が11億7,300万円、負担金が1,136万円です。

続きまして支出です。

第1款資本的支出は23億4,619万4,000円を計上しました。

予算金額の内訳は、建設事業費が661万円、改良事業費が22億9,961万3,000円、企業債の元金を償還する企業債償還金2,893万5,000円などです。

ここで、令和8年度実施予定の主な工事について御説明いたします。

48ページをお開きください。

表、経年管布設替工事では、経年管の布設替工事及び令和7年度に実施した水道工事場所の舗装本復旧工事を実施いたします。このうち経年管の布設替工事箇所は、つくし野、並木、柴崎台、天王台、緑の各地区において耐震化工事を行います。工事の総延長を約5キロメートルとして、災害発生時の大規模かつ長期的な断水リスクを軽減させるため、耐震化工事を進めます。

次の表、浄水場設備の更新工事では、令和7年度からの継続事業である久寺家浄水場受変電設備更新工事と湖北台浄水場高度浄水処理設備コントロールセンター盤ほか更新工事。また、令和8年度から令和9年度までの継続事業として、湖北台浄水場電気・計装設備更新工事を進め、次の表、その他浄水場関連工事として、湖北台浄水場次亜塩素酸ナトリウム注入設備更新工事などを実施いたします。

恐れ入りますが、ここでもう一度予算書の1ページにお戻りください。

第4条資本的収入及び支出の予定額のうち、括弧書きのとおり、資本的収入額11億8,436万円が、資本的支出額23億4,619万4,000円に対して不足する額11億6,183万4,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2億368万2,000円及び過年度分損益勘定留保資金9億5,815万2,000円で補填します。

第4条、資本的収入及び支出に関する説明は以上です。

続きまして、2ページをお開きください。

第5条継続費です。

先ほども説明しましたが、令和8年度から令和9年度にかけて実施する湖北台浄水場電気・計装

## 【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

設備更新工事の年割額について、令和8年度に8,800万円、令和9年度に1億3,200万円を計上し、総額2億2,000万円の継続費を定めるものです。

続きまして、第6条債務負担行為です。

我孫子市水道事業会計サポート業務委託については、公営企業の予算編成、決算調整において一部の業務を委託することで、会計事務に従事する職員の負担が軽減することで、より経営改善や日々の業務に注力できる環境を整備することを目的として、債務負担の期間を令和8年度から令和9年度までとし、限度額を1,344万8,000円以内と定めるものです。

続きまして、第7条企業債です。

令和8年度も企業債の借入れを行います。借入限度額は11億7,300万円とし、改良事業費の財源として融資を受ける予定です。

続く第8条から第11条までは予算書に記載したとおりとなりますので、説明は省略いたします。

以上で水道事業会計予算の説明を終わります。十分な御審議の上、御可決いただきますようよろしくお願いいたします。

○委員長（椎名幸雄君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑を許します。

○委員（木村得道君） 恐らく水道料金については、昨年9月からこういった使用料金の話があって、今回この計上された形になったと思いますし、この水道料金とか下水道料金使用料のこういった一覧作っていただいて、ある程度分かりやすくは作っていただいたんですけど、やっぱりぱっと見、さっきの飯塚委員の話じゃないですけど、感情とか見た目になると、特に13ミリ、20ミリの世帯の、例えば、僕の家でいけば20ミリの口径管を使っていくと、大体これぐらいかかるんだなというのが、ということになってくるとやはりちょっと、例えば基本料金が少し上がっていくのはちょっと負担大きいかなと。

これもいろんな判断があって、2か月に1回の徴収を9月からにさせていただきましたけれども、やはり4月27日から口座振替になる部分というのは、若干どうしても、高く見えてしまうというがあるので、まずここら辺もまた恐らくこれから3月末、4月から、あるいはまた問合せが非常に水道局のほうには行くかなと思うんです。

先ほど来もそうですけど、下水道とまた併せて一緒になってしまうので、ここら辺については先ほども下水道のほうでお話ありましたけれども、極力分かりやすく丁寧にしていただくしかないかなというふうに思うんですけども。水道局としては、ここら辺はこういうのを発信してもらっていますけど、今後ちょっと本当に実質口座振替が始まる段階までにおいて、どんなことを想定して、どういうふうな準備をしていくか、もしお考えがあるならちょっとお聞かせください。

○給水課長補佐（洞毛秀男君） 今後の広報のスケジュール感というところですけどもまず、今

## 【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

月の検針に当たっては、まず6日から12日に定例検針あるんですけれども、そちらで今4月のチラシを配っているところになります。

5月に入りまして、5月16日号の広報、こちらのほうで隔月検針について、2か月に1回の検針について、また周知のほうさせていただく予定で考えております。

○給水課長（住安巖君） すみません、ちょっと足りない部分もありましたので、追加で補足させていただきます。

今、5月16日号で、また「あびこの水道」を出させていただきます。2か月検針始まるのは9月からということで、その手前の8月の検針のときに、再度今回のようなチラシを検針票と一緒に配付させていただきます。また、検針票のほう、もう配っているんですけれども、そこにも2か月検針とか、そういう情報を入れさせていただきながら、利用者の方、市民の皆様丁寧に伝えるしていきたいというふうに考えております。

○委員（木村得道君） ありがとうございます。

実は今日の午前中に、水道料金のことに関しての陳情なんかがあったんですけど、それについての結果どうこうは別として、そういった意味では、いろいろ事前に水道料金も上がりますよって分かっている方々もいらっちゃって、今までそういった人たちが、前回は聞きましたけど、特に新年度を迎えるに当たって、何かまたいろいろ問合せだったりとか、そういった話というのは今のところありますか。12月以降、何か出てきたり、問合せとかある。

○給水課長（住安巖君） 先ほどお伝えした、今、検針と同時にチラシを配っているところなんですけれども、広報よりもそのチラシをお配りしたとき、前回12月に配ったんですけれども、そのときのほうがお問合せ多かったというのは、前回のところであったんですけれども、今回も今配っている最中なんで、まだ6日から始まったところなんで、今ちょっと確認できているのは5件ほどお問合せいただいているんですけれども、これが12日まで続きますので、恐らくその後、お読みになられた市民の方からはお問合せ来るのかなというふうには予想できますので、その辺は丁寧に対応していきたいというふうに考えております。

○委員（木村得道君） 分かりました。

とはいえ、一つちょっと違うのが、やっぱり新料金が請求になって、それなりの反応はどうしても出ちゃう。どうしても今までの、例えばうちもそうです。うちは大体16ぐらい下水処理しているんですよ、簡単に言っちゃうと。だけど、中には水道しか使っていない御家庭もあるし、下水道料をお支払になっている方もいらっしゃるし、集中の浄化槽のような地域もあるので、それぞれやっぱり現実に支払う使用料金とか、料金ってまた違うんですよ。

だから、なかなかいろんなケースがあるので、僕は問合せってしばらく続くかなと思っていたのが一つあるので、むしろこの切替えのときにはちょっとある意味ではそういった配慮をしていただ

## 【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

いて。これは答弁要りませんが、下水道も全く同じでね。下水道料金を払っていない方もいらっしゃる。ここら辺は、だから一律にこうだからこうですよっていう説明はなかなか難しいと思う。ちょっと骨の折れるというか、ちょっと丁寧にやってもらわなきゃいけない側面があるかなというふうに思っているんですけど。そういうのが一つありますので。また今後そこら辺はちょっと見ていただければというのと。

あとこれはまた、今ちょうど県もいろいろ議会やっていて、それが成立した段階で、この基本料金のいわゆる減額の部分というのは、多分これ6月の議会の中で成立をしたら、補正予算として計上されていかれるのかなと思うんです。その理解でいいですか。

○給水課長（住安巖君） 委員おっしゃるとおりです。6月の補正を出して、御可決いただきましたら、動くようになります。

○委員（木村得道君） ちょっと予算と変わっちゃいますけど。6月になるとそこから、6月の成立で、基本的には4か月ということになると、何を言っているかということ、その期間はやっぱり今の新料金が適用になって毎月、9月からは2か月に1回という徴収になるということも併せて、それはもう少し先の話で。あわせて、そういったことを理解してもらえようような動きになっていかざるを得ないのかなというふうに思っていますけど、その点だけ確認させてください。

○給水課長（住安巖君） そちらの減免のほうなんですけれども、もちろん2か月検針もありまして、その減免をやりますというところでお知らせをしていくんですが、実際に減免をするときの検針のときにチラシを入れさせていただいて、また検針世帯全てにお知らせするような形で進めていこうというふうに考えております。

○委員（木村得道君） 分かりました。

ただ、これって段取りをする側として、市や水道局とか、市側とすると、そういった段階を踏んでいろんなことをやんなきゃいけないんですけど、受け手というか、市民の方が、利用される方はいろんなことが現実にはいろいろ情報として提供されてるので、なおさら今一番大事なものは、しっかりと説明をしてあげることということと、いろんなことをちゃんと確認を、少しでも分かりやすく説明をしてあげること。なかなか難しいのが、やっぱり何かあると財政難でお金がないから上げているというような話になっちゃうので、そこら辺はちょっと丁寧にやっていただきたいかなというふうに思いますので、ちょっとその点だけ確認させていただければと思いました。

これ要望でお願いしたいと思います。

○委員（飯塚誠君） 予算説明資料の37ページ、水道メータ取替業務委託料5,922万2,000円についてお尋ねをいたします。

これ僕ずっと追っているところで、実は私、飯塚さん、受注実績の要件が変わったよという電話がかかってきて、どこからかかってきたかということ自分の弁護士から。弁護士のほうがよく見とい

## 【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

てくれて、今年いよいよメーター交換の季節だけれども。入札公告の9ページに、公告の日から起算して過去10年以内に官公庁発注の上水道管路施設、これは導水・送水・配水管工事の実績があることとなっていたのに、この工事または市内の給水装置工事を元請として施工完了した実績があることという部分に変わってきたよとなっているんですよ。それで具体的に内容はどういう違いなんですか。

○給水課長補佐（洞毛秀男君） 昨年度の要件に加えて、市内で給水装置工事を実施した事業者も対象とする、そこを拡大したというところになります。

○委員（飯塚誠君） そうじゃなくて、本管以外に導水・送水・配水管工事または市内の給水装置工事って、具体的に給水工事って何、どういうものが変わったの。今までどういったものだったのが、どこを加えたんですか。

○給水課長（住安巖君） 給水装置工事なんですけど、例えば、一戸建ての家を建築するときに、水道を引いていただいて、建物、家のほうに蛇口をつけたり、給湯器蛇口つけたりする工事がございます。そちらのほうは、給水装置工事として水道局のほうに指定の工事店から申請をいただいて行っていただく工事となります。その工事の実績がある業者さんという形でお願いしています。

○委員（飯塚誠君） そうすると、いわゆる上水道管路の施設、いわゆる導水・送水・配水管工事というのは市しかやらないわけだから、発注元としてね。そうじゃなくて、専有区分内の給水装置について、それをいわゆる民間の人と結んだ水道工事施工会社もその該当になりますよというふうに緩和したということよろしいですか。

○給水課長（住安巖君） はい、そのような形になります。

○委員（飯塚誠君） 今までもこのいわゆる公共工事の発注の、これはかなり厳しいねということだったんだけど、そのときは別に、いや、我孫子だけじゃないですかって言ったら、ほかの自治体ではオーケーなんで、どうっていう、これでいきますみたいな感じで、急にこれになったんですけど。しからば、過去においてこのメーター取替工事を受注したところね、いわゆる落札し、受注した企業で、この工事の日から起算して過去10年以内に官公庁発注の導水管路施設、前の要件を満たさない企業は出てきましたでしょうか。落札者の中で。

○給水課長補佐（洞毛秀男君） 資格要件を満たさない企業はございませんでした。

○委員（飯塚誠君） それは資格要件を満たさなければ落札者じゃない。そうじゃない。この起算して10年以内に工事をやらなくなったなという業者があったかどうかということです。落札者。

○給水課長（住安巖君） 請け負った業者さんが、例えば管工事も漏水修繕も含めてなんですけれども、そちらのほうは工事のほうは行っているんで、そういったところはないというふうに認識しております。

○委員（飯塚誠君） これは私の発言でなく、弁護士いわく、こういうふうに緩和したところは、

## 【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

弁護士が言って、大体入札予想業者がこの要件を満たさないから、満たすようにするために拡大することが多いんだよというふうに弁護士は言っていました。それは、でも今回やってみないと分からないんだけど。

しからは、まさに今これを見るとね、公告文を見ているんだけど、11日、本日の午後5時までに郵送で担当課内に必着となっています。何でこれ、たしか私は電子入札だったと思うんですけど、何でこう逆戻りして、郵送のみってなっているんでしょうね。これになった原因は何でしょうか。

○給水課長補佐（洞毛秀男君） 登録業種のところなんですけれども、こちらのほう前回ですと、委託かつ建設工事としていましたところがありまして、今回は委託または建設工事としております。

電子入札に当たりましては、この要件の2つにかかるときには電子入札が実施できないということで、郵便入札を実施したものとなります。

○委員（飯塚誠君） なぜできないんですかって聞いているの。

○給水課長補佐（洞毛秀男君） こちら、例えば、片方、それぞれのところに応札をした場合ですと、開札の処理ができなくなってしまうというふうに、私、認識しております。例えば委託のほうに応札する事業者、工事のほうに応札する事業者、それぞれが別々のところに札を入れてしまった場合には、一括して入札のほうができないというふうに、私考えております。

○委員（飯塚誠君） ちょっとそれが電子入札ができなくなる理由にちょっと僕はよく分からない。

○工務課長（山下大吾君） 今、入札業務というのは千葉電子システムというところで入札を一手に取り扱っているような電子入札となっております。

今回、登録業種の中で、うちのほうで要件として求めているものについては、委託の分類があることと、あと建設工事の分類があること、要はこの2種類ですね、業務の内容としましては、メーター交換業務と、あと修繕ですね。緊急の漏水修繕等々があったときに、修繕工事の対応をするという、この2種類が混在しております。そのために、建設工事の部分と委託の部分というのが、その条件の中にこの2種類があることによって、電子入札ではできないというようなことで言われております。これが郵便入札になってしまっているというような状況です。

○委員（飯塚誠君） 多分なんだけど、今の説明だと、この委員の中で理解している人は多分いないと思いますよ。いますか。僕は理解できない。疎いからかしら。説明を再度求めます。分かるように説明を。

○経営課長補佐（綱川泰章君） 現在、市で入札システムの名称が、千葉電子サービスというのを使っております、それは千葉県内のほとんどの事業者が使っているものなんですけど。そこにおいて入札制度、先ほどもちょっとは出ていたんですけれども、工事なら工事でしか札を入れられない。委託だと、委託しか入れられないということで、登録する場所が2つに分かれちゃっております、その互換性がない状況でございます。なので、今みたいな業種を2つ合わせた形で入札を

## 【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

やりますと、おのおの工事だけで入った3者だったら3者の中では開けるんですけど、委託のほうでもし2者来て、その2者だったら開けるんですが、一遍にできないというところが難点だということをお伺っております。できないみたいなんです。システム上が。

○委員（飯塚誠君） システム改良すればいいんじゃないんですか。県かどこかのこの企業だけがやっているかどうか分かんないから、独占か。

○委員長（椎名幸雄君） 暫時休憩いたします。

午後3時23分休憩

---

午後3時24分開議

○委員長（椎名幸雄君） 再開いたします。

○経営課長補佐（綱川泰章君） 現在使用しているシステムは、我孫子市単独なものではなく、圏域の中で使用しているものであり、我孫子市単独でシステムをちょっと変更することができないため、費用がかかることが予想されますので、ちょっと近隣市のほうも、この業務に関しましても、ちょっと見直しを入れながら、もしシステム改修のほうができないのであれば、ちょっと見直していきたいと考えます。

○委員（飯塚誠君） 多分、休憩中の市長とか水道局長の話だと、それ単独で変えるのにはコストがかかってしまうからもったいないでしょうと。システム改良できるようにしたって、それは我孫子市のために単独でやるかやらないかという問題になっていって。しからば、これをそうするには幾らかかるんでしょうか。

○水道局長（古谷靖君） 今、飯塚委員が言われたように、ちょっとうちだけなんです、そういう何か特異なやり方をやっているのは。なので、今の御質問で、幾らかかるのって言われても、我々が改修できないって言っているわけですから、その費用については、ちょっと申し訳ないです。

ただし、そのうちのやり方をちょっと見直します。近隣、東葛地区のところで、今回メーター交換、水道事業体メーター交換もやっているし、漏水もやっていますから、どういうふうに出しているかということ調べて、それでうちに合ったやり方を、もう今年は無理ですけどね、来年度はそれをやっていきます。

○委員（飯塚誠君） そうなんだろうと思うんだよね。ほかができていくわけだから。

何かというね、みんなに聞かれるの。何で電子入札はやっていたものを、この書留にしているんだと。そうするとね、僕も答えられなかったわけ。聞くと何となし分かるよ。分かるけど、ただそれを電子公告で入札やっていた人が理解するかっていうと、え、うそでしょ、できるでしょ、この文明社会において話になっちゃうから、ちょっとやり方をさ、できるものかどうか研究して、できなくて、それだけに2億円かかるのにやれとは言わない、そんなことは書面でいい。まずそう

## 【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

して。今年はできない。そのとおりです。なぜならば、本日の5時が必着だからなので。

そこで聞きたいんだけど、郵送の場合、いや、その弁護士が危惧してるのは、例えば俺は絶対ないとは言ったけど、例えばなんだけど、発注者が我孫子市だと。我孫子市の職員というか従業員がそれを受け取るわけですよ、郵送で。開けられるじゃないかと、着いたときに。そうしたら開けるルールになっていないというんだけど、どういうルールで、必着したものはどういうふうにして開札するんですか。その流れをお示してください。

○給水課長補佐（洞毛秀男君） 郵送で頂いた資料、大封筒の中に入っているものなんですけれども、こちらの中で、今回、資格審査のものも資料も入っております。そちらのほうをまず担当課のほうで資格審査を行います。金額が入っている、入札書が入っている小封筒につきましては、金庫の中で保管をしていくものとなります。

○委員（飯塚誠君） そうすると、僕も今回ヒアリングして初めて知ったんだけど、例えば書留で来ますという、そこには入札参加資格の要項に際する申込用紙があり、もう一方で封筒の中に応札の額が記載されている。それを応札のやつは開けずにとっておいて、それでその後どうするんですか。

○給水課長補佐（洞毛秀男君） 金庫に保管していたものを開札のときに開札の会場にお持ちして、そこで封を切るような形になります。

○委員（飯塚誠君） そうするとさ、僕も調べた上で聞いているので、これ簡単なの。12日から13日の資格審査で、まず駄目だとなった場合は開札しないのね。開札というか、お金の、応札したものは開かないという認識でよろしいですか。

○給水課長補佐（洞毛秀男君） 資格審査で失格となるものに関しては札を開けません。

○委員（飯塚誠君） 僕は札を開けるものと思っていたから、自分が例えば財政課長だとしたら、それを開けますと。そうすると、入札低い業者がいたら、それを伝えられるでしょうということに危惧したんだけど、そうはならないと言っているんだけど、弁護士にこれ見せたらね、いや、これ飯塚さん、住民監査請求にはとても耐えられませんと。何が耐えられないかという、入札を集めた業者、我孫子市ですよ。それで受け取った人が我孫子市の従業員。開札というのは、これどうやって、誰が立ち会うの。誰が立ち会って開札するんですか。

○給水課長補佐（洞毛秀男君） 開札に関しましては、経営課のほうで開札を行います。あわせて、担当外の職員が立会いを行うものとなります。あと、業者のほうの立会いも可となっております。

○委員（飯塚誠君） まずもって、募集した従業員がそれを開札をして、立会いが第三者がいないというところは、これは入札とは言わないよというふうに言われました。

でね、その前にこれ僕ちょっと思うので、要は、これを見たら資格審査をやって、資格がオーケーだった場合には、改札、水道局経営会議室、落札者決定ってなってんだけど、24日に。

## 【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

ここの日には、この資格審査に合格した企業に対して、この24日に水道局経営会議室で何時からやるよという示達をするということですか。立ち会えるってなっていますよね、その入札参加者。

○給水課長補佐（洞毛秀男君） まず、資格審査または開札日につきましては、公告文のほうに記載しております。こちらのほうに合わせて入札参加資格の決定が16日に行われますので、そちらのまず通知を行うものとなります。

○委員（飯塚誠君） 各業者が、応札をしようと思っている業者が今持っている公告には、水道局経営会議室で、これ何時から、24日。

○給水課長補佐（洞毛秀男君） 午前10時30分より順次開札を行います。

○委員（飯塚誠君） それがもう記載してあって、それで向こうの資格、いわゆる何だろう、欠陥資格で駄目だよという業者以外は、この日に開札されるわけだから、その日に担当者が行ってもいいよと。

僕はね、やっぱりその弁護士で言うところの指摘があるのは、やっぱり第三者的なやつで。それは分かんないよ、監査委員事務局なのか、分かんないよ。そういうチェックする人。僕は中光部長にも言ったんだけど、これは問題ありますよと。だからそういう人を入れたほうが、どうせ不正はできないわけだ。当日開けるだけの話なんで、ちゃんとやったほうがいいと思う。

要は、従業員が発注し、従業員がその応札内容を受け取り、この郵便の場合ね、それを開けるのが、立会いが従業員っていうのがまずいと言っているわけ。どうでしょうか。

○水道局長（古谷靖君） 先ほども言いましたけれども、来年はそういった疑いのかからないような方法を選択しますので。ですから、電子入札がやっぱり我孫子市役所がそうやってやっているんだらば、全部を電子入札できるような手法に変えれば、今、飯塚委員が言われたようなことはならないわけですから、そちらのほうに変えられることを考えています。

○委員（飯塚誠君） これは市長と副市長なんだと思うんだけど、水道に関してはそうなるから大丈夫だと。でも、仕組みとしてはあり得る話なわけですよ。

その場合は、僕は中光部長によく考えて検討してくれって言ったんだけど、どうでしょうか。

○副市長（渡辺健成君） その件に関しては、私、具体的に報告を受けていないんであれなんですけれども、確認しまして、検討ということで御返事をしているのであれば、きちんとそこは検討した結果をまたお伝えする形を取りたいと思います。

○委員（飯塚誠君）僕はね、我孫子市は何もやましいことやっていないわけだから、僕は弁護士が住民監査請求に耐えられないですよというものは、やっぱり変えていかなきゃいけないと思うんだよね。そうになったらよ。要は訴訟案件とかになったらということなんだけど。だからそれはね、ちゃんと立てればいいと思うよ。中立的立場の人ね。

確かにね、従業員が発注したものを従業員が受け取って、従業員が開札したら、これ入札、公平

## 【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

中立かどうかということになると僕は思うので。やっぱりそれは、だってそこに担当部局の人しかいないということで。今そういうことでしょう。財政課長がいるかな、分かんない。

要は何が言いたいかという、そういう立場の人が仮に従業員であったとしても、例えば分からないよ、副市長なのか財政部長か知らないけど、そういうほら、開札の場合の規約みたいなのを定めて、そういう人を、いわゆる第三者的立場の人をちゃんと立ち合わせますというルールにすればいいだけの話なので、どうでしょうか。

○副市長（渡辺健成君） その件に関しましては、どういう方が立ち会っていただいたのが一番公平性が確保できるかということをよく検討して、そういったふうに改善したいと思います。

○委員（飯塚誠君） そもそも古谷局長はそういうふうにならないように、この水道に関しては大丈夫だけどね。でも、何があるか分かんないから、僕はルール決めというのは、やっぱりその場その場で変わってはいけないから。

何でそれが要件に入ったかは、今ちょっと資料請求しているので、私のほうも専門家としっかりとチェックをしていきたいというふうに思いますが。少なくともこれね、メーター、僕、当時の長塚局長とかんかんがくがく本会議で議論をしたんだけど。

でもこれ、いわゆる一者特定——のというまあまああれだから、東我孫子にある例の事業者ね——が落札一者のときはよ、もう97%だとか99.5%なんです。これずっと僕、落札結果を見ているんだけど、令和6年にほかの業者が落としたとき、そこだけ60%なんです。66%だか、60%。だから落札率も、入札したら入札にならないと。そうなる、ましてやさ、大半の株主が市内の水道事業者だということになって、A社というところね。そうなるに決まっているわけですよ。

だけどそれは公平中立の観点から、僕は駄目だ、あつてはならないと。職員もみんな言いますよ。それは飯塚さんの言うとおりで。それはね、一方で入札が成立したら66%か60%でね、ならないときは99.何%だと。そして、そこの株主がみんな水道事業者。それはおかしいよねって。みんな大体真面目にやっている人、うちばかみたいだ、真面目にやってって言いますよ、やっぱりそれだけ健康福祉部だろうがさ、企画総務部だろうがさ。

だからやっぱり、そういうおかしいといったところは、でも直すって言っても、要は、要件を緩和して入札に入ってもらえないわけなので。これによってどれぐらい緩和されるのかということのか分からないけど、これで1者とか、また2者だったらがっかりなので、またほかのことを考えなきゃいけないけど。

でもね、我孫子市はね大体ね、みんな業者から僕、入札関係を追っていると、みんな来るんだけど、ここがおかしいとか、あそこが。匿名で。しかも名前を名のれって僕はいつも言うんだけど。そうじゃなきゃ動かないよって言って。現に動きません。名前を名のらない限りは。名前を名の

## 【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

って言ってくれる人はね、何か要件が厳し過ぎると言う人がほとんど。だからもうちょっと、例えばこれだって本管の工事を10年以内に受注していないと駄目だっていうわけでしょう。我孫子市内じゃなくてもいいんだけど。でも例えばなんだけど、八千代市の業者が、八千代市内の上下水か本管やらずして印西市のをやっているわけがないだろうと言われて、なるほどなど。私、名前と役職名言ってくれた人で、会いましょうというのはどんどん会ってるの。

やっぱり我孫子は厳しい。でもね、我孫子が厳しいというのは、逆に言えばそれだけちゃんとやっているということかもしれないけど。でもここに来て弊害が出てきて、なかなか応札業者がないということだったら、それはやっぱり緩和しないと、競争性が担保できないから、そここのころの工夫は、この郵便を見て、5時ですから、今、着々と500通ぐらい、多分。分かんない。そんなに来るわけないけど。だけど、期待をしてね、数者でも増えることはさ、5者、6者ならうれしいわね。だって1者か2者だったものがさ、5者になったらうれしいよ、みんなの努力。

そういう努力をすると同時に、やっぱり公平中立性というのは入札の原点だから、そここのところを担保できるように、もう答弁結構なので、ちょっと検討してみてください、その開札については。以上です。

○委員長（椎名幸雄君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（椎名幸雄君） ないものと認めます。

議案第30号に対する質疑を打ち切ります。

暫時休憩いたします。

午後3時38分休憩

---

午後3時42分開議

○委員長（椎名幸雄君） 再開いたします。

議案に対する討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（椎名幸雄君） ないものと認めます。

これより、順次採決いたします。

議案第14号、我孫子市開発行為に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案に賛成の委員は起立願います。

（賛成者起立）

○委員長（椎名幸雄君） 起立多数と認めます。

よって、議案第14号は可決すべきものと決定いたしました。

## 【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

議案第23号、令和7年度我孫子市下水道事業会計補正予算（第4号）について、原案に賛成の委員は起立願います。

（賛成者起立）

○委員長（椎名幸雄君） 起立全員と認めます。

よって、議案第23号は可決すべきものと決定いたしました。

議案第24号、令和7年度我孫子市水道事業会計補正予算（第3号）について、原案に賛成の委員は起立願います。

（賛成者起立）

○委員長（椎名幸雄君） 起立多数と認めます。

よって、議案第24号は可決すべきものと決定いたしました。

議案第29号、令和8年度我孫子市下水道事業会計予算について、原案に賛成の委員は起立願います。

（賛成者起立）

○委員長（椎名幸雄君） 起立多数と認めます。

よって、議案第29号は可決すべきものと決定いたしました。

議案第30号、令和8年度我孫子市水道事業会計予算について、原案に賛成の委員は起立願います。

（賛成者起立）

○委員長（椎名幸雄君） 起立多数と認めます。

よって、議案第30号は可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第10号、議案第11号、議案第12号及び議案第13号について一括採決いたします。

議案第10号、我孫子市中小企業資金融資条例の一部を改正する条例の制定について、議案第11号、我孫子市下水道条例及び我孫子市公共下水道事業審議会条例の一部を改正する条例の制定について、議案第12号、我孫子市における建築、開発行為等に係る紛争の予防と調整に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第13号、我孫子市手数料条例の一部を改正する条例の制定について、以上議案4件について、原案に賛成の委員は起立願います。

（賛成者起立）

○委員長（椎名幸雄君） 起立全員と認めます。

よって、各議案は可決すべきものと決定いたしました。

暫時休憩いたします。

午後3時46分休憩

## 【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

午後 4 時 0 5 分開議

○委員長（椎名幸雄君） 再開いたします。

これより所管事項に対する質問に入ります。

初めに、水道局に対する質問をお願いいたします。

○委員（深井優也君） 本日なんですけれども、陳情第 9 号の 2 で、上下水道についての質問が出ておりました。その中で、機械的な停止というものを慎むようにという言葉がありまして、私のほうから水道局さんのほうにヒアリングした結果で、比較的配慮されているなというふうに感じたんですけれども、そのあたりの内容を詳しくお話しいただくことができますでしょうか。

○給水課長（住安巖君） 料金の請求に関してなんですけど、基本的なところなんですけど、まず水道メーターの検針を行います。その検針の数字、使った水量に沿って請求させていただくんですけど、納付書の発行もしくは口座振替でお支払いいただいております。

ただ、そこでお支払いいただけない場合もありますので、そういった場合は一定期間置いて督促状というのを送らせていただきまして、お支払いのお願いをします。さらにそこでお支払いいただけない場合もありますので、その後に催告を行って、さらに、お支払いいただけるようお願いをします。

ただまた、やはりそこでお支払いいただけないということになると、給水停止というものを行わなければならないので、給水停止として現地に赴きまして通告をします。その際に、やはり御在宅かそうでないかという場合がありますので、御在宅でない場合はやはりそこで止めるしかなくなるんですけど、もし御在宅の場合はお話をさせていただいて、お支払いまでのお話ができれば、そこで止めないというような、その辺のところを丁寧に行っているという形で、事情等をお聞きしながら、水道が止まると大変ですので、なるべくそうならないような形で進められればという形で行っていただいております。

○委員（深井優也君） ありがとうございます。

非常に段階を踏んだ上で、丁寧に対応しているということが分かりました。

基本的には、最初に納付書、次に督促、通告、現地説明という説明だったかなと思うんですけども、その 4 段階それぞれ月何人ぐらいずつあるのかというのは分かりますでしょうか。

○給水課長（住安巖君） 今ちょっと検針して納付書で請求して、督促で、その次、催告になって通告になりますので、そのところで毎月の人数というところですかね。対象者。その督促をやって、その後の催告の段階で大体 900 件ほど、月というか、給水停止を行うときに、そのぐらいの件数の方はちょっといらっしゃるという状況です。

○委員（深井優也君） ありがとうございます。

## 【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

最終的には現地説明をするというところだと思うんですけども、この現地説明というのは誰が行っているのでしょうか。

○給水課長（住安巖君） こちら料金のほうなんですけれども、料金系のほうは包括委託に出しております、そちら今、スカイアクアサービスという会社に委託をして、そちらの作業を行っていただいております。

○委員（深井優也君） その作業というのは、どういう感じの発言をされているかというのは分かるのでしょうか。

○給水課長（住安巖君） こういうふうなという、マニュアルというか、そういう何を言わなきゃいけないというのはあれなんですけれども、現地に行ってお話しできる時、お支払いできない、その場でお支払いできるのかできないのか。やはりそういった督促催告まで行く場合は、1回分ではなくて、2回、3回、もしくは4回ぐらいたまってしまう方も多くいらっしゃいますので、そういったところで、例えば今回はここまでしか払えないとか、どこまで払えるとか、そういうお話をして、全額払わなきゃもう止めるとか、そういうふうなやり方ではなくて、その支払いを御相談いただきながら、可能な形でお支払いいただいて、ただ、たまらないように、それ以上たまってしまうとまた御本人さんも苦しくなってしまうので、そういったところを説明しながら請求をさせていただいて、お支払いいただいているということを聞いております。

○委員（深井優也君） ありがとうございます。今の答弁で4回たまっている、これがいいのか悪いのかということもあるのかもしれないですけども、それが表しているのは、決して機械的に止めるということではなく、話をした上、人によって対応しているということなのかなと思いますので、私のちょっと懸念していたところというのは大分払拭されたかなと思います。

御説明ありがとうございました。

○委員長（椎名幸雄君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（椎名幸雄君） ないものと認めます。

暫時休憩いたします。

午後 4 時 1 2 分休憩

---

午後 4 時 1 3 分開議

○委員長（椎名幸雄君） 再開いたします。

次に、建設部に対する質問をお願いいたします。

○委員（木村得道君） 今年度、下水道事業で、ちょっと確認したいことが何点かあるので、そこだけ確認させてください。

## 【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

予算書を見て、また汚水事業としてはいろいろ下ケ戸の西側とか久寺家であるとか、湖北駅北口の下水道の整備事業が進んでいくと思うんですけども、12月の議会でも少し触れましたけれども、今後のこの下水道計画というのをこれからもう少しちょっと整理をして、精査をして、むしろもっと早く進めなきゃいけないところは進めるとか、そういう今後決断が必要かなと。

例えば、使用料のこれから料金改定がまたあったと仮定したとしても、やはりそういった意味ではなかなか下水道の布設ができないところもあるでしょうし、これからは実は既設管の老朽対策とか、そういった修繕というところにも非常にお金がかかってくるという現実の問題もあると思うので、ここら辺は整理しなきゃいけないかなと思うんですけど。

担当課として今どんな感じで進めていこうと、もし考えていくことがあればちょっと教えてください。

○下水道課長補佐（藤縄哲志君） 今御指摘いただきましたように、今回経営戦略あるいは使用料の改定ということでやらせていただいている中で、厳しい財政状況、経営状況というところもありながら、そうはいつでも下水道整備、手を緩めず進めていく必要があります、また改築、更新、また地震対策、そういったところについても進めていく必要があるというところで、なかなか難しいところではございます。

ただ、今回の改定で経営基盤をまずは確保し、内部留保も造成しながら、改築、更新等を進めながら、下水道整備のほうも今後の計画を見直しながら進めていく必要があるというふうに感じております。

できるところ、できないところもあるというふうなところの中でというお話ございました。下水道計画につきましては、まずその上位計画である県のほうの見直し等のタイミングに合わせまして、市でも汚水処理適正構想という構想を立ててございます。こちらは最近では令和4年度に見直しを行いまして、下水道整備を予定していく区域というところを定めて、これに基づきまして下水道計画、事業計画等を立てて着実に進めているところでございます。

ただ、先ほどお話のありました経営状況ですとか財政状況というところを踏まえたりですとか、あと今後人口減少といったようなところの社会的な情勢、こういったところですか、社会情勢のところも踏まえまして、今後どういうふうにやっていくかというところについては、見直ししていく必要があるというふうに考えておりますので、長期的にはそういったところの見直しを進めながら、計画を進めていきたいというふうに考えております。

長くなりましたが、以上です。

○委員（木村得道君） 下水道って非常に、今までもそうでしたけど、計画を立てるけど、なかなか財政的な面とか、例えば下水道を布設しようとしても、昔のいわゆる住宅地であれば道幅も狭いし、あとはその地域によっては、高所の地域もあれば低層の地域もあったりしていて、その工事の

## 【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

工程とか工種が全く違うので、非常に時間もかかる事業だというのは理解しているんですけど。

ただ一方で、やっぱり下水道の布設を待っている地域というのは多分にあったと思うし、下ケ戸もやっと、いろいろ進んできたという側面もあるので。これは住民からすれば、やっぱりすごい期間待っている話になってきているから、そういった意味ではもう一度、上位計画とかもあっていろいろ難しい側面もあると思うんですけど、やっぱり少しでも早めにはしていき。逆に老朽管をちゃんと布設替えのこともしっかりやっていくというふうにしていかないと、どっかでジャッジというか、方向転換してあげないとなかなか進んでいかないかなと思うんです。

例えば、天王台住宅自治会さんというのは、毎年毎年集中浄化槽がもうどうしようもない、大変な状態になっているから、早め早めの下水道の設置を望んでいる。毎年毎年要望とか要請しているけれども、なかなかいろんな事情があって遅々として進まない。でも、お住まいの方々は、例えば若い方がだんだん少なくなってきていて、お独りになっちゃったりということで、非常に逆に言ったら浄化槽の負担のほうが多くなっているという側面もあるので、ある意味でこういったタイミングだからこそ、しっかりともう一度見直していくという行為というか、そういった計画というのはこれから必要になってくるかなと思うんですけど。

結構この何年か待っているような地域って、まだ存在するかなと思うんですけど、主立った地域ってどこら辺がなかなか進んでいないところというのか分かりますか。天王台住宅自治会さんみたいなところ、ほかにありますか。

○下水道課長補佐（藤田雅史君） まず、下ケ戸北地区に関しましては、本当お待たせいたしましたという形で、来年度ようやく基本設計から入りますので、令和8年度基本設計、令和9年度実施設計という形で進めてまいります。

その他の地域ということでは、高野山地区という形で、356号沿いの方々をまだお待たせしている状況ですので、そこに関しましても今後少しでも早く下水道布設できるように考えていきたいと考えております。

○委員（木村得道君） 地域によって、ある意味でちゃんとしっかりとリセットして切替えて、ここは下水道ある程度の計画みたいなのをもう一度示し直すときは示し直してあげて、そういうふうに進めていくと大きいと思います。

だからこそ下水道料金を、もしですよ、またこれからも改定しなきゃいけないって話になったとき、そういう人たちには少しでも理解を求めるような一つの判断材料にもなっていきじゃないですか。あと何年たてば下水道の改革も含めて、あと何年たてば造るとか、逆に言ったら、この地域が進めばとか、いわゆるやっぱりそういったことをちゃんとやってあげた上で、今後、経営戦略もそうですけども、場合によっては下水道料金をまた見直さなきゃいけないって、多分3年に1回一応検討するわけじゃないですか。そういった意味だと、3年って意外と早いんですよ、あつという

## 【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

間のサイクルになってくるから。この3年間の中で下水道の担当課さんとして、どのような形で下水道の計画を進めていくのか、どのような形でむしろ老朽管のほうの整備もどうやっていくのかということ常を検証しながら、常に計画を立てながら、必要に応じてしっかりとその地域の住民の人にもお伝えをしていくという努力をこれからもしていったほうがいいのかなというふうに思いますが、そこら辺の御見解はどうでしょうか。

○下水道課長（西澤卓君） 確かに今後の財政状況であるとか、やはり待っている市民がいる状況、本当に整備はしていきたいけどなかなか行けないというジレンマといいますか、そういった状況があって、やはり今全国の中でもそういった見直しをしているというニュースといいますか、お話を耳にします。

我孫子としましても、やはり経営戦略の中で将来の人口減少の傾向であるとか、今後の財政状況であるとか、そういったところを総合的に加味していきますと、やはりどっかのタイミングで、今まで進めてきた下水道計画でいいのかというような分岐点といいますか、そういったところに立たされるのかなと。

先ほど藤縄補佐のほうで直近で令和4年度に上位計画が見直されて、汚水処理適正構想というものがあってというお話がありましたが、また例えば県のほうで次のタイミングで上位計画を、どのタイミングで見直しがあるのかとか、そこに我孫子が乗っかっていけるのかとか、そういったところもアンテナを高くして情報収集をして、後手にならないように、タイミングを逃さないように計画を見直すのか、そういったところをしていきたいなと考えるところです。

また上位計画、千葉県でやるもんですから、県のほうとも情報を密にして、県も同じサイクルでずっとやるのか、県のほうもやはり下水道の事業に対してはいろんな課題があったりとかで、見直しタイミングが変わることも想定されますから、とにかくアンテナ高くして、情報収集して、我孫子の適切なといいますか、タイミングを逃さないようにしていきたいと考えます。

○委員（木村得道君） ぜひお願いします。

いろんな多分上位計画もそうだし、例えば工事一つ取っても、建設資材だけじゃなくて、例えば砕石にしても、山砂にしても、川砂にしても、非常に単価も高くなってきているし、人件費も上がってきているってなれば、これから恐らく建設事業をするにしても、非常にまた高額になっていくことは間違いないので。

だからこそ、逆に言ったら、またそれで本来はこれだけ進めたかった、何百メートルなり、何キロ進めたかったのが、結局、工事の施工延長としては短くなるなんてことももしかしたらあり得るし、開削工じゃなくて、ほかの推進工とか、もっと大きな工事になるとそれこそ大きな予算もかかってくるので。その上位計画ができてから変えるのではなくて、ある程度やっぱり計画を何となくじゃないですけど、そうなったときにしっかりと組み込めるような、そういったアンテナ高くして

## 【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

しっかりとした情報収集をしていく必要がすごくあるかなと思いますので、ぜひそこら辺はこれからもちょっとお願いをしたいことだし。

場合によっては、その見直しの中で、今まで本当は都市計画があって下水道布設地域だったけれども、ここは思い切って浄化槽に切り替えてもらおうと。担当課は今いないから質問しませんが、浄化槽に切り替えていただくということも僕はあつていいかなというふうに。その上でしっかりとした、5年、10年先のまた料金改定ということも含めて検討していくということが。逆にこれから我孫子に住む新しい世代の方々たちも理解できるような仕組みをつくっていく必要があるかなと思って、最後に、そこら辺だけ答弁いただいて終わりたいと思います。

○下水道課長（西澤卓君） ちょっと繰り返しにはなっていますが、やはり今後の状況も見据えながら、さらに上位計画、県のほうと十分情報交換して、今までの計画をそのままということではなく、やはり今後の下水道をどうしていったらいいのかというのを常に考えながら取り組んでいきたいというふうに考えます。

○委員長（椎名幸雄君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（椎名幸雄君） ないものと認めます。

暫時休憩いたします。

午後 4 時 2 7 分休憩

---

午後 4 時 3 1 分開議

○委員長（椎名幸雄君） 再開いたします。

最後に、環境経済部に対する質問をお願いいたします。

○委員（岩井康君） 手賀沼課に質問します。

先ほど15年目ということで黙禱をささげました。思い出しますと、午後の1人目の質問が終わって休憩に入ったところで、がたがたと来たんですね。私は本棚を押さえて頑張って、その翌日からは1週間布佐に張り詰めました。こういうようなところで、我孫子市も被災した被害の市であります。

そういう点で、15年たっているいろいろ考えた結果、1つは、手賀沼そのものは県の管轄、全体になりますけれども、放射能汚染の除去について、まず、市としてはどのように考えているか。

5点あるんですけども、第1点は、その点についてお答えいただきたいと思います。

○委員長（椎名幸雄君） 暫時休憩いたします。

午後 4 時 3 3 分休憩

---

## 【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

午後 4 時 3 4 分開議

○委員長（椎名幸雄君） 再開いたします。

○生活衛生課長（岡田一男君） 手賀沼を含む河川湖沼につきましては、環境省のほうで特段除染対策は行わないというようなことになっております。その理由としましては、水で十分放射能が遮蔽されているというようなことでございます。

ただ、市民の不安もあろうかと思いますので、一応市としましては、手賀沼の周辺の空間放射能の測定は現在も続けておりまして、これまで基準を超えるような数値は確認されておられません。また、千葉県と国、環境省ですね、こちらにつきましては、手賀沼の水質の放射性セシウムの測定、それから手賀沼の底、底泥の放射性セシウムの測定、これを現在も継続してホームページ等で公表されています。

○委員（岩井康君） ありがとうございます。

私がお聞きしているのは、市としてどのように捉えているか、この問題をまずお聞きしたいんですよ。環境庁の話は、それを見れば分かるんですから、それはもう分かっています、そのことはね。そうじゃなくて市が実際どういう考えを持っているのか、このあたりをまずお聞きしたいんです。

○市長（星野順一郎君） 残念ながら15年間、手賀沼の底泥には当時の原発事故によって放射性セシウムが底泥にへばりついていて、片方のほうは半減期2年ですから、それはほとんどないという状態までなってきました。残りのほうですかね、やはり30年のほうはまだまだ残っていて、全体としてはまだ3分の1ぐらいい残っているだろうという判断をしています。

そういう状況の中で、御存じのように、県内で1か所の保管、この場所が決まっていない限りは、これを持ち上げることでできませんので、この状況になってくると、先ほど課長が答弁したように、県内、手賀沼の底泥にある放射性物質はそのまま置いておかざるを得ないという状況が続くのは仕方がないことだというふうに思っています。

○委員（岩井康君） ありがとうございます。

私もこの件については、本会議でも何度か質問しています。その際に答えられているのが、しゅんせつはできない、かき回すことはできない、こういう答えがあります。ということは今、市長がおっしゃられた3分の1の問題ですよ。これをかき回せば当然全体になってしまいますから、しゅんせつはできないんだというのが答えでした。

だからといって、じゃ放射能汚染がなくなったのか、放射能がなくなったのかというと、3分の1残っているというのが想定ですから、これについてやっぱりそのまま大丈夫なのかという問題。環境庁は行わないという言い方ですけども、実際にそれでいいのかという問題なんですね。

というのは、なぜならば、実際2つの漁協が今仕事できません。こういう点も含めて、やっぱりちゃんと対策を立てる必要があるというのがまず第1点ですが、このあたりはどうなのでしょう。

## 【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

しゅんせつができないと言っているんでね、この点。

○市長（星野順一郎君） 繰り返しになりますけれども、まず千葉県内で持って行くところが決まっていないう段階では、引き上げることはできないというふうに私は思っていますんで、この場所が決まらない現状の中では、千葉県内にある手賀沼以外にも幾つかあると思いますけれども、そこから底泥に付着した当時のセシウムは引き上げることができないというのが現状だと思います。

○委員（岩井康君） その点はそのとおりだと思います。

ただ問題は、これは市の問題じゃなくして、県や国の問題ですね。ですから、そこで、2つ目に入るんですけども、市が、柏市、印西市及び県・国と、この問題についてどんな論議をしたのか。したとするならばどういう中身をしたのか、この点についていかがでしょうか。

○市長（星野順一郎君） 御存じのように、あの後、随分と千葉県の首長が集まって、環境省、副大臣ともよく聞きましたけど、意見交換の中で、いわゆる一時保管場所がどのまちもそれは無理だよという話の中で、結局、結論は何年にもわたって出なくて、持ち出すことができないという状態がそのままずっと続いています。当時の民主党政権の中でも決められなかった。その後、自民党政権の中でも決められなかったという状況で、15年がたっているという状況です。

他県については、一時保管場所が決まって、そちらに30年ほど保管する場所があるようですけども、千葉県内の場合はそれが一切ないという状況の中だと、残念ながら、いわゆる河川湖沼については、そのまま水という遮断物質がありますから、その下に置いて、自然減衰を待つという状況が今続いているという状況です。

○委員（岩井康君） ありがとうございます。

まさか千葉県の汚染のそれを他県へ持っていくわけにいかないですよ。それはもう当然の話であります。ですから、県なり国がやっぱり15年間そのままにするんじゃなくして、やっぱりちゃんとした対策を立てるべきなんですね。

これについて、市なり県全体の例えば市長会なり、そういったところでやっぱり詰めていただきたい。県はどうするんだと。本当にこの汚染の問題を、例えば触らなければいいみたいな、そういう話じゃなくして、根本をちゃんとするということをぜひ市長を先頭に進めていただきたいと思うんですが、これはいかがでしょうか。

○市長（星野順一郎君） 現実には、私もあのときの会議に全て出ていますけれども、不可能だと思いました。あのときも、表現はちょっと露骨ですけども、これはどこかの市長、首長が死刑宣告する会議かいつて聞いた首長がいましたけれども、引き受けられるということは、発言できないでしょうという話もありました。

実際に、千葉県の場合は御存じのように、原発があったわけではなくて、いわゆる原発があることによって利益を供与はされていない、いわゆる迷惑料のような、いわゆる周辺への一切何もない

## 【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

状況の中であの事故があって、まさか福島県からこれだけ離れた、たしか200キロ以上あったと思うんですけど、そこにこれほどの放射性物質が降ってくるという予想をしていたまちはどこもなわけですから。その中で、この千葉県内の放射性物質、当然あのとときに、もう少し早く雨が降っていれば、茨城県内で止まっただろうし、もう少し雨が遅ければ東京まで行っちゃっただろうしという状況の中で、たまたま千葉県、特にこの東葛地区を中心に放射性物が大量に降ったという状況の中において、どこで保管ができるかという、千葉県内御存じように620万人ほど人口いますから、そこにどこかに置こうとすると、どうしても住宅地に近くなってしまう。住宅地からある程度距離があって、安全に保管ができる場所というのは千葉県内にほとんどないんだという状況の中では、これどこに置けというものは、幾ら全ての首長が集まったとしても、これは決定は無理でしょうというのが大方の見方でしたし、国のほうも、県のほうも、おまえのところで引き受けろというのは言えないという状況の中でありましたんで、そこについて結論を出せと今言っても、なかなかその結論には至らないだろうなというのが、当時、何回も会議をする中で私も感じた感想でした。

だから、今あるように自然減衰を待って半減期を繰り返すことによって、放射性物質がいわゆる放射線を出さない状態になるのを水の中で待つというのも一つの選択肢だというふうには思っています。

○委員（岩井康君） ほかの県でもかなりいろんな問題があってね、その結果として何とか保管場所なり手当てをしているんだというふうに思いますけれども、千葉県についても確かにいろいろな難しい問題いっぱいあると思うんですね。だけれども、何とかするのが行政であって、国であって、県であって、このあたりをやっぱりちゃんとやるということが基本だと思うんですね。

そのあたりが僕はやっぱりちゃんとやりきれていないということをね。だから、各市の責任というよりも、県・国の責任として、やっぱりどうするんだということをしっかりとただしていっていただきたいなと思うんですね。

それから次にいきますと、さっきもちよつと言いましたが、2つの漁業組合が今現在、開店休業ですね、一切仕事をしていないですよ。できないですよ。

（「フィッシングセンターはまだやってる」と呼ぶ者あり）

○委員（岩井康君） 公にはやっていないでしょ。

（「養殖だとかは」と呼ぶ者あり）

○委員（岩井康君） ね、たしかね。

それで、一方では補償も若干は出たようですけども、今はどうなっているのか。だから現状と今後の方向について、つかんでいけば、お知らせください。

農政課か。それは後でいいです。

5番目は、市がこの15年間どのような対策を取ってきたのかということをごひお話ししていた

## 【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

だきたいなと思います。

○委員長（椎名幸雄君） 暫時休憩します。

午後 4 時 4 6 分休憩

---

午後 4 時 4 6 分開議

○委員長（椎名幸雄君） 再開いたします。

○生活衛生課長（岡田一男君） まず震災後、放射能というような新たな問題が出てきて、我孫子市の状況を確認するというのがまず先決だということで、空間放射線量の測定は市内各地で行いました。その結果、学校ですとか、公園ですとか、皆さんが使用する施設も基準値を超える数値を記録するような場所もございましたので、そういった場所については除染工事を実施いたしました。

その他、いろいろ放射能が出てきたことによって、廃棄物の処理の仕方が多少変わったりですとか、空間線量のみならず農産物ですとか給食食材の放射性物質を検査をしたりですとか、あるいは小さいお子さんがいて不安だという方に対して、甲状腺検査の費用助成を行ったりですとか、こういったことなどをやってきまして、これに必要な費用というのは国の補助金であったり、場合によっては東京電力に請求をしたりというようなことを続けてきたということでございます。

○委員（岩井康君） 今の答弁だと、例えば行政のほうに、県とかそういうほうには呼びかけとか要請とか何かはしていないんですか。

○市長（星野順一郎君） 今課長が答えたように、様々な不安を感じる人たちにはそれぞれの検査、それと除染工事、当然これはみんな国のほうから頂戴してやっています。

国が認めないというというか、払わないものについては、その後に東京電力に請求をしてきたという形で、県のほうは直接関わったというのはあまり記憶にないんですが、県が関わったのは先ほど言った、千葉県内に1か所、いわゆる一時保管をする場所を決めるのは、県が音頭を取るという形で国と県、あとは全市町村長でやりましたけど、それ以外については県のほうから直接というのは、私としては記憶にないです。

○委員（岩井康君） ちょっとそこら辺は意外な感じしたんですけどね。てっきり、もうやっていたね、やっているけれどもなかなか対応がよくないとか、返ってこないということなのかなと思っていましたよ。

○市長（星野順一郎君） 放射性物質の件については、国のほうはほとんどないですけど、当時の液状化については、県にも随分と行きました。

一番ひどい液状化の状況は、うちや香取市、あとは浦安市、この辺で随分と液状化のひどい被害を受けたんで、あのときは被災した10ぐらいの首長、いつも一緒になりながら、当時の知事のところへいろいろと直談判何度も行きましたし、御存じのように我孫子の場合は被災地として認定さ

## 【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

れたのは2週間後ですから。それまでは、国からはびた一文が出ないという状況の中で復興作業などがスタートしてましたから。国に我孫子も被災地だということを認めさせることがまず最優先でしたし、そのときに被災地として認めたとしても、当時の国からすると、一番ひどい液状化の状況は新潟の中越沖地震でしたから、そのときの基準に合わせて、我孫子市や浦安市の家屋を判定すると、ほとんどが一部損壊で国からの補助対象外という状況の中で、どうやって我孫子市や浦安市、香取市の市民が被災した状況を国の補償の対象に入れるかということは何度も議論したことは覚えています。そのときにも、県も少し協力してもらったりとかありましたけど、実際には、あれぐらいの状況になってしまうと、ほとんどが市と国がメインだったというふうに覚えています。

液状化については、いわゆる被災地としては県のほうも随分と協力してもらったというふうに覚えています。

○委員（岩井康君） 最後になりますけれども、ぜひ我孫子市のシンボルとして、手賀沼は本当にもう文字どおり言えるようにしていきたいと思っておりますので、ぜひ市としても行政また国なり県なりにそういったいろんな場面を活用しながら、ぜひ国・県を動かしてほしいと。やっぱり安心・安全の我孫子市、また手賀沼にしてほしいというのを要望して終わります。

○委員（飯塚誠君） 温泉施設、先般、何か住民説明会が開かれたけど、私は行ってないんですが、今の工事の進捗状況と当該直近の住民説明会で住民から出た要望、それに対して企業側が応じた答え。どういうことが課題になって、どういう調整が進んでいるのか、お答えください。

○商業観光課長補佐（迫田暢介君） まず工事の状況ということなんですが、実際現地では、温泉が出るかどうかというところの試掘の調査は行われているんですが、まだ工事自体は着手していません。工事自体着手できるのは、周辺住民の説明会が終わって、私ども商業観光課との協議も終わって、その後の開発の手続、開発の許可が出た以降になりますので、今段階で動いているのは調査のみということになります。

今年の1月31日に事業者のほうで行った周辺住民への説明会、その概略の議事録と、そのときにあった御質問に対する回答、私どものほうにも事業者のほうからお預かりしています。下水道の施設の汚水の処理方法ですとか、あとは高さに対する質問、緑化に対する質問、こういったものが出ていまして、質問に対する回答は当日出席された皆様、それから説明会の対象範囲の皆様には、書類として事業者のほうから2月26日にお届けしたと伺っています。

説明会の回答書等で回答している内容を基に、事業者のほうで図面をまた計画し直して、次に私どもとの協議になりますので、商業観光課との協議のときには、どの程度そういうふうに反映されて、きちんとした設備になっているか、そういったところを確認していきます。

○委員（飯塚誠君） 具体的に予定として、商業観光課と建物等の建設の打合せはいつ頃入る予定なんですか。

## 【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

○商業観光課長補佐（迫田暢介君） 事業者からは、今月末までには申出をしたいというような意向は伺っております。

○委員（飯塚誠君） 何か住民の中から建物の構造物をもうちょっとハケの道のほうに下げると、分かんないですよ、白山側からの視線というものも、建物もなくなってとかって聞くんだけれども、僕ちょっと危惧しているのは、要はハケの道の反対側にも住宅地があるじゃないですか。そっちに寄るとね、今度近隣住民とはまさにそっちのほうに近隣なので、そこは何かね、本当にセットバックの余地があるのかなというのが1点、疑義がね。

もう一つは、僕、温泉の何か仕方をずっと満天の湯とか、ほかのところも、白井市なんかも聞くと、まず、試掘をやるじゃないですか。そうすると、必ず出るんだと、この辺はと。だけど、それが500メートルで出るのか、1キロで出るのか、1.5キロなんだか分かんない。1.5キロとか2キロになるとめちゃくちゃお金がかかると、何億円と。だから試掘をやって、例えば500メートルぐらいとか、1,000メートルぐらい掘ると、どこで出るかっていうのは大体予測がつくと。それ地層を見てくるとね。それで駄目だと移す場合があると。

要は温泉の、本来はこの位置で試掘して、湯本というんですかね、温泉源をここにしようと思っていたんだけど、試掘やったらちょっとこの位置じゃ厳しそうだから、こっちのほうにやるという場合は、そもそも建物の位置自体が、もうその温泉の試掘口のところには建物は建てられないですから、メンテをするために。ほかに移るので、多分試掘のところじゃ分かんないんじゃない、どこにどんな建物が建つかというふうに、分かんないですよ。私の知っている事業者に聞くとそう答えるんだけど、その辺はどうなんでしょう。

○商業観光課長補佐（迫田暢介君） まずセットバックの余地があるのかというところなんですけど、御質問のとおり北側に下がれば下がるほど、今度はそのハケの道の近くの住宅にも影響が出てしまいますのと、それから建物全体の高さを10メートルまでとしている中で、ふれあいラインの敷地境界から25メートルまでは12メートルの高さまで許容していますので、北に上がれば上がるほどその高さの基準にも引っかかってしまいますので、ここは誘導方針ですとか、その協議基準の中で認められる範囲内で、事業者が計画したものについては相談を行いながら進めていきたいと思っています。

建物の位置が、温泉が出る場所によって変わるのではないかという御質問についてなんですけれども、事業者からは、まず、どこまでの深さかというところはあれですけども、温泉は十中八九出ますというお話は聞いています。ただ、やはり確認は行わなければいけないので調査はしていますので、今掘っている位置が極端に変わるというような想定は聞いておりません。

○委員（飯塚誠君） 極端に変わらないかどうかは、もうちょっと多分掘ってみないと分かんないんだろうと思うんだよ。だからそのアンテナはちょっと高くして、本当にその辺で出る。いや、

## 【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

どこの業者に聞いても出るというんだ。このエリアは、とにかく掘れば出るんだからと。何か満天の湯も、その当初1キロぐらいで出るというのが、1.5キロぐらい掘ったんですよ。途中から何かスクリュウというんだけど、ドライバースクリューに替えて行って、めちゃくちゃお金がかかったと。

けどなんか僕はよく分かんないけど、何かあそこはとにかくもう野菜の農産物直売所みたいな建物申請しているから、そこで掘らざるを得ないので頑張ったって聞いて、これが事実かどうかは別にして。でも、実質どこの温泉業者に聞いてもそういう感じなの。成田市のほうの温泉もいっぱいあるじゃないですか。聞いても、いや、うち変わりましたと。50メートルこっちになりましたとかさ。要は、そこは駐車場にしないと管理できないじゃないですか、棒を突っ込んだところのメンテで。確かにそうだと思う。ちょっとそこの建物のね、相手側というか、近隣住民が望むものを建てられるか否かというのも、その温泉口がどこになるかによっても全然違ってしまおうと。そこは丁寧にいったほしいということが1つと。

それからあと、今、1月30日の住民説明会のものを、何かそのときは画面に映し出すというか、投影で見て、紙じゃなかったからということで、多分2月20日、分かんないですよ、戸別訪問して配ったということなので。その配った資料を後刻我々にもコピーして頒布していただければというふうに思います。

○商業観光課長補佐（迫田暢介君） まずその建物の位置を含めたその温泉の試掘のほうにつきましては、改めて事業者と丁寧な確認を行いたいと思います。

それから資料につきましては、後ほど提出させていただきます。

○委員（飯塚誠君） それを見てからね、またちゃんと緑化とかそれで出た課題、議事録要旨なんかを見てもらって、我々もちゃんと対応しているとか、もうちょっとここはこうあるべきじゃないかということをやっていく必要があると思うんだけど。

いずれにせよ、やっぱり本の事業者も言っているとおり、近隣住民に愛されなければね、事業進出しても大体うまくいかないよと。それはだから我々として対応しなきゃいけないし、例の常総市の1号店についても、それは丁寧にやってきているというふうに言っているから、多分やってこれているから1号店が今になっても運営できていると思うので、そこは心配していないんだけど。ただ、住民の要望はどっちかというとき、事業者よりも役所のほうに来るよね、我々もそうだけさ。担当課がもうちょっとやってくれとか、我々にだとか。実際は民地だからそういうわけにいかんだろうけれども。でも、そこに行政が介入せざるを得ない。大きな建物が建つというのはそういうもんだらうと思うんですよ。

だからその緑化にしてもね、それから12メートルとはいえ、まあまあその中で低層和風建築みたいな、そういうのがいいのかどうか分かんないけど、装うようなそういう風情というものも含めて、

## 【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

我々もじっくり研究して、地元で愛される。いや、僕は愛されると、自分が行ってて確信をしているんだけど。でもやっぱり愛されるそういう施設にすればね。

いやもう満天の湯なんか戦々恐々としてますよ。私も、もう今行くとね、飯塚さん、どういうのが来るのなんてね。1,000円の床屋に行ってて、1,200円か分からないけど。カット中、大体温泉の話しかしない。だからやっぱり、それは商圈としては必ずかぶさってくるのだろうと。それで民間の事業者として争う形になるんだろう。それで、別に我孫子が勝つようには思わないけれども、ただ愛され度合いでいけば、それは我孫子の温泉すばらしいねという、そりゃ官民一体となってね。民地なんだけどよく頑張ったと後々言われるようにね、地元住民にも、ほかのエリア住民にも言われるような施設に、僕はぜひなってほしいというふうに懇願していますので、ぜひ丁寧にね、これから建築物の調整に行くときにも、いや、あのときああやっとならば、多分こんなだけただろうというものなんですよ、大体後から紛糾することってさ。だからそのところはやっぱり丁寧に。後刻、また提示していただいてヒアリングしながらやっていきますから、よろしく願います。御答弁結構です。以上です。

○委員（内田美恵子君） 同じく我孫子新田の温浴施設の整備についてお尋ねします。

私はそのとき参加したんですけれども、そしてその後で事業者からそのときの質問に対する回答、出た方には皆さんポストに入れてあったと思いますが、回答が来ました。

それで、事業者しか答えられない住民と事業者の問題は置いときまして、回答の中で、市と協議中という事項が幾つかあったんですね。その事項についてだけ質問させていただきます。

1点目は、下水道についてなんですけど、下水道区域外のために下水道課と放流できるかどうかを協議中と回答には書いてあるんですけど、下水道課との協議の進捗状況がお分かりになれば、主管の担当課がこちらなので、お聞かせください。

○商業観光課長補佐（迫田暢介君） 御質問のとおり、あの場所が下水道の区域外になりますので、放流が可能かということは下水道課とは協議をしております。

ただし、それと併せて、下水道ではなくて浄化槽の処理をして放流する場合、こちらも踏まえて今、採算性、その辺も含めて事業者のほうで検討を行っている段階という認識でおります。

○委員（内田美恵子君） 今、検討中で、結論はまだ出ていないという状況ですか。

○商業観光課長補佐（迫田暢介君） この後私どもとの協議を行うときの申出のときに、その辺が事業者のほうから説明があるというふうに認識しております。

○委員（内田美恵子君） その回答書の中に、放流する量は市の下水道に放流できる量なのか、その辺が分からない状況だったようなんですけど、その辺下水道課としてはもう協議の中で把握されているんですか。把握されていれば、市の下水道の本管につなげるのか、それともさっきおっしゃった浄化槽処理をするのか、その辺も決まってくるのかなと思うんですけど、その辺いかがでしょうか。

## 【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

○商業観光課長補佐（迫田暢介君） その区域外、北側のハケの道のほうに入っている下水管の太さは下水道課のほうでも把握していますので、流せる量というのは、当然に把握できているかとは思いますが、逆に事業者側が出す量というのを算出、正確にできていませんので、それを算出してから事業者のほうからまた提案をするというような形になると思います。

○委員（内田美恵子君） それで、決まったら市と協議をしていくってさっき御答弁あったんですけども、市民の方は、それこそもう決まっちゃって、どうするのかを決められてから市が協議したとき、その方法はあんまりよくないよというようなことになればいいですけど、そうでないと事前に浄化槽にするのか、それこそ本管につなげるのかというようなことは知りたいって思うんですけども、その辺は事業者から再度その回答になかった部分、いわゆる市と協議中という部分は事業者から住民への説明はないということですか。

○商業観光課長補佐（迫田暢介君） 法令上認められる処理をして排出するものであれば、基本的には説明の義務はそこまではないのかなと考えております。

○委員（内田美恵子君） ただ、手賀沼に影響がするような水質汚染みたいなものになっちゃうと困るなというふうなことで心配されている部分もあるので、その辺はどういう方式でやるのかというのが分かれば、事業者から、その話合いでの、説明会での意見を受けての話ですから、ぜひ再度、説明会開くのがもう開かないって言っているのでも、書面でも何でもお知らせをしていただきたいなと思います。それは市のほうから要望していただければと思います。

○委員長（椎名幸雄君） 暫時休憩します。

午後 5 時 0 9 分休憩

---

午後 5 時 1 2 分開議

○委員長（椎名幸雄君） 再開します。

○委員（内田美恵子君） 今、休憩中に市の方が話されたように、事業者とその辺のこともしっかりと協議していただいて、市民の方たちが喜んで歓迎できるような環境にしていただくためには、しっかりとその辺を説明していただきたいと思います。

できれば先ほど言ったみたいに、説明会の際に市民から出た質問ですから、質問に対して協議中ということで、まだ答えられていない部分ですから、しっかりと市民の方に回答を、市と協議した後なりその前に、状況が分かった段階でお知らせいただくのが一番丁寧かなと思います。その辺いかがでしょう。

○商業観光課長補佐（迫田暢介君） 飯塚委員からもありましたが、市民の方にも愛される施設にならないと長くあの場所で適切な運営というのは難しいと思いますので、事業者からの申出があつて、その協議の中で、この回答に含まれていない部分、この回答書で協議中となっているものにつ

## 【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

いては、適切な説明をするように求めていきます。

○委員（内田美恵子君） 同じく駐車場に緑地を設ける要望ということについても、市と協議を行っていきますということですが、この件については、公園緑地課ですかね、どこか分からないですが、協議は行って結論は出たんでしょうか。

○商業観光課長補佐（迫田暢介君） 事前に開発手続を行う際に必要な関係課には、まず挨拶をして、設計の中ではそれに配慮したものとなるように設計は組んでいただいております。

ただ、まだ正式にこれが調うというものではありませんので、当然景観アドバイザー相談を行ったものとか住民説明会、こういったところの御意見も踏まえて変わってくるところもありますので、私どもとの協議の中で、そこは私どもの協議が調った協議済書が出た後に開発の手続の中で手戻りが生じないように、私どもとの協議の中で、そこを含めて検討いただくような形を取ります。

○委員（内田美恵子君） じゃ、この件に関しても、結論が出たらお知らせいただきたいと思えます。

それからもう一点、信号機の設置の、住民の方が一番心配しているのは、その事業が開業になったときに、あそこが渋滞するんじゃないかとか、交通事故の危険があるんじゃないかとか、その辺が、結構規模の大きい施設だという説明がありましたので、心配されているんですけども。その件に関しても、現在は警察で信号機設置の基準には満たされていないからということだったんですけども、事業者は、今設置は考えていないということだったんですが。これも開業した後で渋滞が発生して危険だなという状況になれば、当然市としてはその辺の対策を講じていただかなきゃ困ると思うんですが、その辺どのようにお考えでしょうか。

○商業観光課長補佐（迫田暢介君） 事業者のほうでは、ある程度の大きさの施設ができますので、交通量のことが分かる会社も入れて交通渋滞予測等も行ってくれています。

あの施設が建設されるところの道路を挟んだ反対側が手賀沼ではあるんですけども、そこに柵があって、そこからは崖のようになっているといいますか、沼に直接触れ合えるわけではなくて、少し段差がありますので、果たしてあそこに信号機がついてそこを渡る方がどれほどいるのかというところもあります。

ただ、実際、運営が開始された後に危険が感じられるような、むちゃな横断ですとか、そういったものが散見される場合には、当然警察にも現場を見ていただいて、そういった要望が必要であればしていこうと思っています。

○委員（内田美恵子君） いわゆる今協議中だからということで回答のなかった部分に関しても、幾つか住民にとっては気になる点が、今言ったようにあるようですから。

それで事業者としては、この先もう一回説明会を開かないで、何かがあれば個別に封書で対応するというものですから、余計に意思疎通を図るところが難しくなるかなと思いますので、その辺は、

## 【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

市としてもスムーズに事業者とのあれがいくように、協議中というところの結論が出た場合には、事業者なり市から直接住民に、これはこうなりましたという結果をお知らせいただきたいと思えます。その点確認させてください。

○商業観光課長補佐（迫田暢介君） 説明会で御質問があって、明らかにお答えができていないところについては、そこが固まり次第、御説明いただけるように求めていきたいと思えます。

○委員（内田美恵子君） 私から柴崎地区産業用地整備事業の中止についてお尋ねしたいと思えます。

この事業が中心になったことによって、市は共同事業体に対して、現時点ではありますが、約9,300万円の測量設計費を支払わなければならない事態となっています。厳しい財政状況の中で、財政的にも大きなダメージを受けることとなります。再びこのような事態を引き起こさないようにするために、担当課が柴崎地区産業用地整備事業中止に係る報告書、これ大変詳しく、本当に担当課としては一生懸命まとめていただいたと思えますので、これに基づいて、これから何とか予防のためにというか、再びこういうことが起こらないために、ポイントを絞って質問させていただきたいと思えます。

まず事業地選定というところで質問させていただきますが、報告書の4ページの1の4というところに、事業に至った経緯から事業地選定に関する考察というところがあります。そこには、当該地は好立地でありながら、なぜ長年未利用地のままだったのか、その理由をより深く考察する必要がありましたと書かれています。これは具体的にどのようにすればよかったとお考えになっているのか、お聞かせください。

○企業立地推進課長補佐（吉岡泰生君） こちらのほうは、基本計画等で調査を行っていたんですけども、今回調査表にもつけさせていただいたんですが、国土地理院の航空マップなんかによると、やはりちょっと森林部のほうが少しいじられたような形跡があるようなものとなっております。

こちらに関して周辺の住民の皆様の聞き取り等では、昔からこのような状況であったというような報告で、そちらのほうを信じて進めてきたところであり、地権者のほうからも特段昔から変わらないというようなところで、聞き取りのところ中心で調査を行ってきたんですけども、やはりこういったところの好立地であった場所で、空いている理由というのについて、やはりもう少し疑いの目を持つべきだった。この基本計画のほうでも、もう少しちょっとボーリング調査であったりとか、地質の調査といったところを後ほどやるんですが、そういったところをやはり実施すべきであったというところが反省点というふうに考えております。

○委員（内田美恵子君） 今回の事業が中止した一番の原因は、想定外の森林部の盛土層から産業廃棄物が出てきてしまった、残念なことなんですけれども、それが主な中止の原因なわけですから、

## 【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

やはり今御答弁にあった航空写真も皆さん見てらっしゃるんですね。そこで、その土地の形状が変えられていたということも把握されているんだったら、私はなぜこれボーリング調査をしなかったのか、試掘調査を実施しなかったか、このことがすごく大きな問題だと思います。それでいろいろ地権者の協力が得られない可能性があったとか、いろいろなそのときの状況も書かれておりますので、確かにやりにくかったということは思います。

ただ、結果論ではありますが、こういうことをやはり二度と起こさないようにするには、簡易であってもボーリング調査などをしっかりやるべきだったなと思いますので、その辺は今後に生かしていただきたいと思います。その点について。

○企業立地推進課長補佐（吉岡泰生君） 今、委員のおっしゃるように、こちらのほうしっかり疑いの目を持って、少し費用がかかっても、これから大きな投資をする可能性がある場所でありましたので、しっかりとした調査というようなところをやっていく、これからも必要に応じてやっていかなければいけないというふうに思っております。

○委員（内田美恵子君） それから、事業のリスク管理についてなんですけれども、報告書の20ページの事業者決定から協定締結までに関する考察の中に、協定締結時に事業中止に関する定義が明確ではありませんでしたって書かれているんですけれども、この事業中止というのは、担当課としては想定していなかったということだったと思うんですけれども、この辺のリスク管理というのは、民間事業者とこれ一緒にやる事業で、単に行政だけがやった事業じゃありませんので、その辺は中止した場合はどうするのか。負担は、リスクはどういうふうに分担するのかとかいうことをやはりやっつくべきだったなと思いますが、その辺に関してはいかがでしょうか。

○企業立地推進課長補佐（吉岡泰生君） この事業を始めた時は、最後の最後までなんですけれども、共同企業体も市も、何とか住工混在解消のために産業用地を造りたいというような一心で進めてきましたので、やはり協定締結時には、事業の中止というようなところはやはり考えていかなかったようなところになっております。

また、この協定締結時点においては、市としては、インフラ設備等に負担金を出すというような補助的な要素をもって事業を進めていくというのを念頭に置いておまして、後ほど変わってくるんですが、やはりこれが少しずつ共同でやっていくような事業、請負契約の類推適用に当たるような事業になっていくというような、変わってきたところといったところも含めて、流れに沿った事業のターニングポイント、分岐点でリスク分析ができなかった。そこでの中止の要素といったところを深く考えなかったといったところが、大きな反省点であったというふうに、後になって考えております。

○委員（内田美恵子君） こういう民間と事業を一緒にやるというときには、特に、やはりリスク管理というのはきちんとしてほしいなと思います。

## 【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

それから時間がありませんので、最後にもう1点だけ。この柴崎地区産業用地整備事業という事業のいわゆる事業手法について、私はとても中途半端というか、これまであんまり経験したことがないような事業手法だったなと思うんですけども。

この事業手法を協定のスキーム図が書いてあるんですが、そのスキーム図で見ると、事業主体は共同事業体で、共同事業体は用地取得、設計、開発許可取得、工事、分譲など、事業実施に係る主要なもの全ての業務を行うこととしていますと書いてあるんですね。そして、我孫子市は、事業支援として一部事業を進捗する責任を負うことになっていきますと書かれているんですけども、さきの御答弁でもあったように、これが途中から、市がそういうふうに思っていたんでしょうけれども、いわゆる公共事業の請負的な性格がだんだん出てきてしまって、それは事業者の意識として出てきてしまったということ、選考委員会のメンバーなんかからも指摘があって、結局この事業をこのまま続けていくのは難しいなということで中止に至ったという経緯を見ますと、そもそもこの事業というのは、例えばPPPの官民連携事業の中でも、いろいろPFI法に基づいたPFIの手法だとかいろいろありますが、そのスキーム図を見ると協定による事業手法というふうに書いてあるんですよ。この協定による事業手法というのはどういうものなのか、その辺がとても曖昧だなと思いますが、その辺いかがですか。

○企業立地推進課長補佐（吉岡泰生君） この協定による事業手法といったものは、先ほど少し触れさせていただいたんですが、補助負担を行っていくところをやる手法となっております。

あくまでスキーム図に書かれているように、事業主体というのはあくまで共同事業体が全てやっていくんですが、なかなか共同企業体では解決できないようなところ、例えば利根川上流河川事務所との協議であったり、国との協議であったり、そういったところ行政が入らなければいけないところに関しては、行政が積極的に支援を行っていくというような意味で、協定というような方式を取らせていただいたものとなっております。

○企業立地推進課長（鈴木邦治君） スキームのちょっと補足をさせていただくと、この事業スキーム自体がなかなかレアなケースだと思うんですけど、先行事例として千葉市のほうで、誉田地区という明大の跡地があったんですけども、そちらのほうで民間事業者と千葉市が、同じようなスキームで、実際に産業用地はできたんですけども、18ヘクタールとか規模感は大きいんですけども、千葉市が10億円、インフラ整備に係る費用を負担して産業用地ができたという事例を基に、千葉県企業立地課のほうで、こういう事例は民間にとっても、公共で産業用地を造るよりも、自治体にとってもお互いにメリットがあるスキームということで、こういうスキームを千葉県としてもぜひということをつくられて、その代わり市が負担する建設負担金の半分を補助しますよっていう補助制度もつくっていただいて、そのスキームができたんで、ぜひ我孫子市もということを手を挙げさせていただいたという経緯がございまして、今回ちょっと今残念な結果にはなっているん

## 【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

ですけれども、事業スキームとしては千葉市のほうで先行事例があって、千葉県全体でこういうスキームで、ぜひ産業用地が不足しているのでやっていきたいと思いますという千葉県の考えもあったということだけ補足をさせていただきます。

○委員（内田美恵子君） 時間がないからまとめますけれども、要は今も御答弁の中に、レアな手法だったという御答弁ありましたけど、まさに今まで官民連携の手法にしても、PFI法に基づいたPFIの手法だとか、いろいろありましたけれども、やはりこの協定に基づいた手法ということであれば、今回のように産業廃棄物が出てきてしまったというような、残念ながらそういうこともあるわけですから、やはり先ほども言いましたけれども、これまでの手法でやるんならまだしも、そうでない場合には、よりリスク管理だとか、それこそ協定もこういう場合にはこういうふうにと考えると、お互いのあれをつくっておかないと、今回のようなことになってしまうのかなと思いますので、それは、今回は本当に残念なことだったので、これを今後に活かしていただきたいということで、私は今発言していますので、ぜひその辺を今後に活かしていただきたいと思います。

○企業立地推進課長（鈴木邦治君） 内田委員の御意見といたしますか、当然想定し得ない今回の事態で事業が休止というか、ストップしてしまっている状況は本当に残念なことだと思いますし、今後、かといって、やはり住工混在の問題というのは、もう昭和50年代の半ばぐらいから、ずっと市のほうで課題となっていた事業でございまして、ようやくこれに着手できるようなことになりましたので、何とか進めていきたいという形で進めてきました。

ただ、今事業は休止している状況ですけれども、市内の移転を希望している事業者さんの意向は何か市内で産業用地を造ってほしいという意向は当然ありますし、さらに市外事業者も呼べるような用地があれば、さらに雇用とか税収確保にもつながりますので、今回の事態を生かして、何とか必要最小限の経費で産業用地が生み出せるように努めてまいりたいと思います。

○委員（内田美恵子君） やはり、この9,300万円、今の時点ですけれども、それを成果物という形で計上されていますが、これ市民が見たら、事業が中止したのに、これまでの業務でかかったものを市が出すということに、それはしょうがないですけれども、出す。その辺のしっかり経緯とか情報を、こんなにしっかり報告書を作っているから、こういうものも市民にしっかり公開していただいて、本当にこれは何だということのないようにしていただきたいなと思います。最後にそれを強く要望しておきたいなと思いますので、副市長、御答弁をお願いします。しっかり対応していただきたいなと思います。

○副市長（渡辺健成君） 今回のことを教訓に、今後はこのようなことがないような形で、全庁的にやはりきちんと取り組んでいくように、ましてや報告書等については、きちんと市民の皆さんにもお知らせできるように対応していきたいなと思います。

○委員長（椎名幸雄君） 暫時休憩いたします。

## 【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

午後 5 時 3 4 分休憩

---

午後 5 時 4 9 分開議

○委員長（椎名幸雄君） 再開いたします。

木村委員より、本日の委員会を早退する旨の届出がありましたので、御報告をいたします。

引き続き、環境経済部に対する質問をお願いいたします。

○委員（芝田真代君） リサイクルセンターについて質問させていただきます。

リサイクルセンター建設前にごみ削減の対策や市民周知、リサイクルセンターを再建することを知らない市民がちよっと多いように感じているのですが、周知徹底はしっかりされているとみなしておりますでしょうか。

○資源循環推進課長補佐（小嶋敬一君） まず平成27年度に我孫子市廃棄物処理施設整備基本計画ということで、こちらの第二次事業として資源化施設の計画位置づけておりますけれども、まずこちらにつきましては、パブリックコメントを実施いたしております。

その後、第二次事業として、我孫子市リサイクルセンター整備詳細計画の策定が平成30年度、そして令和4年度に循環型社会形成推進地域計画ということで策定をしております、令和6年度、改めて詳細計画の改訂版、そちらもホームページに公表しております。

また市政ふれあい懇談会でも、今年度第2回でリサイクルセンターの整備ということで、市民の方にはお話しさせていただいております。

またこれらの情報をこれまでの経緯につきましても、ホームページ上でも整備に至るまでの経緯を紹介しております。

○委員（芝田真代君） ありがとうございます。

私たちは常日頃説明を受けているので、このクリーンセンターからの流れで、第1期、第2期、第2期にリサイクルセンターが位置づけられているということは承知の上ですが、やはり市民の方が知らずに、例えば建設関係の新聞を見て、建設費の数字だけを目にする方、また議会だよりなどの質問事項などで知る方が多く、多くの市民が知りません。

ちょっと私気になったので、「広報あびこ」に今まで記載されていたのかを調べました。リサイクルセンターで検索をかけてくださいと言ったところ、記載が発見されたのは令和7年4月1日号の4月から市の組織を変更、資源循環推進課を新設、リサイクルセンターの整備に関する検討やといったこの1点のみで、クリーンセンターが稼働したときに上がったトップページの記事の中にも3枚、クリーンセンターについての説明はしっかりなされているのですが、この中にリサイクルセンターという表記はありませんでした。

例えばですが、市長の最後のお言葉の中に、次は第2期リサイクルセンターに向けて、しっかり

## 【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

取り組んでまいりますとかという一文があれば、多分市民の頭の中にも残ったと思うのですが、何かこの市民向けの発信がちょっと少なく感じる理由は何か、根拠等はございますでしょうか。

○資源循環推進課長補佐（小嶋敬一君） 今こちらお見せいただいた広報につきましても、新クリーンセンターが稼働するということでの皆様へのお知らせということで、事業化が適切にされて、竣工したということでのお知らせになりますので、リサイクルセンターの整備につきましても、整備の経過につきましては、クリーンセンターと同様にホームページ等でもその工事の状況をお知らせしていきたいと思っておりますし、竣工の暁には、当然その役割も含めて皆様への周知は考えております。

○委員（芝田真代君） このできたタイミングで周知や、もう計画段階で市民にはしっかり告知をするべきだと感じております。というのは、私たち子どもの頃にアゼリア我孫子という施設ができるという告知がなされたまま、途中で計画が中止になった旨も、全部市のホームページで公表されていたんですね。やっぱりそういう経緯があるので、市民は何ができて、何に予算がつけられてというのが想像つくんですけれども、何かどうしても今の我孫子市政だと、突然金額、突然造ると決めていますというところになってしまっているような気がします。

また、この間も勉強会や、あと一般質問のほうでもお答えいただきましたが、万が一これ計画を止めてしまうと、今の段階でお金を14億円お返ししなければいけない部分がある。そのためにも計画は進めなければならないんだという説明を何度も受けておりますが、もしも止めてしまった場合、14億円を返すとなった場合の算出というのはされているのでしょうか。

例えば今一番危ない破砕機は約10億円ぐらいかかると言われています。その破砕機を買い替え、そしてあと周りにある、例えばベルトコンベヤーなどの設備の引っ越し、それを全部組み合わせると恐らく地方債は出ない状況。今余っているお金で多少持ち出しが出るにしても、今の計画よりは多分安く済むはずと私は踏んでいるのですが、その辺の試算などはされていますでしょうか。

○委員長（椎名幸雄君） 暫時休憩いたします。

午後5時56分休憩

---

午後5時56分開議

○委員長（椎名幸雄君） 再開いたします。

○資源循環推進課長補佐（小嶋敬一君） 補助金とあと起債についての財源についての御説明をさせていただきますけれども、約14億円、15億円程度ということで、これまでお話ししてきた財源につきましては、旧クリーンセンターの解体工事及び土壌汚染対策工事に係る補助財源と補助財源の裏負担に当たる起債の財源が、先ほど申し上げた大体の数字なんですけれども、それにつきましては今、令和7年度解体工事を実施しております、令和8年度、令和9年度まで予定どおり実

## 【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

施した場合の財源を想定しておりますので、既にもらっている金額約15億円を今すぐ返還するという意味ではございません。

○委員（芝田真代君） 今もう使ってしまった金額分をお返しするという認識で間違いはないですか。

○資源循環推進課長補佐（小嶋敬一君） 補足させていただきますと、今、令和7年度実施してまして1年目の解体工事と土壌汚染対策工事、2年目、3年目と3か年かけて実施する予定なんですけれども、そのときにその期間中に見込んでいた財源が約15億円ぐらいなんですけれども、その金額も多少変わってくるところあるんですけれども。それを全て実施した場合の金額にはなっていないと、その後といいますか、解体後に跡地利用を行わないということになりますと、そのもっていた財源は、跡地利用を前提に交付決定を認められていて、その交付決定に基づいて補助の裏の財源として起債を充てていますので、それが返還する可能性があるということになります。

○委員（芝田真代君） ありがとうございます。

今の設計のままいってしまうと、やっぱり120億円ぐらいかかってしまうと言われている中で、ほとんどの金額が地方債に頼る形になっている。それで何十年も先の人たちにその返済を充ててしまうことになる。やはりそうなるのであれば、市民にしっかりと説明するべきだと思うんですね。

今ちょっとこの焦らされている感覚というのを、この議員24名で決めることじゃないような、もちろん決めなければいけないんですけれども、そうではなくて、しっかり市民に周知して、それぞれアイデアを持ち寄って、これも聞きたいんですけど、パブリックコメントは出すことは可能なんですか、もう一度。

もう既に一度出してしまったパブリックコメントだから、もうパブリックコメントというのは出せないというものであればしょうがないと思うんですけれども、何らかの形で周知しないまま、この今、新聞やホームページに載っていますという状況だけで推し進める金額ではないと思うんですよ。なので、今後の市民の周知方法、また6月までに決めなければいけない根拠、あと6月にもし変動があった場合の対策についてお聞かせください。

○資源循環推進課長補佐（小嶋敬一君） 周知方法につきましては、これまでも経緯と計画につきましてはホームページで公表させていただいておりますし、あとはふれあい懇談会とか、そういった場を使って、引き続き周知はさせていただきたいと思っております。

○委員（芝田真代君） 今後、市民にヒアリングを問える場所というのは、基本的には設けないという考えでよろしいですか。

○資源循環推進課長補佐（小嶋敬一君） これまでも何度もお話をさせていただいているとおり、既存の施設、粗大ごみ処理施設、プラスチックの中間処理施設、その他の瓶とかの施設ですね、そういったものの施設の老朽化で、市のほうで適切な更新時期を延ばさざるを得ない状況がありまし

## 【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

て、何とか今だましだまし使っている状況の中、これ以上時間を先延ばしをして、ましてや建設費が高騰している中、リスクを放置したまま、また見直すというような形で時間を取ってしまうのは得策ではないというふうには考えておりますので、我々としては、必要なものとして、ごみ処理、引き続き、市民生活に影響が出ないように、適切な更新をする上で、当然価格は高くなってしまっている状況ありますので、今は事務局のほうでコンサルタント会社も使いながら、必死に精査を続けているところですので、それを予定どおりなるべく早急に進めたいというふうには考えております。

○委員（芝田真代君） 一般質問のほうでも質問させていただきましたが、今、県が広域化に向けて動いている。資源化施設に対しても動き始めている中で、今後、6月までの間に県等相談に行く予定はありますか。

○資源循環推進課長補佐（小嶋敬一君） 国と県のほうで広域・集約化ということで、今進めているということも答弁させていただいたと思いますけれども、今、国と県のほうで予定している広域化・集約化というものにつきましては、県内においては2050年をめどに広域化・集約化ができるといいよねというぐらいの段階でして、県が主体となって、こことここを一緒になって進めてくださいというものでもございませぬし、我々が相談したからといって、一緒にやる自治体が、そういった形での調整がそんなすぐに短期間にできるものではございませぬので、我々としては今単独整備で事業化をして、県を通じて国にも地域計画を提出している中での事業を進めておりますので、これは引き続き、そのまま進めていきたいというふうには考えています。

○委員（芝田真代君） 今、国と県にかけ合いながら今回の事業を進めているという話ありましたが、どうしても国のほうが目立っているような気はしています。かつ県が動き始めているということは、耳を貸す余地があると私は捉えておまして、その中でどうしても1回駄目になってしまったその広域化の話というのは、分別の仕方が違うといった内容で恐らく駄目になってしまった部分あると思うんですけども。違うようなので1回休憩取ってもらっていいですか。

○委員長（椎名幸雄君） 暫時休憩いたします。

午後6時04分休憩

---

午後6時14分開議

○委員長（椎名幸雄君） 再開いたします。

○委員（芝田真代君） 休憩中にいろいろ説明いただきまして、国にお金を返すとなってしまうと、やっぱりその信頼関係にもひびが入るといったところの説明を受けました。その中で、そうなるくともう金額面をできるだけ抑えていくことに注力したほうがいいと思うんですが、その場合の代替案や、金額面を抑えるコストダウンの今最大限抑えられるのはどのぐらいかという試算、出せ

## 【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

ますでしょうか。

○資源循環推進課長補佐（小嶋敬一君） 具体的な金額は、今まさに詳細詰めているところでして、ただ、ごみ処理系列につきまして、最低限必要なものを当然、盛り込まなきゃいけないんですけども、やむを得ずごみ処理に直接関係ないものですね、そういったものは削らざるを得ないというふうには判断しておりますので、そういったところを極力切り詰めて、必要な額を精査していきたいというふうには考えております。

○委員（芝田真代君） ぜひ適材な、削れるものは極力削って、本当に安心・安全は大事ですが、あまり高コストにならないような形を取っていただきたい。あと壊れていないものに関しては、その修繕時期などを踏まえて使っていくのか、新しくしなければいけないのか、しっかり精査していただきたいと思います。大丈夫です。

○委員（岩井康君） リサイクルセンターのこれからの方向の論議をする前に、選考の問題以前の問題が今、実際あると思うんですよ。それをちゃんと整理をする、また解決をする、そうした上で進めないともまずいと思う。

どういうことかといいますと、2月16日の勉強会やりました。その勉強会の中で、課長がね、写真を撮ってきたものを公表したんですよ。そしたらね、びっくりした。マスクはしていない。ヘルメットはかぶっていない。手袋はどんな手袋しているかよく分かんない。これで、いろんな産業廃棄物も含めて扱っているんですよ。こんなことが許されるはずがないんです。写真に写ってんだもん。それは課長がね、もう当たり前のようにして写してね、みんな見せているんですよ。とんでもない話じゃないですかこれ。こんなことをやっていたんじゃない、まずリサイクルセンターを論議する前に、まず現在働いている人を守る、このことをちゃんとやらないともまずいですよ。

今、ちょっと前に椎名委員長も言われましたけれども、身障者の方も働いています。そこでも写真に写ったんだけど、重機がそばに写っているんですよ。その重機を使わないで、重いものを2階まで運ぶってわけですよ。だとしたらね、重機を使って運べばいいじゃないですか。例えばもっと機械を使って、もっと合理的なやり方っていうのはあるわけですよ、今の時代ですから。それもやらないで、そういった手作業でやらしていると。これはね、はっきり言ってね、リサイクルセンターを論議する以前の問題。本当に現在のところどう見てんだということを、私はもう憤りを感じましたね、はっきり言って。

そこのあたりどうですか、まず。今日お見えになっている担当の方。

○資源循環推進課長（川村憲司君） まず1つ目に、今、リサイクルの施設で扱っているのは一般廃棄物で、産業廃棄物についてはこちらの施設には入っていないということがまず一つございます。

それと、焼却施設の場合ですと、例えばダイオキシンですとか、そういったことに関連がありますので、そういう有害物質がありますので、法にのっとった格好ですね、しっかり防じんマスクを

## 【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

したりという決まり事があるんですけども、リサイクルの施設ですと、その場所場所に応じた格好でやるというような形にはなってくると思います。

御指摘のとおり、例えばマスクをしている写真に写っても、普通のその辺で売っているようなマスクであったりというところがございまして、この場所ではどういう形で、作業場所によってどういうふうに、例えばヘルメットをかぶらなきゃいけない場所なのか、法的にどういうふうに扱わなきゃいけないかは、もう一度ちょっと確認をさせていただきたいと思います。

それと持ち上げてというお話がありましたけれども、瓶の施設のことかなと思うんですが、これについては暫定的な処理場所として今行っているもので、新たなリサイクルセンターができたときには、こういった持ち上げるような作業はないような形で進めていきたいと思います。

○委員（岩井康君） 今の答えはね、はっきり言って答えになっていませんよ。だってね、ヘルメットをかぶらなくていい、かぶらなきゃいけない、このあたりの基準はどうなっているんですか。

例えば、大手なんかではかぶるのがもう前提になっているんですよ。現場に行ったら、もうかぶると。マスクだって、工業用マスクをちゃんと使って実際に作業をする。例えば産業廃棄物でないから手袋も、もうどうなのかという問題もあるし、革手を使っているかどうかも含めて考えなきゃいけないんですよ。

そしてもう一方、瓶とか何かが、新しくなったらそういうふうにしますっていうんじゃなくて、今どうしているんですかって私聞いているんですよ。それ答えていないじゃないですか。今どうするんですか。

○資源循環推進課長（川村憲司君） 現状の話と、これちょっとこれからどうしなきゃいけないかという話と、ちょっと分けてお話しさせていただければ、現状は今、ヘルメットをかぶっていないとか、工業用のマスクをしていないとか、手袋もどうなっているかというのを、うちのほうで全部把握をしているわけではないので、これについては実際にどういう作業のときにはどういうものが必要かというのは確認をさせていただきます。

また、瓶のところについては、これは新クリーンセンターを建設するとき、もともとあった瓶の選別の施設を解体をして、今のこの暫定的な処理をするための施設を造ったということになります。その際に、どうしても作業スペースが少ないというところもございまして、今みたいなステージの上に物を上げるというような形を採用せざるを得なかったというところがございまして、こちらについては、これを重機で持ち上げるとかということはちょっとスペース的にも無理なところがあるので、しばらくの間は手作業でやることにはなるかと思えます。

○委員（岩井康君） ぜひ、今日明日でも、今日はもうこの時間ですから、あしたにでもすぐ対応していただきたい。要するに、安全対策というのは待たなしですから、ぜひこれを急いで対応していただきたい。

## 【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

それから、マスクなんかにしても、本当に、いわゆるガーゼマスクとか、そんなんで済む話じゃないわけですから、やっぱりちゃんとしたものを手当てをしていただきたいと思います。そうしないと本当に身障者の方が仕事をされているということですから、いろんな意味での障害もあるわけですね。制約もあるわけですから、これらについてもしっかりと気配りをしながら、そして仕事をしてもらうということが必要だと思えますね。

そういう点では、今の答えでは間に合っていないので、ぜひしっかりと間に合う対応をしていただきたいと思います。

○資源循環推進課長（川村憲司君） 安全については、これ一番大事なことでありますので、これ早急に確認をいたしまして、必要な対応を取っていききたいと思います。

○委員（内田美恵子君） 議論がいろいろ錯綜してしまっているの、ちょっとまとめて質問したいなと思います。

リサイクルセンターというのは、まさに市民生活に必要不可欠な施設であって、また循環型社会を推進していくためにも、今、老朽化したこの施設をいずれかは整備していかなければならないということは私も認識しています。

しかし、この物価高騰が続く中で、概算事業費が年々急増しており、この厳しい財政状況の中でこの事業をこのまま進めていくのか、それとも内容を見直していくかということが今課題になっちゃっていて、それで課題なんですけれども、今の時点で、じゃ、どこまで見直しをできるのかというようなことも、今皆さん認識がまちまちなので。この間勉強会のときに、市が資料を出してくれました。これに基づいてちょっと長くなりますけど、まとめてありますので、質問をさせていただきます。これとてもいい資料なので。

○委員長（椎名幸雄君） 内田委員に申し上げますけれども、この間の勉強会でかなり細かく資料説明をされていますので、その辺は、本日、同じダブるというようなことがあるといけませんので、その辺は割愛してほしいと思えますけれども。

○委員（内田美恵子君） ちょっと休憩してください。

○委員長（椎名幸雄君） 暫時休憩いたします。

午後 6 時 2 5 分休憩

---

午後 6 時 2 7 分開議

○委員長（椎名幸雄君） 再開いたします。

○委員（内田美恵子君） それで、今時間がないからということで、委員長からも指摘がありましたので、本当は市民の方が平成 3 0 年からこの事業費がどういうふうな推移で現在の見込額になったかというのも、市民の方は全然分かっていないと思います。ですから、その辺をもう一回精査し

## 【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

てお答えいただいて、正確なところを知っていただきたいなと思って、事業費の推移からお話ししたかったんですが、今指摘がありましたので、もうそれは割愛します。しっかりと市民の方にもこの事業費の推移というのを見ていただけるような形にしていきたいなと思います。

それで、まずその次に、今課題となっているのは、6月議会で一応債務負担行為を設定する議案を出したいということが、市のお考えだということだったですけれども、それはこの間の勉強会で、もう少し延ばせないかという私質問しましたけれども、その辺は今の段階で市はどういうふうに債務負担行為の提出時期を考えているか、それもう一回確認させてください。

○資源循環推進課長補佐（小嶋敬一君） 本来であれば、当初の予定ではこの3月議会で債務負担行為を設定、議案出ささせていただきまして、4月に入札公告というスケジュールで考えておりました。ですが、令和7年12月に見積りを取得した結果を確認したところ、想定以上の事業費になってしまったということで、当然財源も含めまして、庁内での財政部局と内容を整理いたしまして、財源の裏づけとともに、あとは事業費の精査も含めて改めて説明ができる形で一度議会を送って、6月議会というスケジュールで進めております。

それに当たりましては、しっかりと皆さんに説明ができる形で延ばしていたのがまず1点と、もう一つは、事業者ですね、主にプラントメーカーがメインになるんですけれども。あとは土建の業者といろいろ見積りを取る関係で、今、人件費と物価高騰のどんだんだんだん上昇しているさなか、4月入札予定で見積りを取得したものを、3か月までは何とか延ばすことができるということでコンサルを通じて調整をしております、それがまたさらに先送りになりますと、もう一度見積りを取り直して、さらなる高額が予想されることから、タイミング的にも3か月だけ何とか延ばして、そこで整理をつけて御説明をしていきたいというふうには考えております。

○委員（内田美恵子君） そうすると、6月議会には議案を提出するということだと思いますが、そういう段階で今あるということ、私も今認識しました。

それで、それに対応するために、市がこの間勉強会を出してくれた資料の中に、事業を見直す場合にはというところの留意点がたくさん書いてあるんですよ。これが本当にできないのかどうかというのを一つずつ確認をして、できないのであれば、もう今度は6月議会に出された債務負担行為の議案に対して、私たち議員はどうするかという判断をしなきゃいけないわけですから、そのための参考として、留意点について確認をさせていただきたいと思います。

1点目ですけれども、これはこの事業のことですけれども、これは環境省承認の循環型社会形成推進地域計画期間内に、解体後の跡地利用としての施設整備に着工できないと。これ先ほど芝田委員が質問したことに関連するんですけど、国庫補助及び補助裏分の地方債14億6,000万円の返還義務が生じることになるということが懸念されるということですから、これ期限は令和11年までということよろしいんですか。

## 【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

○資源循環推進課長補佐（小嶋敬一君） 現在国に承認いただいている計画の最終年度が令和11年度となっておりますので、現行計画では令和11年度までということになります。

○委員（内田美恵子君） それで例えばですよ、計画を多少見直すということになった場合に、令和11年度までに返せば、14億6,000万円は返さなくていいわけですから、その前に計画を見直す場合には、この間書いていただいたいろいろな計画をもう一回一からつくらなきゃできなくなるわけですよ。

その期間が最低でも2年間かかるって御答弁があったと思うんですが、そうするとリミットは、例えばですよ、多少上がっちゃうことは、もう上がってもいいよということであれば見直すということで、それこそいつまでに、この計画全ての循環型社会形成推進地域計画から我孫子市リサイクルセンター整備詳細計画から全ての計画を見直すと、約2年かかるとして、何年頃までにリミットということになるんですか。見直す期間というのは。

○資源循環推進課長補佐（小嶋敬一君） 現在、国に承認いただいている循環型社会形成推進地域計画の期間が令和11年度と先ほど申し上げましたけれども、今の計画での整備事業の着工予定は令和9年度を予定しております。

それは令和9年度のいつのタイミングなるか、実際には後半の末に近いところなんですけれども、その予定が仮に単純計算で例えば2年とか、ないしは3年という形で単純に考えますと、もうその期間内には着工ができないというスケジュールになります。

○委員（内田美恵子君） じゃ、着工ができないとすると、交付金の14億6,000万円は返さなきゃいけないということになるということですね。

1点目は分かりました。

それで2点目なんですけど……

（「暫時休憩お願いします」と呼ぶ者あり）

○委員長（椎名幸雄君） 暫時休憩いたします。

午後6時35分休憩

---

午後6時38分開議

○委員長（椎名幸雄君） 再開いたします。

○委員（内田美恵子君） 2点目は、いわゆるこれからどれだけ物価が高騰するとか、人件費だとか、特に土木・建築部門は全国的に圧倒的な人手不足の状況ですというふうに、この留意点として書かれているんですけども、この辺は担当課としてはどのように見込んで、これは延ばせば延ばすほど事業費がもっと増大すると。それから人手の確保も難しいというような判断をされているかどうか、その辺もう一回確認させてください。

## 【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

○資源循環推進課長補佐（小嶋敬一君） こちらに書いてあるとおりになんですけれども、今現在も、プラントメーカーと併せて土木建築業者がタッグを組む形にはなるかと思うんですけれども、今現在でさえもプラントメーカーが土木建築業者を、今、全国的にやはり工事の需要というのがありますので、人を探すのがかなり困難な状況な中、見積りを何とか出してもらっている状況ですので、これ以上先延ばしにすると、それがさらに悪化といいますか、高騰する傾向にあるのは間違いないので、このような形で記載をさせていただいております。

○委員（内田美恵子君） それで、次に③ですけれども、この先送りすると施設の老朽化やリチウムイオン電池等に起因する火災の危険性がますます高まることになり、修繕費用も上昇しているとか、そういうことが書かれていますが、現在の修繕費用のこれまでの経緯と、それから今後どのぐらいになると見込まれるか、その辺分かればお聞かせください。

○資源循環推進課長補佐（小嶋敬一君） こちらにつきましても、市のホームページでこれまでの経緯等々、あとは勉強会、あとは議会でも度々説明はさせていただいておりますけれども、おおむねですけれども3,000万円から4,000万円ぐらい支出はしております、それも全て必要な項目を修繕できているわけではなく、市の財政の状況を見ながら、毎年何とか3,000万円、4,000万円予算を工面いたしまして、だましましといいますか、必要最低限を、場合によっては翌年度に送ったりという項目もございますし、最近ではその次もなかなか難しい状況にはなっている状況ではございます。

○委員（内田美恵子君） それから、留意点の4なんですけれども、これ、よく議会でもいろいろな方から意見が出ているんですが、製品プラスチックを加えたプラスチック処理施設を整備しない場合は、容器包装との一貫回収・修理が困難となるため、外部委託先を探すことになり、一括で行うよりも、収集運搬それから搬出の経費は増大するというふうに書かれているんですが、プラスチック施設というのは、製品プラスチックのほうですけれども、プラスチック新法ができて、これは私なんかはもう早くしないとどうしようもないなと思っているんですけれども、しない場合の外部委託した場合の事業費の試算というのはされているんですか。

○資源循環推進課長補佐（小嶋敬一君） 試算は現在は行っておりません。

○委員（内田美恵子君） ぜひこれ、外部委託できるかどうかと、外部委託できるのであればどのぐらいの費用がかかって、現在よりも事業費がどのぐらい増大してしまうのかというのを出示していただきたいなと思います。

○資源循環推進課長補佐（小嶋敬一君） 勉強会の資料にも要試算ということで、試算を前提で書いておりますので、こちらにつきましても試算させていただきたいと思います。

○委員（内田美恵子君） この留意点5についても、今まで議会からいろんな意見として出ているんですが、一部のごみ処理施設のみを整備することとした場合は、今後、未整備となる施設などを

## 【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

どこに配置できるか整備のめどが立たない限り、配置計画をつくるのが困難となり、それを決めない限り段階的な整備を進めることは困難となるというふうに書かれていますが、これを読むと、じゃ、段階的な整備をするためには、この我孫子市リサイクルセンター整備詳細計画を最初から、これは一部の整備にするよというようなことからでしか、今の段階で段階的な整備ということは難しいということなんですか。その辺説明していただきたいと思います。

○資源循環推進課長補佐（小嶋敬一君） 段階的整備を前提とした計画策定が必要になりますので、先ほどからも繰り返しになりますけれども、その期間が少なくとも2年程度かかるだろうという見込みの中で、今現在のごみ処理設備の老朽化等、そういった状況を早く適切に更新しなければいけない中、先延ばしにすることになってしまいますので、現状どおり進めていきたいというふうに考えています。

○委員（内田美恵子君） それから、これ費用面で、仮に施設整備規模を下げて、例えば不燃・粗大ごみ処理施設のみを整備することとした場合は、今後、未整備となるプラスチック中間処理施設や瓶缶処理施設などをどこに配置できるのか、これも整備のめどが立たない限り、段階的なあれは難しいということで、その下に施設整備規模を下げて不燃・粗大ごみの処理施設のみを整備した場合でも、着工が遅れることにより100億円以上まで建設費が高騰する可能性が高く、見直し前よりも状況が悪化するおそれがあるというふうに書かれているんですが、その辺をもう少し詳しく御説明をお願いしたいと思います。

○資源循環推進課長補佐（小嶋敬一君） こちら不燃・粗大ごみ処理施設のみを整備した場合の、あくまでもこれは概算ですね、頂いたメーカーの見積りを基に、こちらは改めて見積りを取ったわけではなく、我々のほうで必要な要素を抜き出して出した金額がこの程度になるんですけれども。あとは、今現在の人件費や資材価格の高騰等を加味した場合に、恐らくこれぐらいの金額になるのではないかと可能性として示しておりますので、確定した数値ではございません。

○委員長（椎名幸雄君） 暫時休憩いたします。

午後6時47分休憩

---

午後6時52分開議

○委員長（椎名幸雄君） 再開いたします。

○委員（内田美恵子君） もう一点、個別に整備していくこととした場合に、それぞれの処理系統ごとに、いわゆる施設、箱物を整備することとなるため、一括整備する場合より立体的な活用が困難なことから、先ほど市長が言われたように配置スペースが足りなくなるおそれがあったり、別途用地取得が必要になる可能性があるということですから、今、計画されている整備は、立体も考えて土地を有効利用しようとしての計画なのか、その辺お答えください。

## 【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

○資源循環推進課長補佐（小嶋敬一君） 様々な処理設備、系列を集約化して一括の建物で建てる計画としております。

○委員（内田美恵子君） それからもう一点、最近この留意点の中には入っていないんですけども、先ほどもちょっと出たんですが、広域でという県とか国から県にという、私もあの資料を頂いて確認してみたんですが、まさに2051年までにということで、県としても令和8年度末までに計画を立てるということであって、それで今回には間に合わないのかなと思いますし、県内を3つのブロックに分けて、我孫子市は第1ブロックというところに入っているんですけども、それを見ると、一番整備の遅い2051年からこの施設整備をするという計画に入っているということですよ。もう一回、その辺教えてください。

○資源循環推進課長補佐（小嶋敬一君） 今、県が進めている広域化・集約化計画というものは、メインが焼却施設になっております。項目としてはリサイクルというのは書いてあるんですけども、具体的に先ほど言ったその第1、第2、第3ブロックのようなくくりでの具体的なイメージは特には今現在ではございません。

我々のほうでは、我孫子市としましては、クリーンセンターのほうはもう単独で整備しておりますので、こちらの資料にも書いてあるんですけども、施設が終了する年度の10年ぐらい前からをめぐり、周辺と協議をして決めていくというような形で、あくまでもこのブロックも、この中で必ずやれという意味ではなく、あくまでもイメージにはなっておりますので、そういった内容となっております。

○委員（内田美恵子君） 今まで私、質問したことに関する、いわゆる留意点に関する市のお考え伺ったんですが、市はそういうお考えの下に、じゃ、事業を見直すということはちょっと今の段階で総合的に考えて難しいかなという御判断をされて、このまま進める場合ということについての留意点ももう一つ書いてあります。

どちらにしても私本当にこれ難しい問題だなと。やるにしても、見直して先延ばししたときの課題もたくさんありますので大変だと思うんですが、このまま進めた場合の留意点についても、しっかりと精査していただかないといけないと思うんですが、少なくとも整備費を120億円、運営費を100億円という前提で財源確保をどうするかとか、先ほども御答弁ありましたけど、事業費を一切無駄なものは省いて精査していくということですが、これはもうどっちにしてもちゃんとやっていたらいいと、もう市もこれから財政厳しい中で、この先のこともありますから、よくよくこの辺は精査していただいて、どこまで下がるかということも、6月議会前にある程度議員には知らせていただきたいなと思いますが、その辺いかがでしょうか。

○資源循環推進課長（川村憲司君） このクリーンセンターとリサイクルセンターを合わせた整備につきましては、もうこれ過去から遡ると平成27年度に我孫子市廃棄物処理施設整備基本計画を

## 【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

策定をして、その中でリサイクルセンターを整備するというでずっとスタートして、今現在、もうクリーンセンターも稼働し、旧クリーンセンターを解体し、さあこれからリサイクルセンターを整備しようという段階に来ております。

この段階で事業費が想定よりも上がってしまったというところで、今ちょっとつまづいているところですが、我々が今やるべきことは、この事業費をどれだけ削減できるかというところに尽きると担当課では思っておりますので、どれだけ不要なものというところであれですけれども、ごみ処理に関することをしっかりと整備した上で、どれだけ事業費を削減できるかということをしっかりと考えていきたいと思っております。

○委員（内田美恵子君） そのときに勉強会でも飯塚さんあたりも言っていましたけれども、クリーンセンターのときも、まさに入札で、あのときは30億円ぐらいですかね、下がったという経緯があって、今はこういう状況だからそこまでは下がらないかもしれないですが、できるだけやはり事業者をたくさんあれしていただいて、競争を働かせていただきたいということと。

それから財源なんですけれども、今年の令和8年度の国の地方財政計画のポイントの中に、物価高騰等によって、こういうふうにとこの自治体も、今まで計画していた事業の事業費が高騰しちゃって、もう本当に大変な思いをしているわけですけど、それに対する公共施設の補修とか何かに関する修繕とかいうのも入っていましたけど、交付金というか財源を国が用意しているんですが、その辺も、この今回のこの事業に使えないのかどうか、確認をしていただきたいなと思う。

以前、前回のクリーンセンターのときには、復興交付金でしたっけ、あれで市長がいろいろ掛け合っていて、あのお金で大分軽減されたということもあったと思っておりますので、その辺の財源を本当に必死で探していただきたいなと思っておりますが、その辺いかがでしょうか。

○資源循環推進課長（川村憲司君） 財源につきましては非常に厳しいところがあり、今は循環型の交付金を使うというところで進めておりますが、引き続きどういった財源があるのかというのは、探ってはいきたいと思っております。

それともう一つ、先ほど答弁で一つ漏れていたんですけども、議会の勉強会ということなんですけど、事業費のほうメーカー等に見積りを取って、4月もしくは5月中ぐらいにもう一度勉強会のほうを開催させていただきたいと、担当のほうでは考えております。

○委員（内田美恵子君） 今の国の財源の話ですが、道路や施設の改修等にかかる投資的経費が3,000億円、国で用意されているということなんですけれども、これ使えるかどうか全然分からないんですが、その辺もちょっと確認をしていただきたいなと思っております。

先ほどからいろいろな方が御意見言っているように、まずやはりこの事業に関しても、やっぱり市民の方は知らない方が多くて、やるって知っていても、なぜこれここまで事業費が伸びてきちゃったのかということとか、もう本当にね、そもそもこれ平成30年でしたっけ、あのときに詳細計

## 【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

画して、その頃にできていれば56億円だったんですよね。倍になっちゃっているんで、それが一番の今回こういうふうな議論なった問題だと思うんですけども。その辺も、詳しく分かるように説明をする機会、あるいは説明をしていただきたいなど、情報でも何でも。6月議会までにふれあい懇談会もありますよね。そういうときにも、ぜひ市長のほうから、この経緯とか、それを御説明いただいた後で、御意見を聞くという機会を持っていただきたいと思う。ぜひそれだけは、こんなに大きな事業ですから、していただきたいなと思います。最後に。

○市長（星野順一郎君） 御存じのように、春秋2回ふれ懇やりながら、タウンミーティングという形でやっていますんで、それぞれの年の主な事業と、それぞれの地区での主な事業という形で分けながら意見交換をさせてもらっていますんで、当然、クリーンセンターを造る前にもやりましたし、当然そこには、地元の説得が必要なやつは、地元が了解するまでは言えないというのがありますから、その前提の中で慎重に進めてきました。

またこれからも次のリサイクルセンター、ここについては先ほど言われたように、瓶、缶、ペットボトルはじめ、いわゆる資源ごみの回収が止まっていいのかっていう前提がかかっていますから、それを踏まえてしっかりと市民の皆さんにもお知らせする必要があります。ましてや、費用が約倍になっちゃいましたから、そこも含めて、だけど多分、瓶、缶、ペットボトル、特に若い人に聞くとペットボトルはやたらと出るんで、これが止まるととてもじゃないけど我孫子での生活は楽しくないって言われちゃうような状況になると思いますんで、そこはきちんとふれ懇の中では話をしているつもりではいます。

○委員（芝田真代君） 先ほどの説明の中で、コンサルの方と協力しながらといった話が出たんですが、以前に入札していたコンサル会社がなくなってしまった上で、今は令和何年の何月に入札を行った、何という会社がコンサルをやっていますか。

○資源循環推進課長補佐（小嶋敬一君） 今、委員おっしゃった、なくなったコンサルというのは、令和4年度の検討業務のことをおっしゃっているかと思うんですけども、今年度発注支援業務で委託している事業者につきましては、今年度と来年度ですね、令和7年度、令和8年度で入札を行って決まった事業者は、国際航業株式会社というところになります。

○委員（深井優也君） ありがとうございます。

今日いろんな委員が話していたので、僕の疑問も大分分かってきたなというところです。

ちょっと一般質問でも、僕、リサイクルセンターをメインで取上げて、時間の関係でちょっと委員会という話もしたので、それちょっと1点だけなんですけれども、一番最後の私の提案のところ、松戸市のほうで庁舎移転、建て替えを行うというところで、市民に知らせるために新庁舎建て替え場所比較検討に関わる有識者プロジェクトチーム懇談会というものを開いていました。

今、市長からも懇談会というところでしっかりとという話はいただいたんですけども、この松

## 【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

戸市のほうは、抽せんで漏れた方にも市民に別室でモニター視聴できるとか、やる場所によって変わるとは思うんですけど、やっぱりこういうモニターだったりとか、インターネットだったりとか、こういうことを使って新たな形で、今後ずっと懇談会をされるというわけでもないんですけども、新たな形で懇談会をやるというのが大事なのかなと思うんですね。

そのときに、先ほど内田委員おっしゃっていたんですけども、今回の勉強会の資料って、すごく見やすいもの、私もすごい見やすいなと思っていたんで、この勉強会の資料なんかをそのまま市民の方への懇談会資料として使えないかというのを思っているんですけど、この辺、御見解をお願いします。

○資源循環推進課長（川村憲司君） 勉強会で使った資料につきましては、基本的には公開できる情報だとは思いますが。

また、その資料を使って、ちょっと懇談会という形でやるのかどういいう形かというのはまだ決まらないところですが、こういった資料を、分かりやすいという御評価をいただいたところもございますので、例えばホームページとか、全ての情報を入れてしまうと市民の方が勘違いしてしまうような情報がある場合は、その辺は加工しまして、情報のほうはホームページ等で公表していくことをちょっと考えたいと思います。

○委員（深井優也君） 勘違いしやすいところというのはあると思うので、ある程度そのあたりも精査をして見ていったほうがいいのかと思うんですね。

芝田委員もおっしゃっていましたが、本当に周知することということが僕も足りていないのかなというふうに思うんで、今度の懇談会がすごくいいチャンスかなと思いますので、ここでさらに懇談会に、今どうしてもふれあい懇談会、参加人数が少ないとか、そういった話もあると思うんで、これちょっといい機会だと思うんで、何か周知させる新たな手法みたいなものを取り入れるきっかけになるかなと思いますので、ぜひ御検討をお願いします。答弁は結構です。

○委員（芝田真代君） 先ほどの国際航業さん、委託費の総額は幾らですか。

○委員長（椎名幸雄君） 暫時休憩いたします。

午後 7 時 0 8 分休憩

---

午後 7 時 0 9 分開議

○委員長（椎名幸雄君） 再開いたします。

○資源循環推進課長補佐（小嶋敬一君） 令和 7 年度、令和 8 年度では、リサイクルセンターの整備、運営に関する発注支援業務というものを委託しているんですけども、総額は 3, 2 2 6 万 6, 3 0 0 円で、2 か年で契約を締結しております。

○委員（芝田真代君） DBO 方式を採用したのは同社でしょうか。

**【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。**

○資源循環推進課長補佐（小嶋敬一君） DBO方式につきましては、令和6年度に資源化施設整備運営方式等検討委員会ということで、庁内組織ですね、副市長以下、各部長の組織で決定しております。その内容についても、会議録、結果等をホームページで公表しております。

○委員（芝田真代君） 別にこの会社が関わって、この会社の拡大のためにということとかはないですね。分かりました。

○委員長（椎名幸雄君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（椎名幸雄君） ないようですので、所管事項に対する質問を打ち切ります。

以上で本委員会を散会いたします。

午後7時10分散会